

市区町村民生委員児童委員協議会等

活動実態調査報告書 2006

平成 19 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会

「市区町村民生委員児童委員協議会等活動実態調査 2006」の 実施によせて

全国民生委員児童委員連合会では、今後の民生委員児童委員協議会活動のあり方や、組織・財政の充実強化のための基礎資料とすることを目的に、市区町村民生委員児童委員協議会の実態についての全国調査を、昭和 63 年よりおよそ 4 年おきに実施しています。本調査は、市区町村民児協の基盤・体制と民児協活動・事業実施状況などについての実態を明らかにすることで、民生委員・児童委員活動を推進する民児協の機能強化・体制整備などの拡充を図るためのデータベースを作成することを目的として実施しているものです。

今回の実施にあたっては、近年の市町村合併が民生委員・児童委員活動ならびに民生委員児童委員協議会組織のあり方に大きな影響を及ぼしていることから、市区町村民児協への調査を基本としつつ、さらに初めて法定単位民児協についても抽出方式により調査を行ないました。

また、本調査の特性として、調査時点での今日的課題を中心とした調査項目を設定しており、本報告書「Ⅱ. 調査結果の概要」においても関係機関・団体との連携や市町村合併による民児協への影響、個人情報保護に関連しての民生委員・児童委員活動の実態など、今日の民生委員・児童委員および民児協活動を進めるうえでの特徴、特質、今日的課題となる点等の特出して記載しています。本調査は項目ごとの年次比較を明らかにすることを目的として実施しているものではありませんので、ご理解ください。

本調査を実施するにあたり、ご協力いただきました全国の市区町村民児協ならびに法定単位民児協の皆様、そして、調査票の配付協力を尽力いただいた全国の自治体担当所管部局、社会福祉協議会関係者の皆様等にこの場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

本報告書が、全国の民生委員・児童委員ならびに民児協活動の推進をさらに発展、向上させ、また、委員活動がしやすい環境づくりの実現のために広く活用され、21 世紀の地域福祉の発展に少なからず貢献することを願ってやみません。

平成 19 年 3 月 31 日

全国民生委員児童委員連合会

目 次

I. 調査の概要	1
II. 調査結果の概要	5
1. 法定単位民児協調査	7
（1）民生委員・児童委員，主任児童委員数	7
①民生委員・児童委員数	7
②主任児童委員数	7
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計数	8
（2）民生委員・児童委員，主任児童委員の性別	9
①民生委員・児童委員の性別	9
②主任児童委員の性別	9
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別	9
（3）民生委員・児童委員，主任児童委員の在任期間	10
①民生委員・児童委員の在任期間	10
②主任児童委員の在任期間	11
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の在任期間	11
（4）民生委員・児童委員，主任児童委員の年代	11
①民生委員・児童委員の年代	11
②主任児童委員の年代	12
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代	12
（5）他団体・機関との連携・協力・協働状況	13
①社会福祉協議会	13
②福祉事務所／役所の担当課	13
③児童相談所	14
（6）個人情報取り扱いに関するルールの内容	15
（7）行政からの個人情報提供状況	16
（8）行政から情報提供を受けて保有できている情報内容	17
（9）法定単位民児協の課題	18
2. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査	19
（1）民生委員・児童委員，主任児童委員数	19
①民生委員・児童委員数	19
②主任児童委員数	19
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計数	20
（2）民生委員・児童委員，主任児童委員の性別	21
①民生委員・児童委員の性別	21
②主任児童委員の性別	21
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別	21

(3) 民生委員・児童委員，主任児童委員の在任期間	2 2
①民生委員・児童委員の在任期間	2 2
②主任児童委員の在任期間	2 2
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の在任期間	2 3
(4) 民生委員・児童委員，主任児童委員の年代	2 3
①民生委員・児童委員の年代	2 3
②主任児童委員の年代	2 4
③民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代	2 4
(5) 他団体・機関との連携・協力・協働状況	2 5
①社会福祉協議会	2 5
②福祉事務所／役所の担当課	2 5
③児童相談所	2 6
(6) 市町村合併による変化	2 7
①市区町村合併の有無	2 7
②合併による配置基準の変化の有無	2 7
③合併による担当区域の変化	2 7
④一斉改選後の民生委員・児童委員数変動予定	2 8
⑤主任児童委員数の変化	2 8
⑥主任児童委員数の変化（平成 19 年一斉改選後の予定）	2 9
⑦一斉改選直後に主任児童委員数が減員となる理由	2 9
(7) 個人情報の取り扱いに関するルールの内容	3 0
(8) 行政からの個人情報提供情報	3 1
(9) 行政から情報提供を受けて保有できている情報内容	3 2
III. 法定単位民児協調査 項目別集計表 [抜粋]	3 3
IV. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査 項目別集計表 [抜粋]	7 3
V. 法定単位民児協調査 都道府県・指定都市別集計表 [抜粋]	1 1 9
VI. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査 都道府県・指定都市別集計表 [抜粋]	1 5 3
VII. 調査票	1 8 5

I . 調査の概要

1. 調査対象

① 調査A（法定単位民児協調査）

全国の法定単位民生委員児童委員協議会

・町または村の民児協・・・悉皆調査

・市（指定都市の場合は区）の中にある法定単位民児協・・・抽出調査

② 調査B（市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査）

全国の市（指定都市の場合は区）民生委員児童委員協議会（連合組織としての市（区）民児協）

・・・悉皆調査

2. 標本数

① 調査A（法定単位民児協調査） 2,231

② 調査B（市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査） 871

3. 調査期間

平成19年1月～平成19年3月26日

4. 調査実施主体

全国民生委員児童委員連合会

※調査実施集計委託先：株式会社 サurveyリサーチセンター

5. 回収状況

① 調査A（法定単位民児協調査）

有効発送数 2,231

有効回収数 1,919

有効回収率 86.0%

② 調査B（市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査）

有効発送数 871

有効回収数 801

有効回収率 92.0%

◇総回収状況（調査A＋調査B）

総発送数 3,102

総回収数 2,720

総回収率 87.7%

II. 調査結果の概要

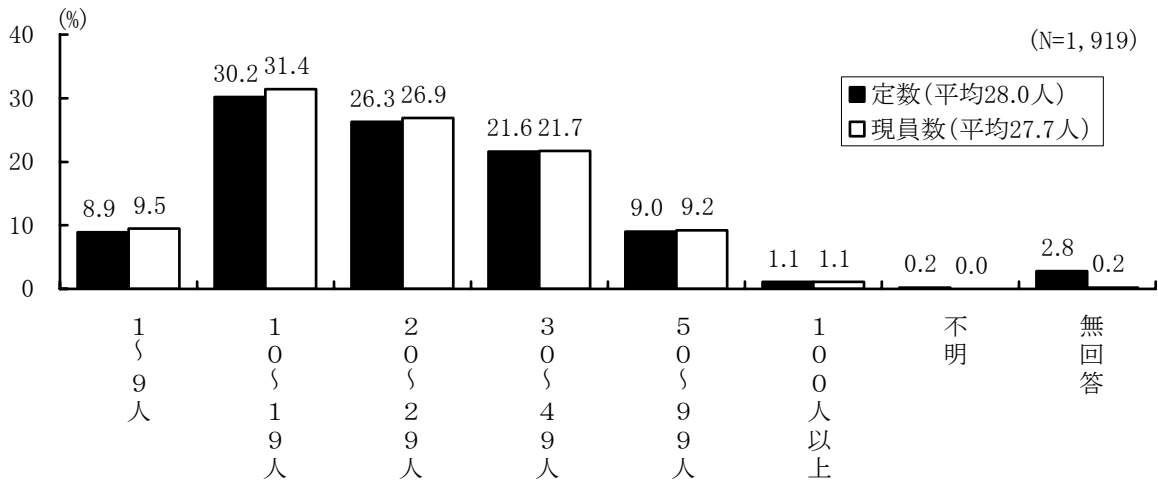
1. 法定単位民児協調査

(1) 民生委員・児童委員，主任児童委員数

① 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員の定数は、「10～19人」(30.2%)、「20～29人」(26.3%)、「30～49人」(21.6%)の3ランクの合計で全体の78.1%を占め、平均28.0人となっている。現員数も「10～19人」(31.4%)、「20～29人」(26.9%)、「30～49人」(21.7%)の3ランクの合計で全体の80.0%を占める。また、平均は27.7人でほぼ定数に近い状況にある。

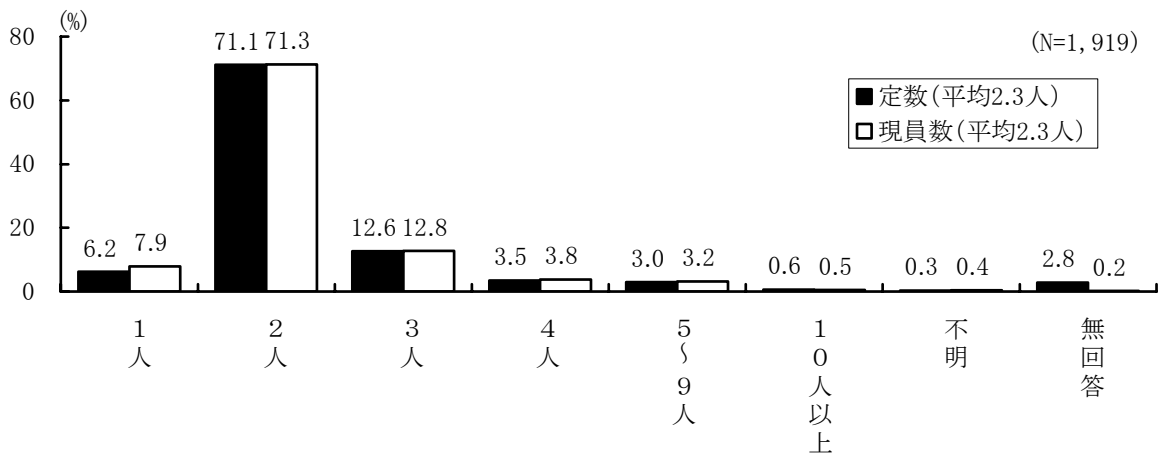
図表1-1 民生委員・児童委員数



② 主任児童委員数

主任児童委員数の定数は「2人」が71.1%と断然高く、平均2.3人となっている。現員数も「2人」が全体の71.3人にのぼり、平均も定数と同様2.3人となっている。

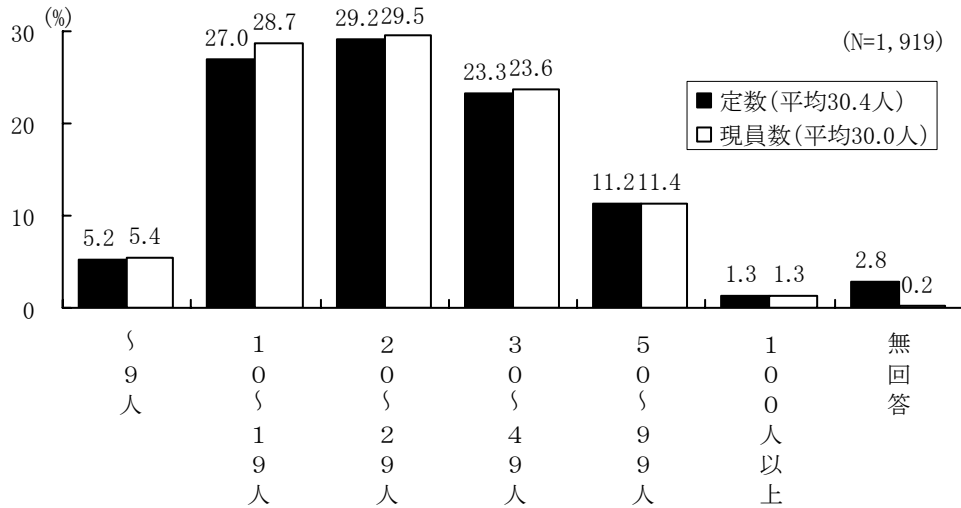
図表1-2 主任児童委員数



③ 民生委員・児童委員、主任児童委員合計数

民生委員・児童委員及び主任児童委員合計の定数は「10～19人」(27.0%)、「20～29人」(29.2%)、「30～49人」(23.3%)の3ランクの合計で全体の79.5%を占め、平均30.4人となっている。現員数も「10～19人」(28.7%)、「20～29人」(29.5%)、「30～49人」(23.6%)の3ランクの合計で全体の全体の81.8%を占めている。また、平均は30.0人でほぼ定数に近い状況にある。

図表1-3 民生委員・児童委員・主任児童委員合計数

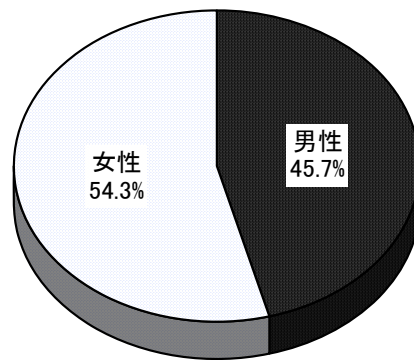


(2) 民生委員・児童委員，主任児童委員の性別

① 民生委員・児童委員の性別

民生委員・児童委員の性別は、「女性」(54.3%)が、「男性」(45.7%)をやや上回っている。

図表 1-4 民生委員・児童委員の性別

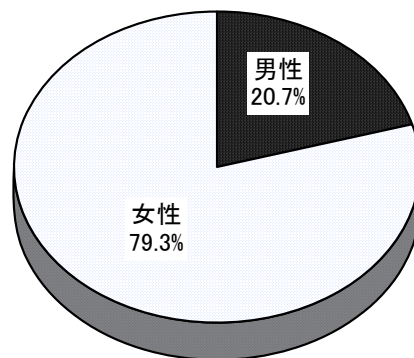


(N=1,919)

② 主任児童委員の性別

主任児童委員の性別は、「女性」が79.3%を占め、「男性」(20.7%)を大きく上回っている。

図表 1-5 主任児童委員の性別

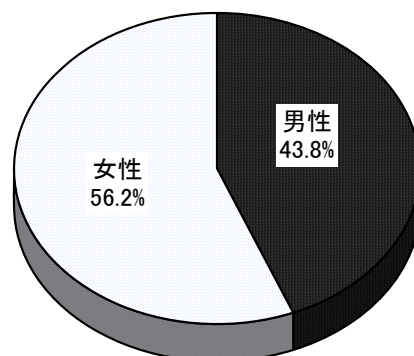


(N=1,919)

③ 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の性別は、「女性」(56.2%)が、「男性」(43.8%)をやや上回っている。

図表 1-6 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別



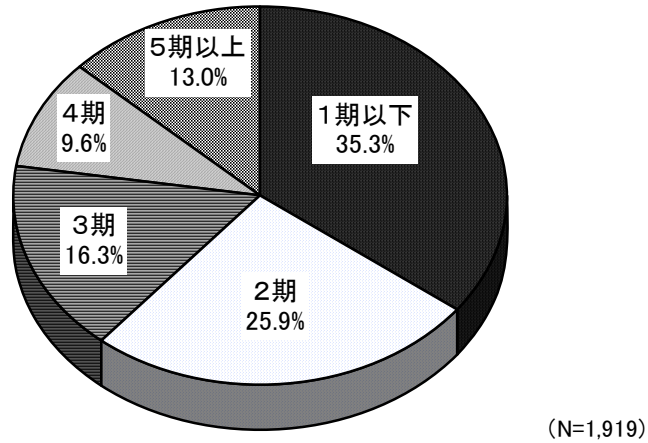
(N=1,919)

(3) 民生委員・児童委員，主任児童委員の在任期間

① 民生委員・児童委員の在任期間

民生委員・児童委員の在任期間は、「1期以下」(35.3%)が最も多く、次いで「2期」(25.9%)となっている。

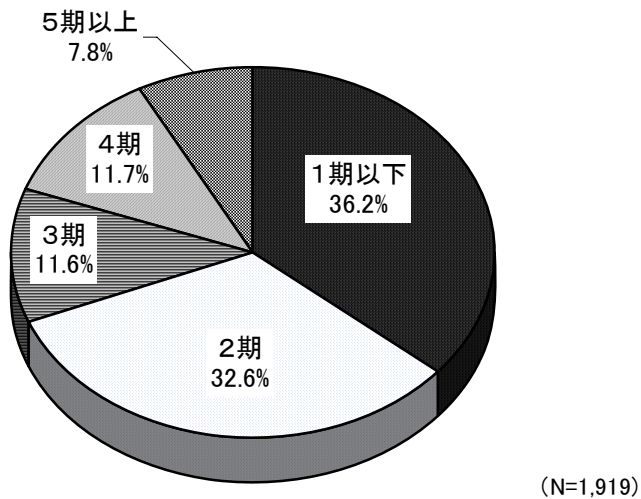
図表1-7 民生委員・児童委員の在任期間



② 主任児童委員の在任期間

主任児童委員の在任期間は、「1期以下」(36.2%)と「2期」(32.6%)がそれぞれ30%を超えているのに対し、3期以下はそれぞれ10%前後である。

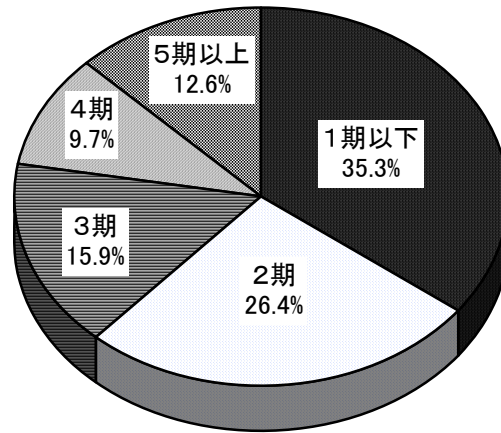
図表1-8 主任児童委員の在任期間



③ 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の在任期間

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の在任期間は、「1期以下」(35.3%)が最も多く、次いで「2期」(26.4%)、となっている。

図表1-9 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の在任期間



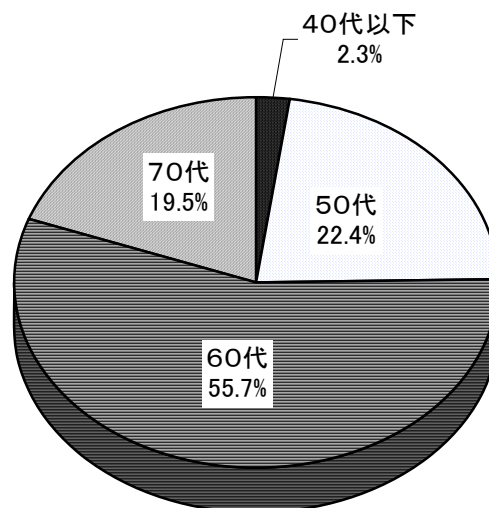
(N=1,919)

(4) 民生委員・児童委員，主任児童委員の年代

① 民生委員・児童委員の年代

民生委員・児童委員の年代は、「60代」(55.7%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「50代」(22.4%)、「70代」(19.5%)となっている。

図表1-10 民生委員・児童委員の年代

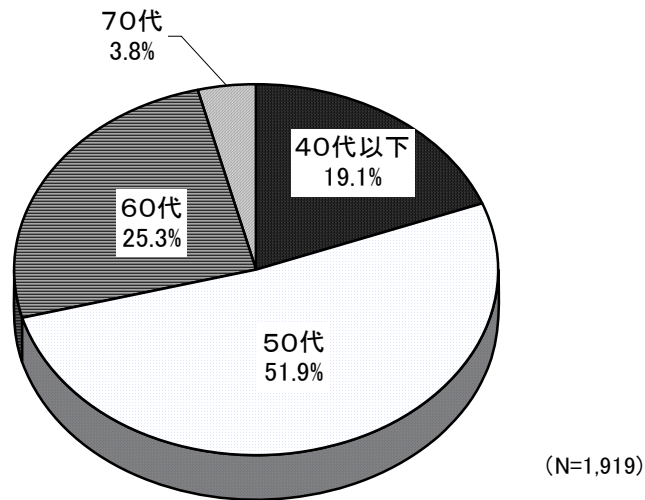


(N=1,919)

② 主任児童委員の年代

主任児童委員の年代は、「50代」(51.9%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「60代」(25.3%)、「40代以下」(19.1%)となっている。

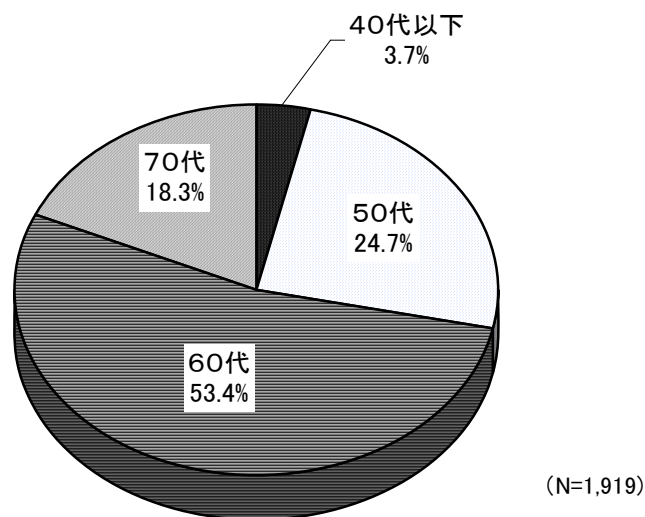
図表 1-1-1 主任児童委員の年代



③ 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の年代は、「60代」(53.4%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「50代」(24.7%)、「70代」(18.3%)となっている。

図表 1-1-2 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代

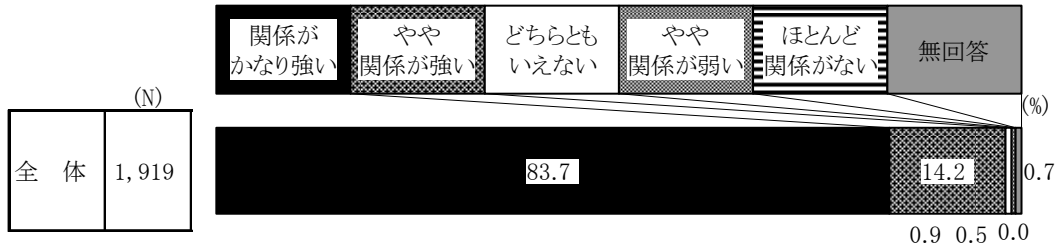


(5) 他団体・機関との連携・協力・協働状況

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会との関係はきわめて強く、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを行っている”というレベルの「関係がかなり強い」が全体の 83.7%を占め、これに“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」(14.2%) を含めると全体の 97.9%にのぼっている。

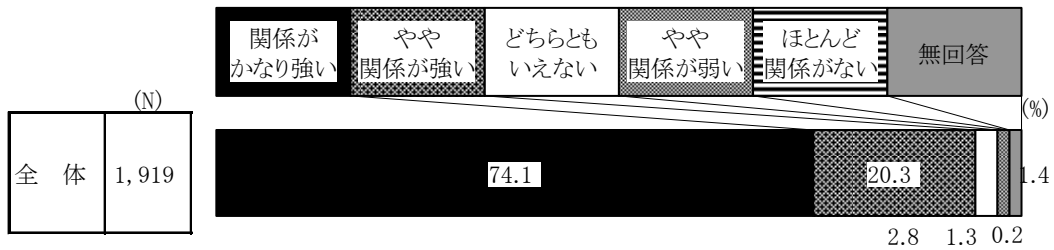
図表 1-13 社会福祉協議会との連携・協力・協働状況



② 福祉事務所／役所の担当課

福祉事務所／役所の担当課との関係は、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを実施している”レベルの「関係がかなり強い」が 74.1%、“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」が 20.3%で、両者合わせると全体の 94.4%にのぼっている。

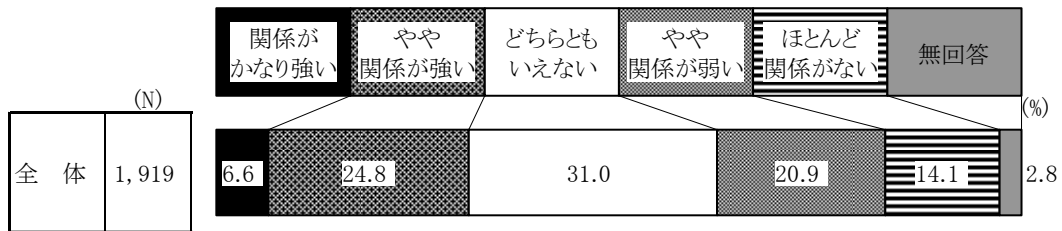
図表 1-14 福祉事務所／役所の担当課との連携・協力・協働状況



③ 児童相談所

児童相談所との関係は、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを実施している”レベルの「関係がかなり強い」(6.6%)と“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」(24.8%)の合計が31.4%で、“情報誌の交換程度の情報交換はしているが、会議をしたり事業をすることはない”レベルの「やや関係が弱い」(20.9%)と“日常的なつながりがなく、相手がどのような活動をしているかよく知らない(担当者もよく分からない)”レベルの「ほとんど関係がない」(14.1%)の合計(35.0%)をやや下回っている。

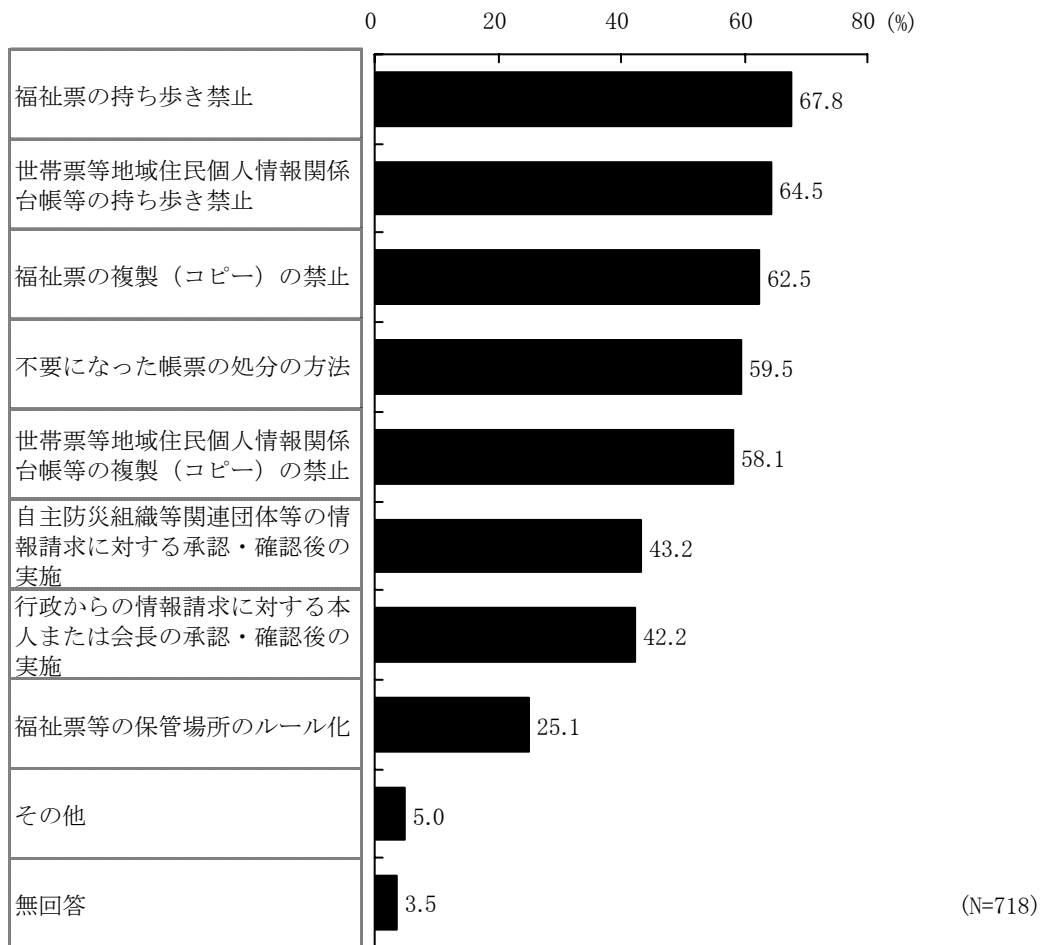
図表 1 - 15 児童相談所との連携・協力・協働状況



(6) 個人情報取り扱いに関するルールの内容

法定単位民児協内で決めている個人情報取り扱いに関するルールの内容は、「福祉票の持ち歩き禁止」が67.8%で最も高く、これに「世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の持ち歩き禁止」(64.5%)、「福祉票の複製(コピー)の禁止」(62.5%)、「不要になった帳票の処分の方法」(59.5%)、「世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の複製(コピー)の禁止」(58.1%)が6割前後で続く。これらに比べると、「自主防災組織等関連団体等の情報請求に対する承認・確認後の実施」(43.2%)、「行政からの情報請求に対する本人または会長の承認・確認後の実施」(42.2%)、「福祉票等の保管場所のルール化」(25.1%)の取決め割合は3~4割にとどまっている。

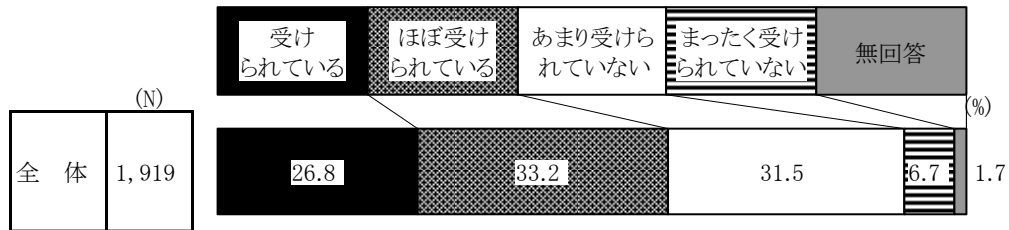
図表1-16 個人情報取り扱いに関するルールの内容
(基数：個人情報の取り扱いに関するルールを決めている法定単位民児協)



(7) 行政からの個人情報提供状況

法定単位民児協が地域の要援護者支援を行うにあたって、希望する個人情報の行政の提供が「受けられている」法定単位民児協は26.8%であり、これに「ほぼ受けられている」(33.2%)を含むと全体の60.0%となるが、「あまり受けられていない」(31.5%)と「まったく受けられていない」(6.7%)の合計も38.2%と4割近くに達している。

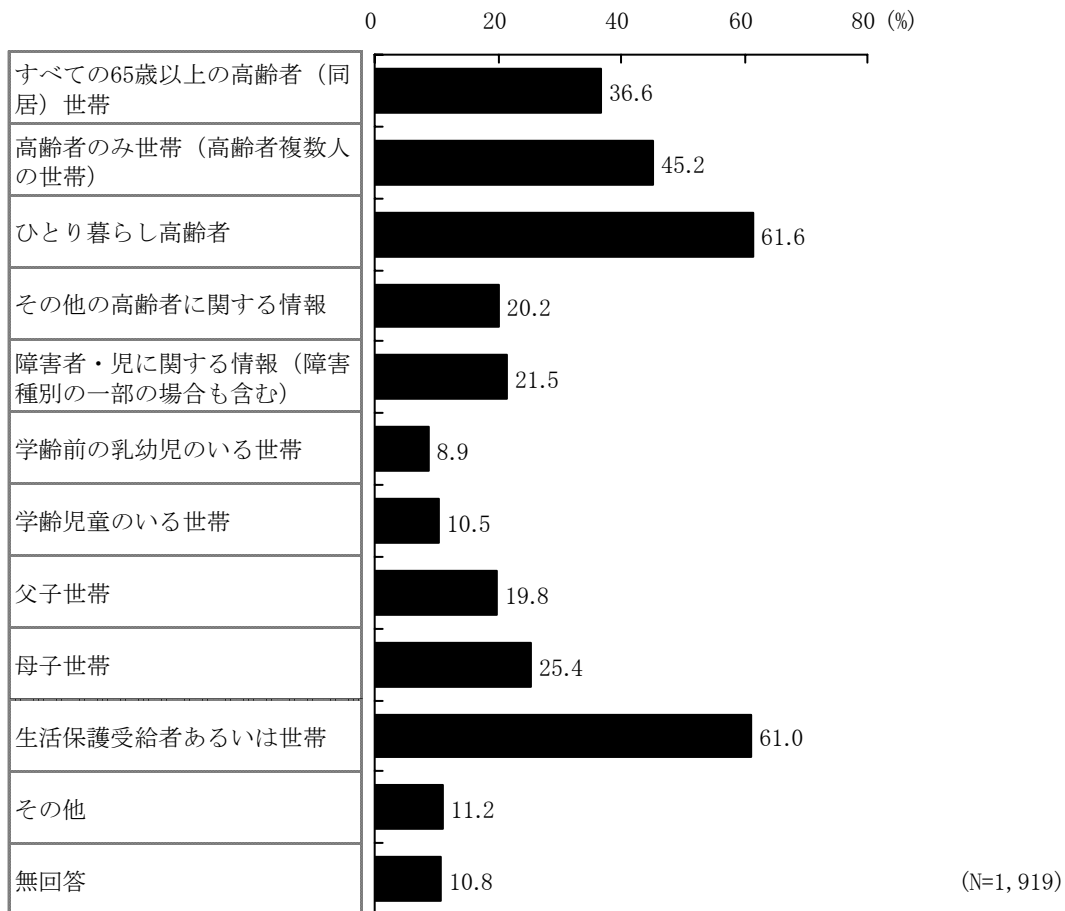
図表1-17 行政からの個人情報提供状況



(8) 行政から情報提供を受けて保有できている情報内容

法定単位民児協が行政から情報提供を受けて保有できている情報の内容は、「ひとり暮らし高齢者」(61.6%)と「生活保護受給者あるいは世帯」(61.0%)が6割を超え、「高齢者のみ世帯(高齢者複数人の世帯)」(45.2%)や「すべての65歳以上の高齢者(同居)世帯」(36.6%)も4～5割を示すが、「母子世帯」(25.4%)、「障害者・児に関する情報(障害種別の一部の場合も含む)」(21.5%)、「その他の高齢者に関する情報」(20.2%)、「父子世帯」(19.8%)は2～3割、「学齢児童のいる世帯」(10.5%)、「学齢前の乳幼児がいる世帯」(8.9%)は1割程度にとどまっている。

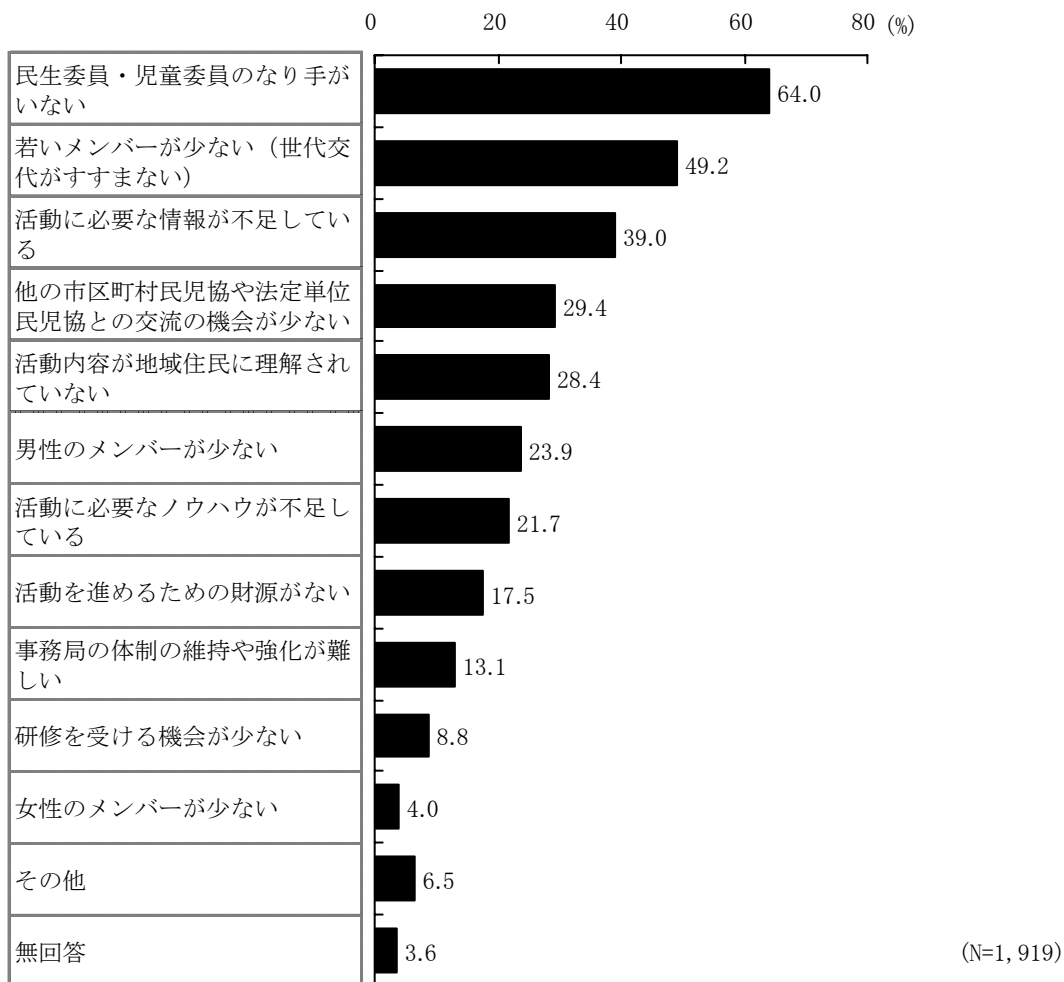
図表1-18 行政から情報提供を受けて保有できている情報内容



(9) 法定単位民児協の課題

法定単位民児協として現在課題となっていることは、「民生委員・児童委員のなり手がいない」が64.0%と断然高く、これに「若いメンバーが少ない（世代交代がすすまない）」(49.2%)、「活動に必要な情報が不足している」(39.0%)、「他の市区町村民児協や法定単位民児協との交流の機会が少ない」(29.4%)、「活動内容が地域住民に理解されていない」(28.4%)が続いている。

図表 1-19 法定単位民児協の課題



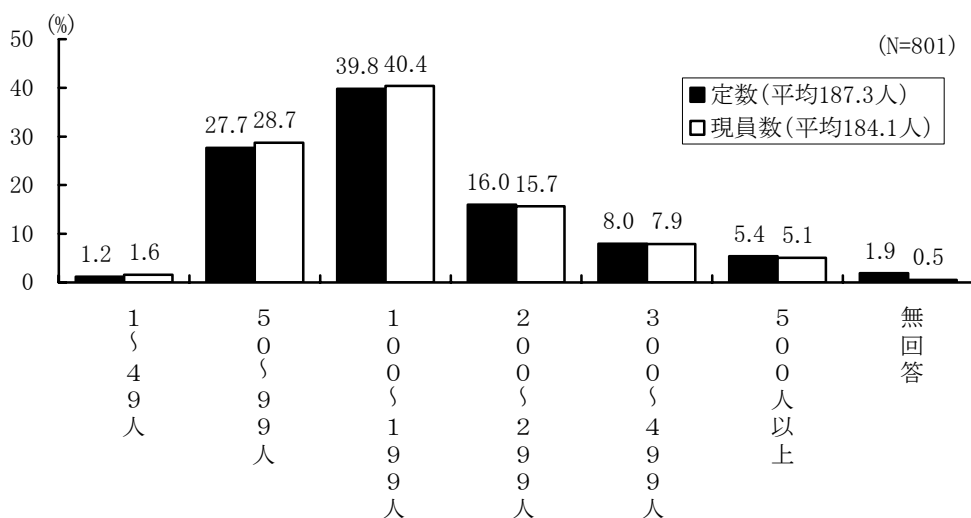
2. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査

(1) 民生委員・児童委員，主任児童委員数

① 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員の定数は、「50～99人」(27.7%)、「100～199人」(39.8%)の2ランクの合計で全体の67.5%にのぼるが、「200～299人」も16.0%を占めるため、平均は187.3となっている。現員数も「50～99人」(28.7%)、「100～199人」(40.4%)、「200～299人」(15.7%)のスコアが高く、平均も184.1人で定数に近い状況にある。

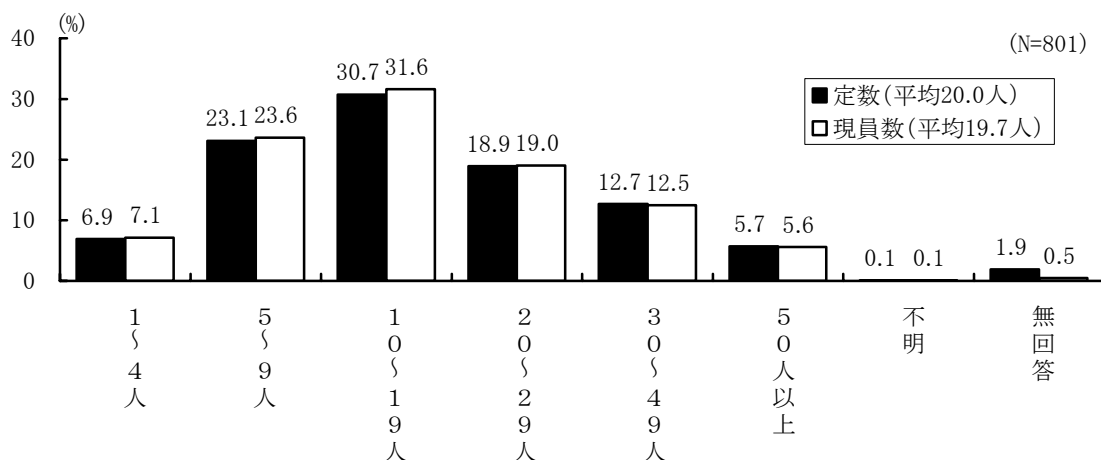
図表2-1 民生委員・児童委員数



② 主任児童委員数

主任児童委員の定数は、「5～9人」(23.1%)、「10～19人」(30.7%)、「20～29人」(18.9%)の3ランクの合計で全体の72.7%を占め、平均20.0人となっている。現員数も「5～9人」(23.6%)、「10～19人」(31.6%)、「20～29人」(19.0%)の3ランクの合計で全体の74.2%を占め、平均も19.7人とほぼ定数に近い状況にある。

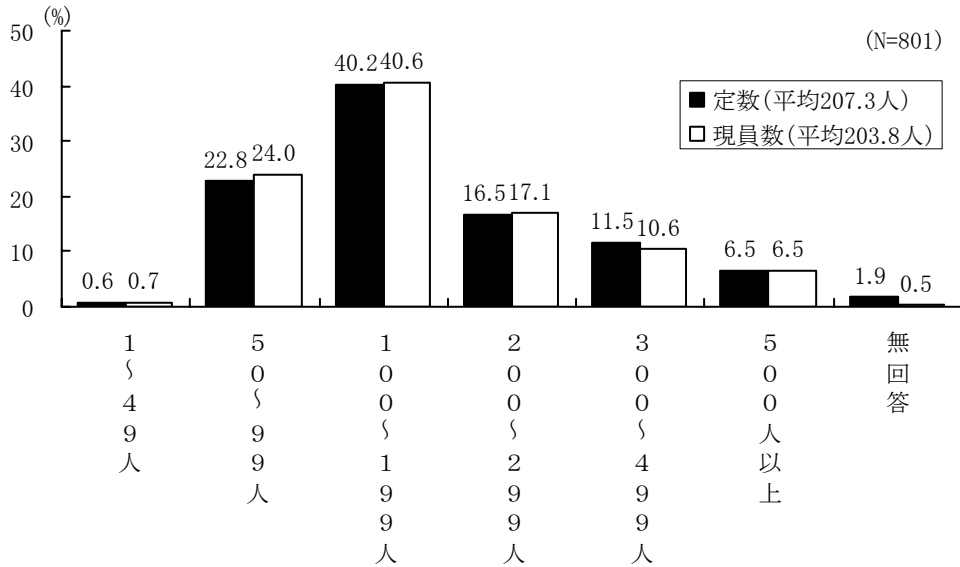
図表2-2 主任児童委員数



③ 民生委員・児童委員、主任児童委員合計数

民生委員・児童委員及び主任児童委員合計の定数は「50～99人」(22.8%)と「100～199人」(40.2%)の合計で全体の63.0%、「200～299人」(16.5%)まで含めると、3ランクの合計で全体の79.5%を占め、平均207.3人となっている。現員数は「50～99人」(24.0%)と「100～199人」(40.6%)の合計で全体の64.6%、「200～299人」(17.1%)まで含めると3ランクの合計で全体の81.7%となり、平均は203.8人で定数をやや下回っている。

図表2-3 民生委員・児童委員、主任児童委員合計数

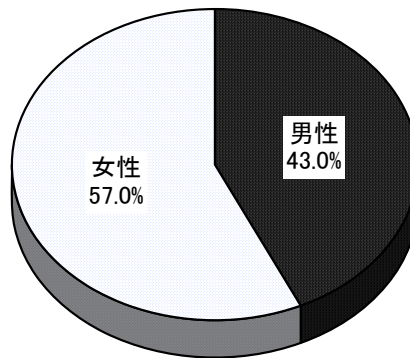


(2) 民生委員・児童委員，主任児童委員の性別

① 民生委員・児童委員の性別

民生委員・児童委員の性別は、「女性」(57.0%)が、「男性」(43.0%)を上回っている。

図表 2-4 民生委員・児童委員の性別

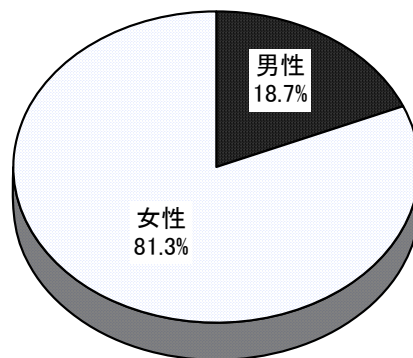


(N=801)

② 主任児童委員の性別

主任児童委員の性別は、「女性」が81.3%を占め、「男性」(18.7%)を大きく上回っている。

図表 2-5 民生委員・児童委員の性別

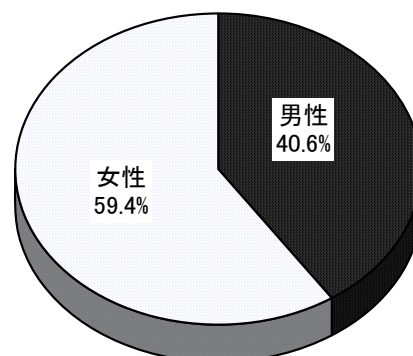


(N=801)

③ 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の性別は、「女性」が59.4%で、「男性」(40.6%)を上回っている。

図表 2-6 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の性別



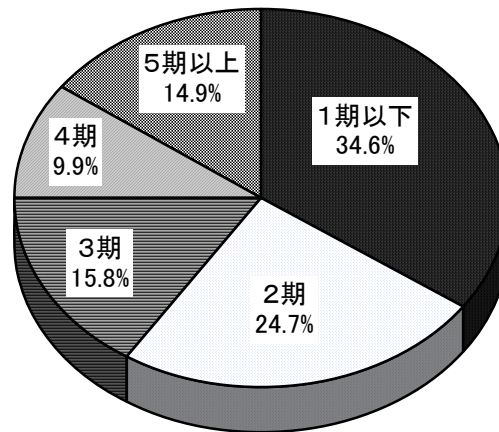
(N=801)

(3) 民生委員・児童委員，主任児童委員の在任期間

① 民生委員・児童委員の在任期間

民生委員・児童委員の在任期間は、「1期以下」(34.6%)が最も多く、次いで「2期」(24.7%)となっている。

図表2-7 民生委員・児童委員の在任期間

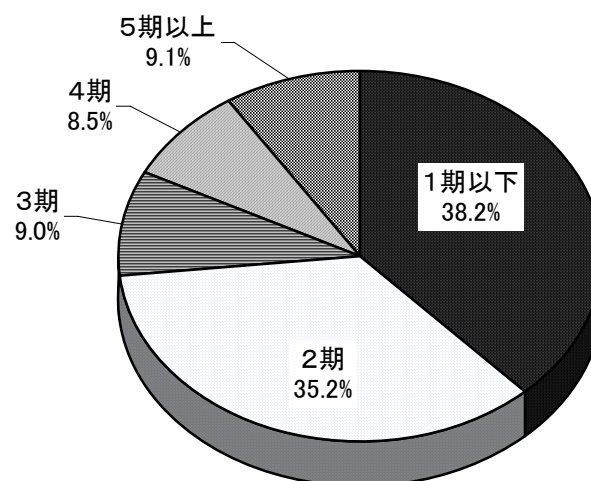


(N=801)

② 主任児童委員の在任期間

主任児童委員の在任期間は、「1期以下」(38.2%)と「2期」(35.2%)がそれぞれ30%を超えているのに対し、3期以下はそれぞれ10%未満である。

図表2-8 主任児童委員の在任期間

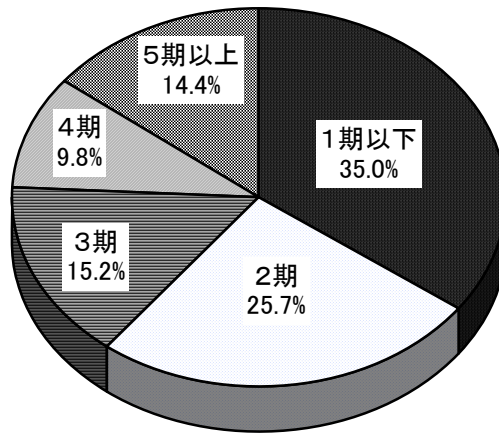


(N=801)

③ 民生委員・児童委員、主任児童委員合計の在任期間

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の在任期間は、「1期以下」(35.0%)が最も多く、次いで「2期」(25.7%)、となっている。

図表2-9 民生委員・児童委員、主任児童委員合計の在任期間



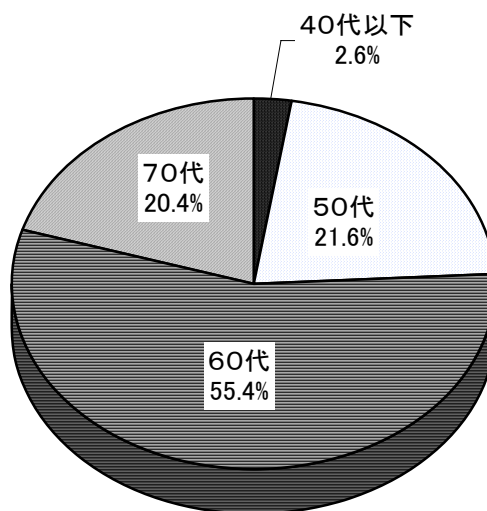
(N=801)

(4) 民生委員・児童委員、主任児童委員の年代

① 民生委員・児童委員の年代

民生委員・児童委員の年代は、「60代」(55.4%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「50代」(21.6%)、「70代」(20.4%)となっている。

図表2-10 民生委員・児童委員の年代

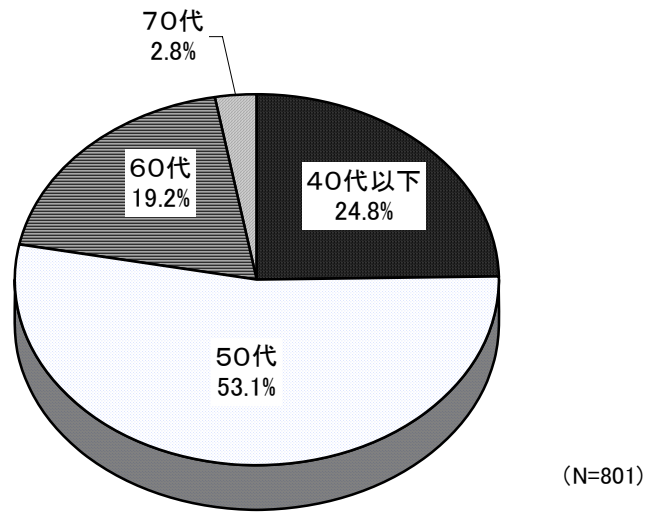


(N=801)

② 主任児童委員の年代

主任児童委員の年代は、「50代」(53.1%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「40代以下」(24.8%)、「60代」(19.2%)となっている。

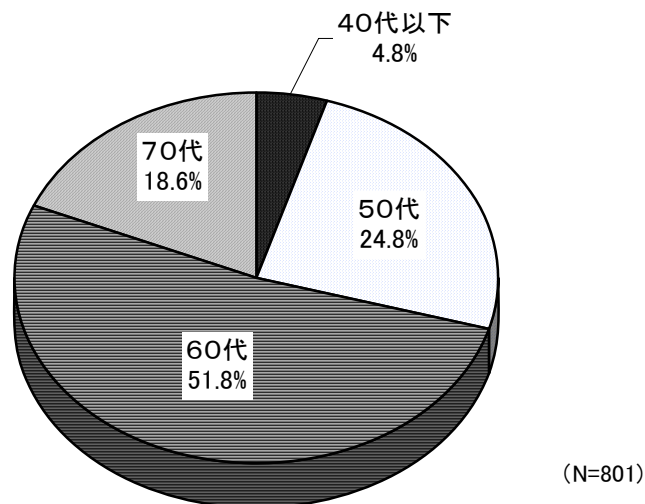
図表2-11 民生委員・児童委員の年代



③ 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代

民生委員・児童委員及び主任児童委員の合計の年代は、「60代」(51.8%)が半数以上を占めて最も多く、次いで「50代」(24.8%)、「70代」(18.6%)となっている。

図表2-12 民生委員・児童委員，主任児童委員合計の年代

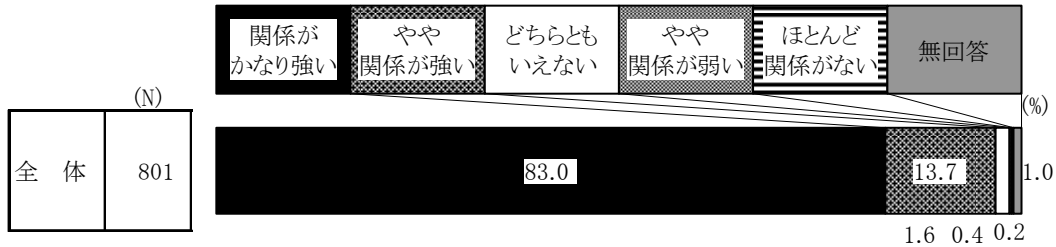


(5) 他団体・機関との連携・協力・協働状況

① 社会福祉協議会

社会福祉協議会との関係は緊密で、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを行っている”というレベルの「関係がかなり強い」が全体の 83.0%を占め、これに“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」(13.7%)を含めると全体の 96.7%にのぼっている。

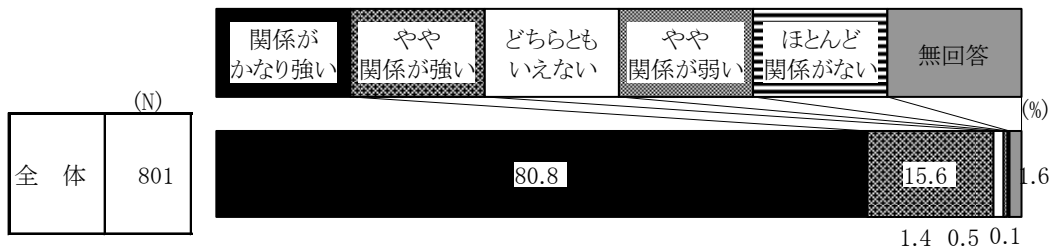
図表 2 - 1 3 社会福祉協議会との連携・協力・協働状況



② 福祉事務所／役所の担当課

福祉事務所／役所の担当課との関係も緊密で、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを実施している”レベルの「関係がかなり強い」が 80.8%、“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」が 15.6%で、両者の合計は全体の 96.4%にのぼっている。

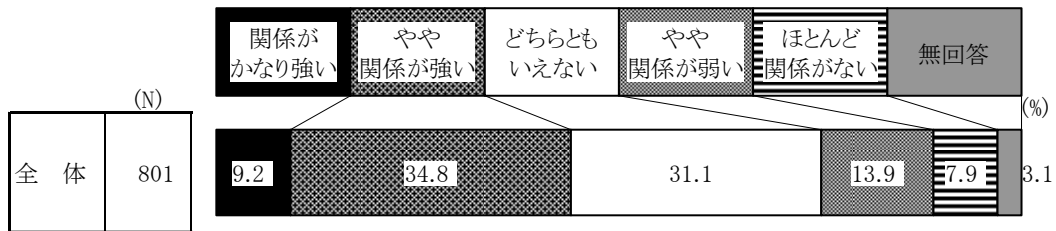
図表 2 - 1 4 福祉事務所／役所の担当課との連携・協力・協働状況



③ 児童相談所

児童相談所との関係は、“日常的に情報交換を行ったり、協働事業などを実施している”レベルの「関係がかなり強い」(9.2%)と“協働事業を実施することはないが情報交換などは日常的に行っている”レベルの「やや関係が強い」(34.8%)の合計は44.0%で、“情報誌の交換程度の情報交換はしているが、会議をしたり事業をすることはない”レベルの「やや関係が弱い」(13.9%)と“日常的なつながりがなく、相手がどのような活動をしているかよく知らない(担当者もよく分からない)”レベルの「ほとんど関係がない」(7.9%)の合計(21.8%)を22ポイント上回っている。

図表 2 - 15 児童相談所との連携・協力・協働状況

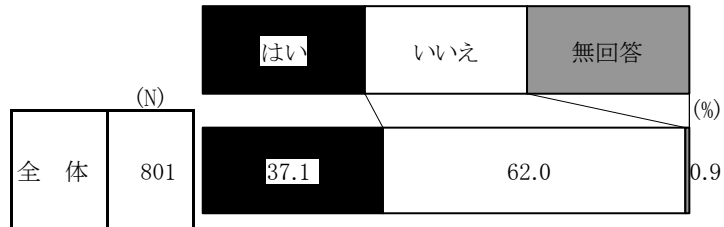


(6) 市町村合併による変化（市（指定都市の場合は区）民児協組織（連合民児協組織）の状況として）

① 市町村合併の有無

平成16年12月の一斉改選日から平成18年12月31日迄の間に市町村合併が「行われた」という市（区）民児協は37.1%である。

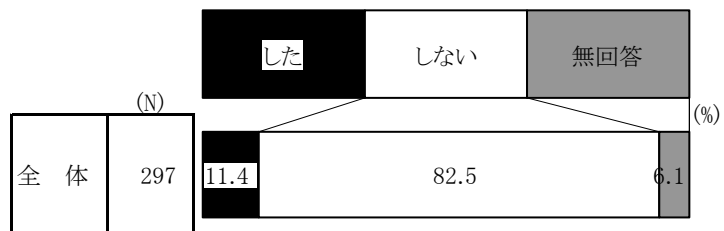
図表2-16 市町村合併の有無



② 合併による配置基準の変化の有無

市町村合併が行われた市（区）民児協のうち、合併により民生委員・児童委員の配置基準が「変化した」という市（区）民児協は11.4%となっている。

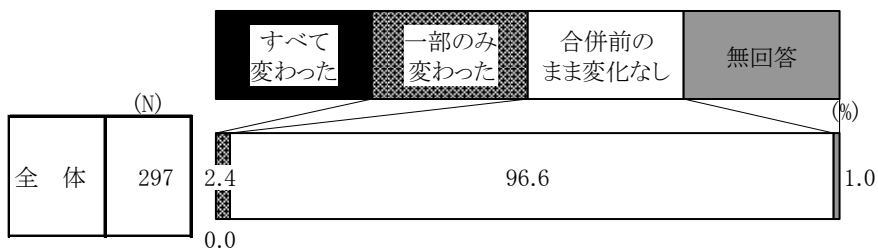
図表2-17 合併による配置基準の変化の有無（基数：市町村合併が行われた市（区）民児協）



③ 合併による担当区域の変化の有無

市町村合併が行われた市（区）民児協のうち、合併により民生委員・児童委員の担当区域（地域割合）が変わった市（区）民児協は「一部のみ変わった」の2.4%にとどまっている。

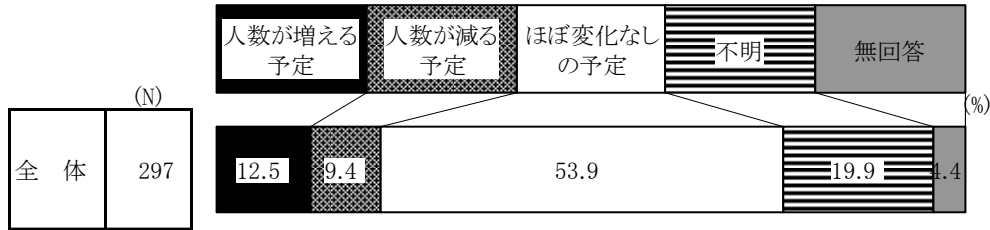
図表2-18 合併による担当区域の変化の有無（基数：市町村合併が行われた市（区）民児協）



④ 一斉改選後の民生委員・児童委員の人数変動予定

市町村合併が行われた市（区）民児協のうち、現在の状況として平成 19 年の一斉改選直後に民生委員・児童委員の人数がさらに代わる予定がある市（区）民児協は「人数が増える予定」（12.5%）と「人数が減る予定」（9.4%）を合わせて 21.9%となっている。

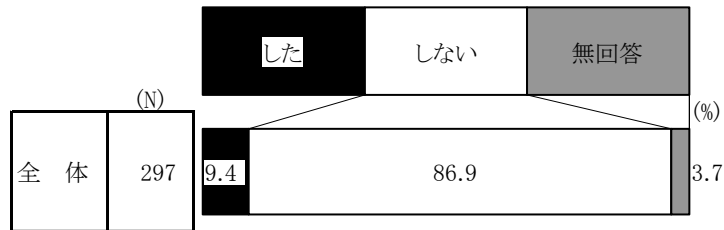
図表 2 - 1 9 一斉改選後の人数変動予定（基数：市町村合併が行われた市（区）民児協）



⑤ 主任児童委員数の変化

市町村合併が行われた市（区）民児協のうち、新市（区）民児協に属している主任児童委員の人数（定数）が合併前の市区町村民児協に属していた主任児童委員の人数に比べ「変化した」という市（区）民児協は 9.4%である。

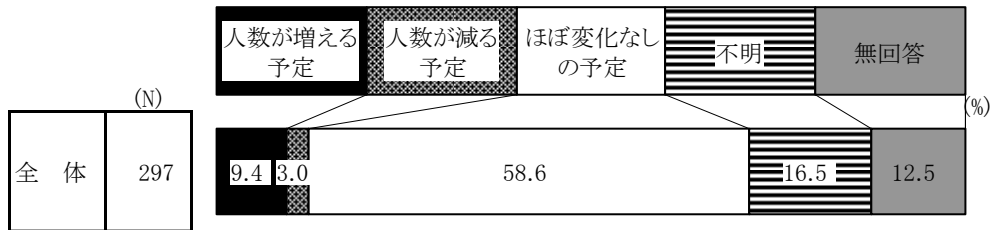
図表 2 - 2 0 主任児童委員数の変化（基数：市町村合併が行われた市（区）民児協）



⑥ 一斉改選後の主任児童委員数の変化予定

市町村合併が行われた市（区）民児協のうち、平成 19 年の一斉改選後に主任児童委員の現在の人数（定数）がさらに「変わる予定がある」市（区）民児協は「人数が増える予定がある」（9.4%）と「人数が減る予定がある」（3.0%）を合わせて 12.4%である。

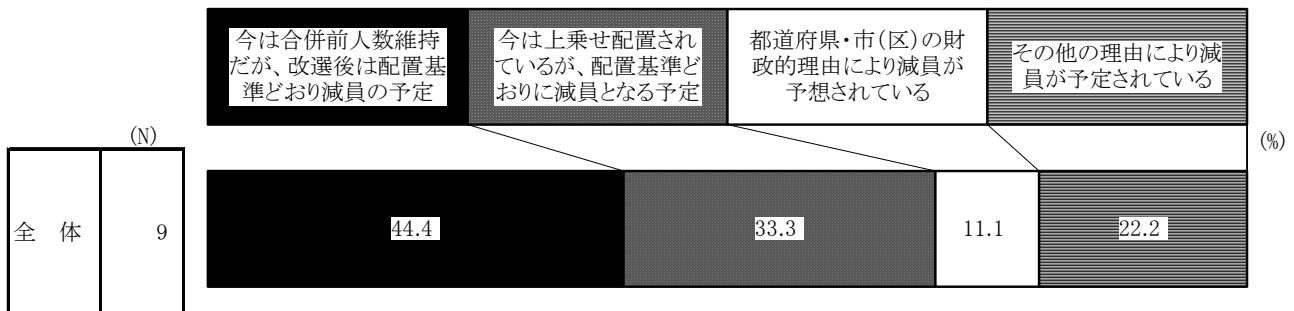
図表 2-2 1 一斉改選後の主任児童委員数の変化予定
（基数：市町村合併が行われた市（区）民児協）



⑦ 一斉改選直後に主任児童委員数が減員となる理由

平成 19 年の一斉改選直後に主任児童委員の「人数が減る予定がある」と回答した市（区）民児協の理由は、「今は合併前人数維持だが、改選後は配置基準どおり減員の予定」が 4 件、「今は上乗せ配置されているが、配置基準どおりに減員となる予定」が 3 件、「都道府県・市（区）の財政的理由により減員が予想されている」が 1 件、「その他の理由により、減員が予定されている」が 2 件となっている。

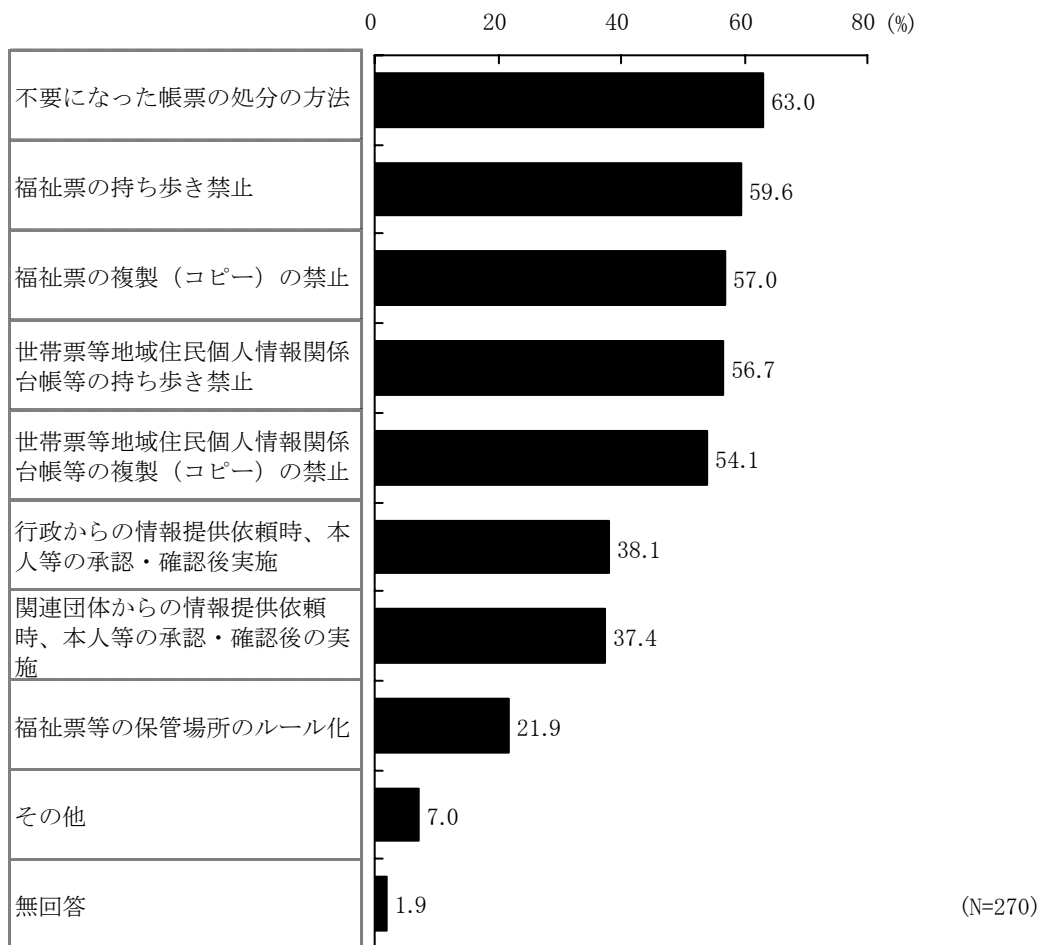
図表 2-2 2 一斉改選直後に主任児童委員数が減員となる理由
（基数：主任児童委員の人数が減る予定と回答した市（区）民児協）



(7) 個人情報の取り扱いに関するルールの内容

市（区）民児協で決めている個人情報の取り扱いに関するルールの内容は、「不要になった帳票の処分の方法」が63.0%で最も高く、これに「福祉票の持ち歩き禁止」(59.6%)、「福祉票の複製（コピー）の禁止」(57.0%)、「世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の持ち歩き禁止」(56.7%)、「世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の複製（コピー）の禁止」(54.1%)が5～6割で続いている。そうした反面、「行政からの情報提供依頼時、本人等の承認・確認後実施」(38.1%)、「関連団体からの情報等提供依頼時、本人等の承認・確認後実施」(37.4%)、「福祉票等の保管場所のルール化」(21.9%)の取決め割合は2～4割にとどまっている。

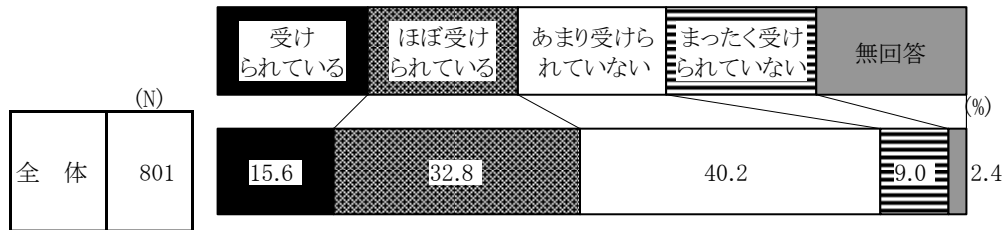
図表 2-23 個人情報取り扱いに関するルールの内容
 (基数：個人情報の取り扱いに関するルールを決めている市（区）民児協)



(8) 行政からの個人情報提供状況

市（区）民児協が地域の要援護者支援を行うにあたって、希望する個人情報の行政からの提供が「受けられている」市（区）民児協は15.6%であり、これに「ほぼ受けられている」(32.8%)を合わせると全体の48.4%となるが、「あまり受けられていない」(40.2%)と「まったく受けられていない」(9.0%)の合計(49.2%)を若干下回っている。

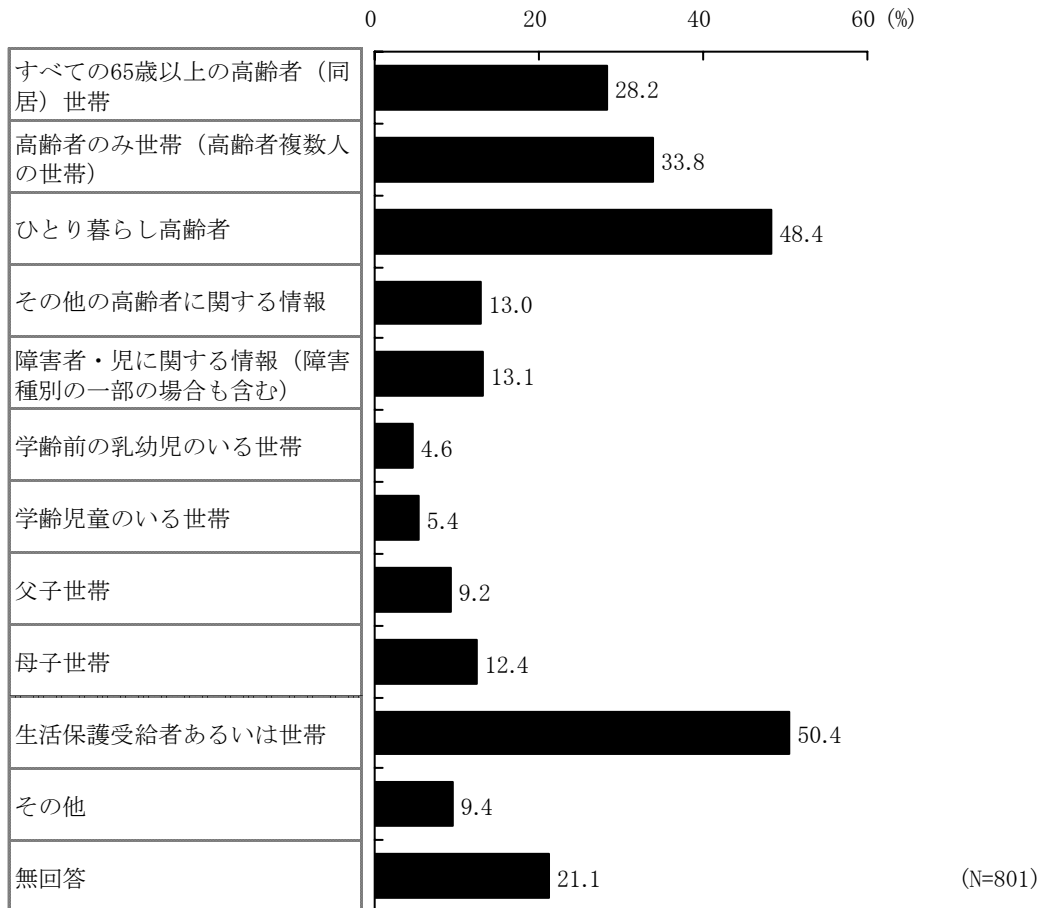
図表2-24 行政からの個人情報提供状況



(9) 行政からの情報提供を受けて保有できている情報内容

市(区)民児協が行政から情報提供を受けて保有できている情報の内容は、「生活保護受給者あるいは世帯」(50.4%)、「ひとり暮らしの高齢者」(48.4%)が5割前後で上位を占め、これらに「高齢者のみ世帯(高齢者複数人の世帯)」(33.8%)、「すべての65歳以上の高齢者(同居)世帯」(28.2%)が3割前後で続くが、「障害者・児に関する情報(障害種別の一部の場合も含む)」(13.1%)、「その他の高齢者に関する情報」(13.0%)、「母子世帯」(12.4%)、「父子世帯」(9.2%)、「学齢児童のいる世帯」(5.4%)、「学齢前の乳幼児がいる世帯」(4.6%)は1割前後にとどまっている。

図表2-25 行政からの情報提供を受けて保有できている情報内容



Ⅲ. 法定單位民児協調査 項目別集計表 [抜粋]

1. 法定単位民児協調査

1 (1) 法定単位民児協の区分

	調 査 数	市(指定都市の場合 は区)の中 にある法定 単位民児協 の1つ	町または村の 法定単位民 児協(1町・ 1村法定単 位民児協)	町村に複数 置かれてい る地域にお ける、法定 単位民児協 の1つ
全 体	1919 (100.0)	875 (45.6)	751 (39.1)	47 (2.4)
市(町村)に属 する法定単位 民児協	922 (100.0)	875 (94.9)	0 (0.0)	47 (5.1)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	0 (0.0)	751 (100.0)	0 (0.0)

1 (2) ①民生委員・児童委員数 (定数/主任児童委員は除く)

	調 査 数	1 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 人以上
全 体	1919 (100.0)	170 (8.9)	580 (30.2)	505 (26.3)	414 (21.6)	173 (9.0)	21 (1.1)
市(町村)に属 する法定単位 民児協	922 (100.0)	95 (10.3)	336 (36.4)	276 (29.9)	135 (14.6)	33 (3.6)	19 (2.1)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	43 (5.7)	160 (21.3)	177 (23.6)	225 (30.0)	125 (16.6)	1 (0.1)

	不 明	平 均 (人)
全 体	3 (0.2)	28.0
市(町村)に属 する法定単位 民児協	1 (0.1)	25.1
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	2 (0.3)	32.3

1 (2) ①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員は除く）

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 人以上
全 体	1919 (100.0)	182 (9.5)	602 (31.4)	516 (26.9)	417 (21.7)	177 (9.2)	21 (1.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	104 (11.3)	350 (38.0)	281 (30.5)	133 (14.4)	34 (3.7)	19 (2.1)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	44 (5.9)	168 (22.4)	179 (23.8)	232 (30.9)	127 (16.9)	1 (0.1)

	平 均 (人)
全 体	27.7
市(町村)に属する 法定単位民児協	24.8
単独の法定単位 民 児 協	32.1

1 (2) ②主任児童委員数（定数）

	調 査 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ～ 9 人	10 人以上
全 体	1919 (100.0)	119 (6.2)	1364 (71.1)	241 (12.6)	67 (3.5)	58 (3.0)	11 (0.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	61 (6.6)	737 (79.9)	65 (7.0)	8 (0.9)	11 (1.2)	10 (1.1)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	38 (5.1)	444 (59.1)	154 (20.5)	56 (7.5)	39 (5.2)	0 (0.0)

	不 明	平 均 (人)
全 体	6 (0.3)	2.3
市(町村)に属する 法定単位民児協	3 (0.3)	2.2
単独の法定単位 民 児 協	2 (0.3)	2.5

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	調 査 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ～ 9 人	10 人以上
全 体	1919 (100.0)	151 (7.9)	1368 (71.3)	246 (12.8)	72 (3.8)	61 (3.2)	10 (0.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	77 (8.4)	743 (80.6)	68 (7.4)	8 (0.9)	12 (1.3)	9 (1.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	50 (6.7)	441 (58.7)	156 (20.8)	61 (8.1)	40 (5.3)	0 (0.0)

	不 明	平均 (人)
全 体	7 (0.4)	2.3
市(町村)に属する 法定単位民児協	4 (0.4)	2.2
単独の法定単位 民 児 協	3 (0.4)	2.5

1 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (定数)

	調 査 数	～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 人以上
全 体	1919 (100.0)	99 (5.2)	519 (27.0)	560 (29.2)	448 (23.3)	215 (11.2)	25 (1.3)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	54 (5.9)	301 (32.6)	307 (33.3)	170 (18.4)	44 (4.8)	19 (2.1)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	25 (3.3)	139 (18.5)	188 (25.0)	225 (30.0)	153 (20.4)	3 (0.4)

	平均 (人)
全 体	30.4
市(町村)に属する 法定単位民児協	27.3
単独の法定単位 民 児 協	34.8

1 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計（現員数）

	調 査 数	～ 9 人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
全 体	1919 (100.0)	103 (5.4)	550 (28.7)	566 (29.5)	452 (23.6)	219 (11.4)	25 (1.3)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	60 (6.5)	313 (33.9)	315 (34.2)	168 (18.2)	46 (5.0)	19 (2.1)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	23 (3.1)	153 (20.4)	186 (24.8)	232 (30.9)	154 (20.5)	3 (0.4)

	平 均 (人)
全 体	30.0
市(町村)に属する 法定単位民児協	27.0
単独の法定単位 民 児 協	34.6

1 (3) ①民生委員・児童委員数（男性／主任児童委員は除く）

	調 査 数	0 人	1 ～ 9 人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人
全 体	1919 (100.0)	21 (1.1)	891 (46.4)	676 (35.2)	213 (11.1)	95 (5.0)	15 (0.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	15 (1.6)	551 (59.8)	274 (29.7)	47 (5.1)	22 (2.4)	10 (1.1)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	3 (0.4)	215 (28.6)	322 (42.9)	141 (18.8)	64 (8.5)	5 (0.7)

	100人以上	平 均 (人)
全 体	3 (0.2)	12.6
市(町村)に属する 法定単位民児協	2 (0.2)	10.4
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	15.7

1 (3) ①民生委員・児童委員数 (女性/主任児童委員は除く)

	調 査 数	0 人	1 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人
全 体	1919 (100.0)	10 (0.5)	694 (36.2)	777 (40.5)	282 (14.7)	124 (6.5)	18 (0.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	4 (0.4)	367 (39.8)	393 (42.6)	108 (11.7)	28 (3.0)	13 (1.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	5 (0.7)	220 (29.3)	287 (38.2)	149 (19.8)	86 (11.5)	3 (0.4)

	100人以上	平均(人)
全 体	9 (0.5)	15.0
市(町村)に属する 法定単位民児協	8 (0.9)	14.2
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	16.4

1 (3) ②主任児童委員数 (男性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ~ 9 人
全 体	1919 (100.0)	1186 (61.8)	587 (30.6)	117 (6.1)	10 (0.5)	7 (0.4)	7 (0.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	621 (67.4)	248 (26.9)	43 (4.7)	1 (0.1)	3 (0.3)	5 (0.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	415 (55.3)	262 (34.9)	61 (8.1)	8 (1.1)	2 (0.3)	2 (0.3)

	10人以上	平均(人)
全 体	0 (0.0)	0.5
市(町村)に属する 法定単位民児協	0 (0.0)	0.4
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	0.6

1 (3) ②主任児童委員数 (女性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ~ 9 人
全 体	1919 (100.0)	101 (5.3)	555 (28.9)	1021 (53.2)	152 (7.9)	43 (2.2)	35 (1.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	56 (6.1)	257 (27.9)	553 (60.0)	36 (3.9)	4 (0.4)	9 (1.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	37 (4.9)	214 (28.5)	339 (45.1)	101 (13.4)	37 (4.9)	22 (2.9)

	10人以上	平均(人)
全 体	7 (0.4)	1.8
市(町村)に属する 法定単位民児協	6 (0.7)	1.8
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	2.0

1 (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (男性)

	調 査 数	0 人	1 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人
全 体	1919 (100.0)	15 (0.8)	851 (44.3)	708 (36.9)	213 (11.1)	107 (5.6)	16 (0.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	10 (1.1)	533 (57.8)	292 (31.7)	51 (5.5)	23 (2.5)	9 (1.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	2 (0.3)	197 (26.2)	332 (44.2)	141 (18.8)	71 (9.5)	7 (0.9)

	100人以上	平均(人)
全 体	4 (0.2)	13.1
市(町村)に属する 法定単位民児協	3 (0.3)	10.9
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	16.2

1 (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計（女性）

	調 査 数	0 人	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人
全 体	1919 (100.0)	3 (0.2)	524 (27.3)	854 (44.5)	331 (17.2)	162 (8.4)	31 (1.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	1 (0.1)	265 (28.7)	455 (49.3)	141 (15.3)	37 (4.0)	14 (1.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	2 (0.3)	176 (23.4)	291 (38.7)	155 (20.6)	113 (15.0)	13 (1.7)

	100人以上	平均(人)
全 体	9 (0.5)	16.8
市(町村)に属する 法定単位民児協	8 (0.9)	16.0
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	18.3

1 (6) 民生委員・児童委員の定員別の受け持ち担当区域（地域）の総世帯数

	調 査 数	1(6)受け持ち担当区域(地域)の総世帯数						
		～1000世帯 未 満	1000～2000 世 帯 未 満	2000～3000 世 帯 未 満	3000～5000 世 帯 未 満	5000～10000 世 帯 未 満	10000世帯 以 上	
全 体	1919 (100.0)	149 (7.8)	259 (13.5)	241 (12.6)	451 (23.5)	489 (25.5)	210 (10.9)	
1 (2) ①民生委員・ 児童委員数 (定数)	1 ～ 9 人	170 (100.0)	78 (45.9)	61 (35.9)	14 (8.2)	6 (3.5)	1 (0.6)	0 (0)
	10 ～ 19 人	580 (100.0)	78 (7.6)	156 (26.9)	125 (21.6)	160 (27.6)	51 (8.8)	9 (1.6)
	20 ～ 29 人	505 (100.0)	44 (2.0)	31 (6.1)	78 (15.4)	175 (34.7)	159 (31.5)	31 (6.1)
	30 ～ 49 人	414 (100.0)	10 (1.9)	3 (0.7)	19 (4.6)	89 (21.5)	183 (44.2)	83 (20.0)
	50 ～ 99 人	173 (100.0)	8 (2.9)	0 (0.0)	1 (0.6)	6 (3.5)	82 (47.4)	63 (36.4)
	100人以上	21 (100.0)	5 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (90.5)
	不 明	3 (100.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	1 (33.3)

1 (7) 貴法定単位民児協事務局の運営

	調 査 数	会長など民児協 役員が担当して いる	行政が事務局を 担当している	社会福祉協議会 が事務局を担当 している	そ の 他
全 体	1919 (100.0)	609 (31.7)	961 (50.1)	309 (16.1)	27 (1.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	509 (55.2)	280 (30.4)	109 (11.8)	17 (1.8)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	12 (1.6)	579 (77.1)	151 (20.1)	8 (1.1)

1 (9) 会長 (男女比)

	調 査 数	男 性	女 性
全 体	1919 (100.0)	1551 (80.8)	345 (18.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	691 (74.9)	217 (23.5)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	662 (88.1)	84 (11.2)

1 (9) 副会長 (人数)

	調 査 数	1 人	2 人	3 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 人以上	平均 (人)
全 体	1919 (100.0)	821 (42.8)	850 (44.3)	202 (10.5)	24 (1.3)	1 (0.1)	1.8
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	484 (52.5)	344 (37.3)	76 (8.2)	6 (0.7)	1 (0.1)	1.6
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	214 (28.5)	409 (54.5)	107 (14.2)	16 (2.1)	0 (0.0)	2.0

1 (9) 副会長の人数 (男性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 人以上
全 体	1919 (100.0)	429 (22.4)	1158 (60.3)	241 (12.6)	59 (3.1)	11 (0.6)	0 (0.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	289 (31.3)	515 (55.9)	89 (9.7)	16 (1.7)	2 (0.2)	0 (0.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	83 (11.1)	488 (65.0)	131 (17.4)	35 (4.7)	9 (1.2)	0 (0.0)

	平 均 (人)
全 体	1.0
市(町村)に属する 法定単位民児協	0.8
単独の法定単位 民 児 協	1.2

1 (9) 副会長の人数 (女性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 人以上
全 体	1919 (100.0)	637 (33.2)	1116 (58.2)	126 (6.6)	18 (0.9)	1 (0.1)	0 (0.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	307 (33.3)	518 (56.2)	72 (7.8)	13 (1.4)	1 (0.1)	0 (0.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	239 (31.8)	463 (61.7)	40 (5.3)	4 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)

	平 均 (人)
全 体	0.8
市(町村)に属する 法定単位民児協	0.8
単独の法定単位 民 児 協	0.7

1 (10) ① a. 定例会開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	1919 (100.0)	10 (0.5)	34 (1.8)	202 (10.5)	106 (5.5)	1502 (78.3)	48 (2.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	2 (0.2)	12 (1.3)	63 (6.8)	40 (4.3)	765 (83.0)	31 (3.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	7 (0.9)	18 (2.4)	109 (14.5)	56 (7.5)	543 (72.3)	13 (1.7)

	不 明	平均 (回)
全 体	1 (0.1)	10.7
市(町村)に属する 法定単位民児協	0 (0.0)	11.1
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)	10.4

1 (10) ① b. 定例会 1 回の平均開催所要時間

	調 査 数	1 時 間 未 満	1～2時間未満	2～2時間30分 未 満	2時間30分～3 時 間 未 満	3～4時間未満	4 時 間 以 上
全 体	1919 (100.0)	3 (0.2)	386 (20.1)	786 (41.0)	421 (21.9)	282 (14.7)	22 (1.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	0 (0.0)	181 (19.6)	390 (42.3)	209 (22.7)	125 (13.6)	7 (0.8)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	2 (0.3)	153 (20.4)	299 (39.8)	156 (20.8)	124 (16.5)	13 (1.7)

	平均 (分)
全 体	131.7
市(町村)に属する 法定単位民児協	131.3
単独の法定単位 民 児 協	132.7

1 (10) ① c. 定例会の主な開会時間

	調 査 数	9 時	1 0 時	1 1 時	1 2 時	1 3 時	1 4 時
全 体	1919 (100.0)	256 (13.3)	143 (7.5)	1 (0.1)	1 (0.1)	952 (49.6)	214 (11.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	116 (12.6)	84 (9.1)	0 (0.0)	1 (0.1)	412 (44.7)	89 (9.7)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	116 (15.4)	40 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	421 (56.1)	96 (12.8)

		1 5 時	1 6 時	1 7 時	1 8 時	1 9 時	2 0 時	平均 (時)
全 体		45 (2.3)	9 (0.5)	4 (0.2)	40 (2.1)	185 (9.6)	7 (0.4)	13.1
市(町村)に属する 法定単位民児協		14 (1.5)	3 (0.3)	1 (0.1)	29 (3.1)	136 (14.8)	6 (0.7)	13.5
単独の法定単位 民 児 協		27 (3.6)	5 (0.7)	3 (0.4)	4 (0.5)	23 (3.1)	0 (0.0)	12.7

1 (10) ① d. 定例会を開催する主な曜日

	調 査 数	月 曜 日	火 曜 日	水 曜 日	木 曜 日	金 曜 日	土 曜 日
全 体	1919 (100.0)	187 (9.7)	367 (19.1)	403 (21.0)	315 (16.4)	353 (18.4)	70 (3.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	81 (8.8)	189 (20.5)	179 (19.4)	150 (16.3)	156 (16.9)	55 (6.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	88 (11.7)	129 (17.2)	177 (23.6)	123 (16.4)	142 (18.9)	3 (0.4)

	日 曜 日
全 体	10 (0.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	10 (1.1)
単独の法定単位 民 児 協	0 (0.0)

1 (10) ① e. 定例会を開催する主な場所

	調 査 数	市区町村役所・ 役場内会議室 (支庁等を含む)	市区町村社会福 祉協議会内会議 室	公民館、市区町 村民のための集 会	福祉・健康・保健 センター	各種福祉施設 会議室	民生委員・児童 委員の個人宅
全 体	1919 (100.0)	568 (29.6)	200 (10.4)	588 (30.6)	359 (18.7)	91 (4.7)	4 (0.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	177 (19.2)	95 (10.3)	424 (46.0)	102 (11.1)	51 (5.5)	4 (0.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	322 (42.9)	82 (10.9)	81 (10.8)	218 (29.0)	31 (4.1)	0 (0.0)

	そ の 他
全 体	81 (4.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	60 (6.5)
単独の法定単位 民 児 協	6 (0.8)

1 (10) ① f. 役員会（正副会長会議、三役会議など）の開催回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回
全 体	1919 (100.0)	213 (11.1)	149 (7.8)	499 (26.0)	416 (21.7)	64 (3.3)	324 (16.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	67 (7.3)	47 (5.1)	226 (24.5)	228 (24.7)	34 (3.7)	180 (19.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	120 (16.0)	85 (11.3)	211 (28.1)	137 (18.2)	21 (2.8)	97 (12.9)

	1 3 回 以 上	平 均 (回)
全 体	105 (5.5)	5.5
市(町村)に属する 法定単位民児協	60 (6.5)	6.2
単独の法定単位 民 児 協	35 (4.7)	4.6

1 (10) ②A 定例会の内容実施状況

a. 関係機関・団体の出席による、委員活動に関わる情報の提供や交換

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	1157 (60.3)	654 (34.1)	56 (2.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	555 (60.2)	311 (33.7)	27 (2.9)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	465 (61.9)	255 (34.0)	19 (2.5)

b. 関係機関・団体による、学習・研修を目的としての来訪

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	195 (10.2)	1512 (78.8)	150 (7.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	94 (10.2)	705 (76.5)	84 (9.1)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	70 (9.3)	624 (83.1)	44 (5.9)

c. 関係機関・団体による、テーマを設定した会議への来訪

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	172 (9.0)	1354 (70.6)	297 (15.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	81 (8.8)	646 (70.1)	140 (15.2)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	62 (8.3)	551 (73.4)	117 (15.6)

d. 関係機関・団体の出席による、委員の個別活動状況等の報告

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	700 (36.5)	976 (50.9)	191 (10.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	381 (41.3)	428 (46.4)	84 (9.1)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	226 (30.1)	431 (57.4)	79 (10.5)

1 (10) ②B 定例会の際の関係機関・団体からの民児協への伝達実施状況

a. 活動に関わる情報の提供や交換

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	1189 (62.0)	636 (33.1)	67 (3.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	550 (59.7)	304 (33.0)	52 (5.6)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	492 (65.5)	247 (32.9)	5 (0.7)

b. 社会福祉協議会からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	898 (46.8)	891 (46.4)	98 (5.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	412 (44.7)	433 (47.0)	59 (6.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	369 (49.1)	348 (46.3)	27 (3.6)

c. 広域連合民児協等からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	428 (22.3)	849 (44.2)	568 (29.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	305 (33.1)	373 (40.5)	208 (22.6)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	70 (9.3)	352 (46.9)	306 (40.7)

d. その他の関連団体からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	1919 (100.0)	198 (10.3)	1074 (56.0)	526 (27.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	95 (10.3)	559 (60.6)	206 (22.3)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	73 (9.7)	366 (48.7)	268 (35.7)

1 (12) 部会・委員会の設置状況

	調 査 数	部会・委員会を 設 け て い る	部会・委員会は 設 け て い な い
全 体	1919 (100.0)	1265 (65.9)	650 (33.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	583 (63.2)	337 (36.6)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	524 (69.8)	227 (30.2)

1 (13) a. 年間活動計画の策定状況

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1772 (92.3)	128 (6.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	851 (92.3)	63 (6.8)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	701 (93.3)	43 (5.7)

1 (13) b. 中期活動目標等の明文化

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	318 (16.6)	1511 (78.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	196 (21.3)	673 (73.0)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	77 (10.3)	652 (86.8)

2 (1) ①定例会の場以外の研修・学習機会の有無

	調 査 数	定例会の場以外に、研修・学習の機会を設けた	定例会の場以外には、研修・学習の機会は設けていない
全 体	1919 (100.0)	1451 (75.6)	446 (23.2)
市(町村)に属する法定単位民児協	922 (100.0)	732 (79.4)	178 (19.3)
単独の法定単位民児協	751 (100.0)	535 (71.2)	210 (28.0)

2 (1) ②地域住民へのPR・理解促進状況

a. 広報誌などの配付／有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	595 (31.0)	1140 (59.4)
市(町村)に属する法定単位民児協	922 (100.0)	308 (33.4)	507 (55.0)
単独の法定単位民児協	751 (100.0)	188 (25.0)	505 (67.2)

a. 広報誌などの配付／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	595 (100.0)	273 (45.9)	151 (25.4)	48 (8.1)	31 (5.2)	27 (4.5)	29 (4.9)
市(町村)に属する法定単位民児協	308 (100.0)	117 (38.0)	87 (28.2)	32 (10.4)	18 (5.8)	17 (5.5)	16 (5.2)
単独の法定単位民児協	188 (100.0)	108 (57.4)	44 (23.4)	8 (4.3)	9 (4.8)	7 (3.7)	8 (4.3)

	平 均 (回)
全 体	2.4
市(町村)に属する法定単位民児協	2.6
単独の法定単位民児協	2.1

b. チラシ類の配付／有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	689 (35.9)	1035 (53.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	387 (42.0)	422 (45.8)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	202 (26.9)	490 (65.2)

b. チラシ類の配付／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	689 (100.0)	309 (44.8)	129 (18.7)	77 (11.2)	23 (3.3)	38 (5.5)	43 (6.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	387 (100.0)	146 (37.7)	75 (19.4)	49 (12.7)	15 (3.9)	29 (7.5)	32 (8.3)
単独の法定単位 民 児 協	202 (100.0)	115 (56.9)	37 (18.3)	20 (9.9)	5 (2.5)	3 (1.5)	5 (2.5)

	平 均 (回)
全 体	2.7
市(町村)に属する 法定単位民児協	3.2
単独の法定単位 民 児 協	1.9

c. ポスター類の掲示／有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	393 (20.5)	1275 (66.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	233 (25.3)	555 (60.2)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	102 (13.6)	569 (75.8)

c. ポスター類の掲示／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	393 (100.0)	191 (48.6)	70 (17.8)	27 (6.9)	9 (2.3)	27 (6.9)	22 (5.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	233 (100.0)	96 (41.2)	43 (18.5)	16 (6.9)	8 (3.4)	23 (9.9)	17 (7.3)
単独の法定単位 民 児 協	102 (100.0)	64 (62.7)	18 (17.6)	4 (3.9)	1 (1.0)	2 (2.0)	2 (2.0)

	平 均 (回)
全 体	2.5
市(町村)に属する 法定単位民児協	3.0
単独の法定単位 民 児 協	1.8

d. 町内会等に参加しての、活動紹介や情報交換

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1007 (52.5)	771 (40.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	622 (67.5)	237 (25.7)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	244 (32.5)	451 (60.1)

d. 町内会等に参加しての、活動紹介や情報交換／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	1007 (100.0)	215 (21.4)	187 (18.6)	125 (12.4)	53 (5.3)	118 (11.7)	169 (16.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	622 (100.0)	115 (18.5)	118 (19.0)	85 (13.7)	39 (6.3)	83 (13.3)	105 (16.9)
単独の法定単位 民 児 協	244 (100.0)	69 (28.3)	37 (15.2)	20 (8.2)	7 (2.9)	27 (11.1)	45 (18.4)

	平 均 (回)
全 体	5.7
市(町村)に属する 法定単位民児協	5.6
単独の法定単位 民 児 協	6.5

e. 全戸あるいは該当世帯の一斉訪問活動／有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1064 (55.4)	709 (36.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	523 (56.7)	317 (34.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	395 (52.6)	309 (41.1)

e. 全戸あるいは該当世帯の一斉訪問活動／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	1064 (100.0)	388 (36.5)	191 (18.0)	74 (7.0)	47 (4.4)	62 (5.8)	163 (15.3)
市(町村)に属する 法定単位民児協	523 (100.0)	164 (31.4)	92 (17.6)	39 (7.5)	32 (6.1)	41 (7.8)	82 (15.7)
単独の法定単位 民 児 協	395 (100.0)	168 (42.5)	84 (21.3)	19 (4.8)	10 (2.5)	14 (3.5)	55 (13.9)

	平 均 (回)
全 体	5.1
市(町村)に属する 法定単位民児協	5.4
単独の法定単位 民 児 協	4.3

f. 地域住民を招いての会合やイベントの有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	549 (28.6)	1152 (60.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	358 (38.8)	456 (49.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	113 (15.0)	557 (74.2)

f. 地域住民を招いての会合やイベントの実施/回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	549 (100.0)	158 (28.8)	117 (21.3)	47 (8.6)	31 (5.6)	43 (7.8)	80 (14.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	358 (100.0)	94 (26.3)	79 (22.1)	31 (8.7)	20 (5.6)	33 (9.2)	54 (15.1)
単独の法定単位 民 児 協	113 (100.0)	43 (38.1)	23 (20.4)	9 (8.0)	8 (7.1)	4 (3.5)	14 (12.4)

	平 均 (回)
全 体	4.8
市(町村)に属する 法定単位民児協	5.0
単独の法定単位 民 児 協	4.4

2 (1) ③ (A) 行政や社協等に対し意見具申を実施した回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 回	3 ~ 4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	1919 (100.0)	901 (47.0)	224 (11.7)	157 (8.2)	131 (6.8)	76 (4.0)	40 (2.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	353 (38.3)	99 (10.7)	89 (9.7)	83 (9.0)	53 (5.7)	23 (2.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	447 (59.5)	98 (13.0)	47 (6.3)	35 (4.7)	12 (1.6)	10 (1.3)

	平 均 (回)
全 体	1.3
市(町村)に属する 法定単位民児協	1.8
単独の法定単位 民 児 協	0.8

2 (1) ④さまざまな調査の実施回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 回	3 ~ 4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	1919 (100.0)	160 (8.3)	242 (12.6)	223 (11.6)	296 (15.4)	208 (10.8)	112 (5.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	50 (5.4)	90 (9.8)	100 (10.8)	148 (16.1)	132 (14.3)	65 (7.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	91 (12.1)	124 (16.5)	100 (13.3)	120 (16.0)	49 (6.5)	31 (4.1)

	平 均 (回)
全 体	3.9
市(町村)に属する 法定単位民児協	4.5
単独の法定単位 民 児 協	3.1

2 (1) ④民児協が行う各種調査の実施主体

あ. ひとり暮らし高齢者に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	489 (25.5)	207 (10.8)	523 (27.3)	287 (15.0)	13 (0.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	248 (26.9)	155 (16.8)	262 (28.4)	118 (12.8)	4 (0.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	171 (22.8)	23 (3.1)	202 (26.9)	134 (17.8)	6 (0.8)

い. 高齢者のみ世帯に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	421 (21.9)	168 (8.8)	457 (23.8)	242 (12.6)	15 (0.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	213 (23.1)	128 (13.9)	225 (24.4)	110 (11.9)	7 (0.8)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	146 (19.4)	24 (3.2)	174 (23.2)	104 (13.8)	5 (0.7)

う. 介護保険制度に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	121 (6.3)	72 (3.8)	385 (20.1)	30 (1.6)	7 (0.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	65 (7.0)	54 (5.9)	208 (22.6)	18 (2.0)	4 (0.4)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	36 (4.8)	9 (1.2)	129 (17.2)	9 (1.2)	2 (0.3)

え. 生活保護受給に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	74 (3.9)	54 (2.8)	246 (12.8)	34 (1.8)	28 (1.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	47 (5.1)	45 (4.9)	114 (12.4)	19 (2.1)	16 (1.7)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	17 (2.3)	3 (0.4)	96 (12.8)	9 (1.2)	11 (1.5)

お. 子どもの健全育成に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	206 (10.7)	54 (2.8)	168 (8.8)	23 (1.2)	47 (2.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	125 (13.6)	38 (4.1)	74 (8.0)	15 (1.6)	32 (3.5)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	51 (6.8)	9 (1.2)	71 (9.5)	6 (0.8)	6 (0.8)

か. 子育て世帯に関する調査 (子育て、虐待等)

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	219 (11.4)	72 (3.8)	228 (11.9)	29 (1.5)	32 (1.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	137 (14.9)	55 (6.0)	111 (12.0)	19 (2.1)	24 (2.6)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	48 (6.4)	12 (1.6)	84 (11.2)	7 (0.9)	5 (0.7)

き. 一人親世帯に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	191 (10.0)	62 (3.2)	222 (11.6)	101 (5.3)	19 (1.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	98 (10.6)	47 (5.1)	107 (11.6)	42 (4.6)	13 (1.4)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	68 (9.1)	9 (1.2)	87 (11.6)	46 (6.1)	5 (0.7)

く. 障害者に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	187 (9.7)	65 (3.4)	240 (12.5)	112 (5.8)	17 (0.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	107 (11.6)	52 (5.6)	100 (10.8)	61 (6.6)	12 (1.3)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	55 (7.3)	6 (0.8)	111 (14.8)	42 (5.6)	2 (0.3)

け. 悪質商法被害に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	151 (7.9)	62 (3.2)	99 (5.2)	39 (2.0)	28 (1.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	95 (10.3)	39 (4.2)	48 (5.2)	23 (2.5)	17 (1.8)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	35 (4.7)	8 (1.1)	36 (4.8)	12 (1.6)	5 (0.7)

こ. 災害時要援護に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	332 (17.3)	141 (7.3)	263 (13.7)	68 (3.5)	40 (2.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	180 (19.5)	109 (11.8)	129 (14.0)	30 (3.3)	25 (2.7)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	104 (13.8)	17 (2.3)	104 (13.8)	27 (3.6)	6 (0.8)

さ. 地域の全世帯を対象にした調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	142 (7.4)	45 (2.3)	109 (5.7)	51 (2.7)	14 (0.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	84 (9.1)	32 (3.5)	51 (5.5)	29 (3.1)	11 (1.2)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	41 (5.5)	6 (0.8)	43 (5.7)	16 (2.1)	2 (0.3)

し. その他

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	1919 (100.0)	48 (2.5)	14 (0.7)	82 (4.3)	68 (3.5)	16 (0.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	27 (2.9)	7 (0.8)	27 (2.9)	31 (3.4)	10 (1.1)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	14 (1.9)	5 (0.7)	46 (6.1)	27 (3.6)	4 (0.5)

2 (1) ⑤住民対象活動の内容

	調 査 数	「いきいきふれあいサロン」などさまざまなサロン活動	在宅福祉サービス関連支援(食事・入浴・外出支援・家事援助等)	訪問活動(友愛訪問、施設訪問、学校訪問など)	住民向け講座などの実施(介護講習会、リハビリ教室など)	文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動	生活相談、心配ごと相談窓口の開設
全 体	1919 (100.0)	1119 (58.3)	879 (45.8)	1760 (91.7)	85 (4.4)	796 (41.5)	1047 (54.6)
市(町村)に属する法定単位民児協	922 (100.0)	657 (71.3)	451 (48.9)	862 (93.5)	61 (6.6)	463 (50.2)	471 (51.1)
単独の法定単位民児協	751 (100.0)	326 (43.4)	313 (41.7)	673 (89.6)	14 (1.9)	221 (29.4)	444 (59.1)

	通学路の見守り等子どもの安全確保のための活動	当事者(ひとり暮らし高齢者、一人親家庭、子ども会等)の組織化	遊び場等を含む地域の環境改善整備	危険箇所等の点検	そ の 他
全 体	568 (29.6)	441 (23.0)	148 (7.7)	242 (12.6)	179 (9.3)
市(町村)に属する法定単位民児協	280 (30.4)	267 (29.0)	80 (8.7)	129 (14.0)	104 (11.3)
単独の法定単位民児協	220 (29.3)	109 (14.5)	53 (7.1)	81 (10.8)	56 (7.5)

2 (1) ⑤住民対象活動の主な対象者

1. 「いきいきふれあいサロン」など様々なサロン活動

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て家庭	対象区別なく全般	そ の 他
全 体	1119 (100.0)	929 (83.0)	160 (14.3)	500 (44.7)	145 (13.0)	23 (2.1)
市(町村)に属する法定単位民児協	657 (100.0)	545 (83.0)	99 (15.1)	348 (53.0)	78 (11.9)	17 (2.6)
単独の法定単位民児協	326 (100.0)	267 (81.9)	41 (12.6)	95 (29.1)	42 (12.9)	3 (0.9)

2. 在宅福祉サービス関連支援

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	そ の 他
全 体	879 (100.0)	852 (96.9)	289 (32.9)	39 (4.4)
市(町村)に属する法定単位民児協	451 (100.0)	436 (96.7)	124 (27.5)	24 (5.3)
単独の法定単位民児協	313 (100.0)	305 (97.4)	127 (40.6)	7 (2.2)

3. 訪問活動（友愛訪問、施設訪問、学校訪問など）

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て家 庭	生活保護受給者	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	1760 (100.0)	1482 (84.2)	757 (43.0)	761 (43.2)	633 (36.0)	331 (18.8)	189 (10.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	862 (100.0)	772 (89.6)	370 (42.9)	397 (46.1)	348 (40.4)	151 (17.5)	90 (10.4)
単独の法定単位 民 児 協	673 (100.0)	517 (76.8)	295 (43.8)	263 (39.1)	215 (31.9)	142 (21.1)	80 (11.9)

5. 文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子 ども	子 育 て 家 庭	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	796 (100.0)	442 (55.5)	219 (27.5)	331 (41.6)	118 (14.8)	211 (26.5)	36 (4.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	463 (100.0)	248 (53.6)	98 (21.2)	202 (43.6)	80 (17.3)	134 (28.9)	23 (5.0)
単独の法定単位 民 児 協	221 (100.0)	131 (59.3)	93 (42.1)	76 (34.4)	24 (10.9)	49 (22.2)	8 (3.6)

6. 生活相談、心配ごと相談窓口の開設

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て家 庭	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	1047 (100.0)	302 (28.8)	164 (15.7)	188 (18.0)	809 (77.3)	45 (4.3)
市(町村)に属する 法定単位民児協	471 (100.0)	166 (35.2)	81 (17.2)	104 (22.1)	326 (69.2)	31 (6.6)
単独の法定単位 民 児 協	444 (100.0)	86 (19.4)	58 (13.1)	52 (11.7)	380 (85.6)	9 (2.0)

8. 当事者（ひとり暮らし高齢者など）の組織化

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子 ども	子 育 て 家 庭	一 人 親 家 庭	そ の 他
全 体	441 (100.0)	374 (84.8)	95 (21.5)	125 (28.3)	105 (23.8)	77 (17.5)	17 (3.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	267 (100.0)	231 (86.5)	56 (21.0)	80 (30.0)	68 (25.5)	45 (16.9)	13 (4.9)
単独の法定単位 民 児 協	109 (100.0)	93 (85.3)	26 (23.9)	24 (22.0)	17 (15.6)	18 (16.5)	4 (3.7)

2 (2) 他の機関・団体等への協力実施状況

a. 心配ごと相談事業への協力／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1411 (73.5)	300 (15.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	625 (67.8)	166 (18.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	603 (80.3)	101 (13.4)

a. 心配ごと相談事業への協力／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政 社	協 他	そ の 他
全 体	1411 (100.0)	226 (16.0)	1140 (80.8)	23 (1.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	625 (100.0)	107 (17.1)	485 (77.6)	17 (2.7)
単独の法定単位 民 児 協	603 (100.0)	82 (13.6)	517 (85.7)	2 (0.3)

b. 共同募金（赤い羽根、歳末等）への協力

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1681 (87.6)	165 (8.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	844 (91.5)	51 (5.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	623 (83.0)	98 (13.0)

b. 共同募金（赤い羽根、歳末等）への協力／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政 社	協 他	そ の 他
全 体	1681 (100.0)	80 (4.8)	1531 (91.1)	43 (2.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	844 (100.0)	47 (5.6)	752 (89.1)	31 (3.7)
単独の法定単位 民 児 協	623 (100.0)	22 (3.5)	584 (93.7)	8 (1.3)

c. 地域住民支え合いネットワークへの参画

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1011 (52.7)	599 (31.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	568 (61.6)	215 (23.3)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	301 (40.1)	326 (43.4)

c. 地域住民支え合いネットワークへの参画/最も主となる協力先

	調 査 数	行 政 社	協 同 会 社	そ の 他
全 体	1011 (100.0)	450 (44.5)	385 (38.1)	147 (14.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	568 (100.0)	238 (41.9)	199 (35.0)	112 (19.7)
単独の法定単位 民 児 協	301 (100.0)	157 (52.2)	119 (39.5)	18 (6.0)

d. 要保護児童支援ネットワークへの参画

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1276 (66.5)	414 (21.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	588 (63.8)	212 (23.0)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	520 (69.2)	162 (21.6)

d. 要保護児童支援ネットワークへの参画/最も主となる協力先

	調 査 数	行 政 社	協 同 会 社	そ の 他
全 体	1276 (100.0)	1061 (83.2)	67 (5.3)	121 (9.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	588 (100.0)	439 (74.7)	42 (7.1)	89 (15.1)
単独の法定単位 民 児 協	520 (100.0)	491 (94.4)	8 (1.5)	14 (2.7)

e. 地域福祉計画等策定への参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1168 (60.9)	511 (26.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	604 (65.5)	198 (21.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	408 (54.3)	257 (34.2)

e. 地域福祉計画等策定への参画／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	1168 (100.0)	808 (69.2)	281 (24.1)	45 (3.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	604 (100.0)	343 (56.8)	196 (32.5)	38 (6.3)
単独の法定単位 民 児 協	408 (100.0)	367 (90.0)	35 (8.6)	1 (0.2)

f. 関係機関・団体が行なう調査への協力

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1696 (88.4)	125 (6.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	849 (92.1)	33 (3.6)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	634 (84.4)	78 (10.4)

f. 関係機関・団体が行なう調査への協力／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	1696 (100.0)	1129 (66.6)	449 (26.5)	13 (0.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	849 (100.0)	556 (65.5)	224 (26.4)	9 (1.1)
単独の法定単位 民 児 協	634 (100.0)	427 (67.4)	168 (26.5)	2 (0.3)

g. 防災関係ネットワークへの参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	1040 (54.2)	610 (31.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	593 (64.3)	219 (23.8)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	314 (41.8)	322 (42.9)

g. 防災関係ネットワークへの参画／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	1040 (100.0)	653 (62.8)	131 (12.6)	221 (21.3)
市(町村)に属する 法定単位民児協	593 (100.0)	339 (57.2)	78 (13.2)	153 (25.8)
単独の法定単位 民 児 協	314 (100.0)	235 (74.8)	40 (12.7)	32 (10.2)

h. その他／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	1919 (100.0)	151 (7.9)	292 (15.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	81 (8.8)	115 (12.5)
単独の法定単位 民 児 協	751 (100.0)	50 (6.7)	140 (18.6)

h. その他／最も主となる協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	151 (100.0)	42 (27.8)	35 (23.2)	68 (45.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	81 (100.0)	18 (22.2)	16 (19.8)	43 (53.1)
単独の法定単位 民 児 協	50 (100.0)	19 (38.0)	14 (28.0)	15 (30.0)

2 (3) 他団体との連携・協力・協働状況

ア. 社会福祉協議会

	調 査 数	関 係 が か な り 強 い	や や 関 係 が 強 い	ど ち ら と も い え な い	や や 関 係 が 弱 い	ほ と ん ど 関 係 が な い
全 体	1919 (100.0)	1607 (83.7)	272 (14.2)	18 (0.9)	9 (0.5)	0 (0.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	782 (84.8)	119 (12.9)	9 (1.0)	4 (0.4)	0 (0.0)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	627 (83.5)	110 (14.6)	7 (0.9)	3 (0.4)	0 (0.0)

イ. 福祉事務所／役所の担当課

	調 査 数	関 係 が か な り 強 い	や や 関 係 が 強 い	ど ち ら と も い え な い	や や 関 係 が 弱 い	ほ と ん ど 関 係 が な い
全 体	1919 (100.0)	1422 (74.1)	389 (20.3)	53 (2.8)	24 (1.3)	4 (0.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	667 (72.3)	191 (20.7)	31 (3.4)	11 (1.2)	3 (0.3)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	572 (76.2)	147 (19.6)	16 (2.1)	9 (1.2)	1 (0.1)

ウ. 児童相談所

	調 査 数	関 係 が か な り 強 い	や や 関 係 が 強 い	ど ち ら と も い え な い	や や 関 係 が 弱 い	ほ と ん ど 関 係 が な い
全 体	1919 (100.0)	126 (6.6)	475 (24.8)	594 (31.0)	401 (20.9)	270 (14.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	78 (8.5)	258 (28.0)	242 (26.2)	189 (20.5)	123 (13.3)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	28 (3.7)	152 (20.2)	268 (35.7)	168 (22.4)	122 (16.2)

2 (4) 金銭の取り扱いを伴う場合の支援活動のあり方

①金銭の取り扱いについての民児協での話し合い等

	調 査 数	行 っ た	行 っ て い な い
全 体	1919 (100.0)	775 (40.4)	1121 (58.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	475 (51.5)	438 (47.5)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	204 (27.2)	536 (71.4)

②金銭の取り扱いに関する民児協としてのルールの有無

	調 査 数	決 め て い る	決 め て い な い
全 体	1919 (100.0)	555 (28.9)	1307 (68.1)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	347 (37.6)	552 (59.9)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	139 (18.5)	588 (78.3)

③取り扱いルール、法定単位民児協としての明文化の有無

	調 査 数	し て い る	し て い な い
全 体	555 (100.0)	117 (21.1)	434 (78.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	347 (100.0)	74 (21.3)	270 (77.8)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	139 (100.0)	22 (15.8)	117 (84.2)

2 (5) 個人情報取り扱い状況

①個人情報の取り扱いに関する民児協としてのルールの有無

	調 査 数	決 め て い る	特 に 決 め て い な い
全 体	1919 (100.0)	718 (37.4)	1159 (60.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	399 (43.3)	500 (54.2)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	221 (29.4)	518 (69.0)

②ルールとして決めている事項

	調 査 数	福祉票の持ち歩き 禁 止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の持ち歩 き 禁 止	福 祉 票 の 複 製 (コピー)の禁止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の複製 (コピー)の禁止	行政からの情報 請求に対する本 人または会長の 承認・確認後の 実 施	自主防災組織等 関連団体等の情 報請求に対する 承認・確認後の 実 施
全 体	718 (100.0)	487 (67.8)	463 (64.5)	449 (62.5)	417 (58.1)	303 (42.2)	310 (43.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	399 (100.0)	293 (73.4)	275 (68.9)	275 (68.9)	248 (62.2)	204 (51.1)	201 (50.4)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	221 (100.0)	118 (53.4)	110 (49.8)	105 (47.5)	105 (47.5)	52 (23.5)	61 (27.6)

	福祉票等の保管 場所のルール化	不要になった帳 票の処分の方法	そ の 他
全 体	180 (25.1)	427 (59.5)	36 (5.0)
市(町村)に属する 法定単位民児協	112 (28.1)	250 (62.7)	24 (6.0)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	43 (19.5)	120 (54.3)	8 (3.6)

③ルールの、法定単位民児協として明文化の有無

	調 査 数	し て い る	一 部 の み、し て い	し て い な い
全 体	718 (100.0)	87 (12.1)	169 (23.5)	444 (61.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	399 (100.0)	54 (13.5)	108 (27.1)	226 (56.6)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	221 (100.0)	15 (6.8)	42 (19.0)	160 (72.4)

④個人情報の取り扱いについての話し合い等の機会設定の有無

	調 査 数	設 け た	設 け て い な い
全 体	1919 (100.0)	1504 (78.4)	387 (20.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	774 (83.9)	138 (15.0)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	536 (71.4)	202 (26.9)

⑤新旧委員間の引き継ぎの有無

	調 査 数	行 っ て い る	行 っ て い な い
全 体	1919 (100.0)	1755 (91.5)	146 (7.6)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	872 (94.6)	45 (4.9)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	660 (87.9)	80 (10.7)

⑥新旧委員間で引き継ぎされている個人情報ツール

	調 査 数	活 動 記 録	福 祉 票	そ の 他
全 体	1755 (100.0)	1101 (62.7)	1425 (81.2)	383 (21.8)
市(町村)に属する 法定単位民児協	872 (100.0)	517 (59.3)	750 (86.0)	230 (26.4)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	660 (100.0)	446 (67.6)	502 (76.1)	108 (16.4)

⑦新旧委員間における個人情報の引き継ぎ方法

	調 査 数	新旧委員間で引 き継ぎ説明を 行ったうえで引 継いでいる	説明は行わず、 福祉票のみを新 委員に渡し、引 き継いでいる	新旧委員間で口 頭等の方法で引 き継ぎ、福祉票 は新規に作成	情報の引き継ぎ はなく、福祉票も 引き継がれない
全 体	1919 (100.0)	1355 (70.6)	157 (8.2)	282 (14.7)	47 (2.4)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	683 (74.1)	69 (7.5)	126 (13.7)	16 (1.7)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	497 (66.2)	73 (9.7)	117 (15.6)	27 (3.6)

⑧個人情報引き継ぎの際の本人への説明の有無

	調 査 数	し て い る	し て い な い	必要と思われる ケースのみして いる	そ の 他
全 体	1919 (100.0)	347 (18.1)	663 (34.5)	843 (43.9)	28 (1.5)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	203 (22.0)	287 (31.1)	406 (44.0)	14 (1.5)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	106 (14.1)	289 (38.5)	324 (43.1)	10 (1.3)

2 (6) ①行政からの個人情報の提供状況

	調 査 数	受けられている	ほぼ受けられて いる	あまり受けられて いない	まったく受けられ ていない
全 体	1919 (100.0)	514 (26.8)	638 (33.2)	605 (31.5)	129 (6.7)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	189 (20.5)	294 (31.9)	341 (37.0)	81 (8.8)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	245 (32.6)	274 (36.5)	187 (24.9)	33 (4.4)

2 (6) ②行政からの情報提供で保有できている情報の内容

	調 査 数	すべての65歳以 上の高齢者(同 居)世帯	高齢者のみ世帯 (高齢者複数人 の世帯)	ひとり暮らし高齢 者	その他の高齢者 に関する情報	障害者・児に関 する情報(障害 種別の一部の場 合も含む)	学齢前の乳幼児 のいる世帯
全 体	1919 (100.0)	702 (36.6)	867 (45.2)	1183 (61.6)	388 (20.2)	413 (21.5)	171 (8.9)
市(町村)に属する 法定単位民児協	922 (100.0)	341 (37.0)	394 (42.7)	553 (60.0)	165 (17.9)	182 (19.7)	65 (7.0)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	751 (100.0)	270 (36.0)	359 (47.8)	474 (63.1)	170 (22.6)	188 (25.0)	87 (11.6)

	学齢児童のいる 世帯	父 子 世 帯	母 子 世 帯	生活保護受給者 あるいは世帯	そ の 他
全 体	202 (10.5)	380 (19.8)	488 (25.4)	1170 (61.0)	214 (11.2)
市(町村)に属する 法定単位民児協	79 (8.6)	156 (16.9)	193 (20.9)	572 (62.0)	96 (10.4)
単 独 の 法 定 単 位 民 児 協	99 (13.2)	182 (24.2)	239 (31.8)	444 (59.1)	91 (12.1)

2 (7) ①法定単位民児協の課題

	調 査 数	民生委員・児童委員のなり手がいない	活動を進めるための財源がない	若いメンバーが少ない(世代交代がすすまない)	男性のメンバーが少ない	女性のメンバーが少ない	活動内容が地域住民に理解されていない
全 体	1919 (100.0)	1228 (64.0)	336 (17.5)	944 (49.2)	459 (23.9)	77 (4.0)	545 (28.4)
市(町村)に属する法定単位民児協	922 (100.0)	615 (66.7)	180 (19.5)	476 (51.6)	304 (33.0)	35 (3.8)	289 (31.3)
単独の法定単位民児協	751 (100.0)	454 (60.5)	107 (14.2)	354 (47.1)	100 (13.3)	36 (4.8)	201 (26.8)

	研修を受ける機会が少ない	他の市区町村民児協や法定単位民児協との交流の機会が少ない	活動に必要な情報が不足している	活動に必要なノウハウが不足している	事務局の体制の維持や強化が難しい	そ の 他
全 体	169 (8.8)	565 (29.4)	749 (39.0)	416 (21.7)	251 (13.1)	125 (6.5)
市(町村)に属する法定単位民児協	74 (8.0)	295 (32.0)	440 (47.7)	170 (18.4)	121 (13.1)	68 (7.4)
単独の法定単位民児協	69 (9.2)	194 (25.8)	222 (29.6)	194 (25.8)	104 (13.8)	43 (5.7)

IV. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査
項目別集計表 [抜粋]

2. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査

1（2）①民生委員・児童委員数（定数／主任児童委員は除く）

	調 査 数	1 ～ 4 9 人	5 0 ～ 9 9 人	100～199人	200～299人	300～499人	5 0 0 人 以 上
全 体	801 (100.0)	10 (1.2)	222 (27.7)	319 (39.8)	128 (16.0)	64 (8.0)	43 (5.4)

	平 均 (人)
全 体	187.3

1（2）①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員は除く）

	調 査 数	1 ～ 4 9 人	5 0 ～ 9 9 人	100～199人	200～299人	300～499人	5 0 0 人 以 上
全 体	801 (100.0)	13 (1.6)	230 (28.7)	324 (40.4)	126 (15.7)	63 (7.9)	41 (5.1)

	平 均 (人)
全 体	184.1

1（2）②主任児童委員数（定数）

	調 査 数	1 ～ 4 人	5 ～ 9 人	1 0 ～ 1 9 人	2 0 ～ 2 9 人	3 0 ～ 4 9 人	5 0 人 以 上
全 体	801 (100.0)	55 (6.9)	185 (23.1)	246 (30.7)	151 (18.9)	102 (12.7)	46 (5.7)

	不 明	平 均 (人)
全 体	1 (0.1)	20.0

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	調 査 数	1 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人	50 人 以上
全 体	801 (100.0)	57 (7.1)	189 (23.6)	253 (31.6)	152 (19.0)	100 (12.5)	45 (5.6)

	不 明	平 均 (人)
全 体	1 (0.1)	19.7

1 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (定数)

	調 査 数	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100 ~ 199 人	200 ~ 299 人	300 ~ 499 人	5 0 0 人 以上
全 体	801 (100.0)	5 (0.6)	183 (22.8)	322 (40.2)	132 (16.5)	92 (11.5)	52 (6.5)

	平 均 (人)
全 体	207.3

1 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (現員数)

	調 査 数	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100 ~ 199 人	200 ~ 299 人	300 ~ 499 人	5 0 0 人 以上
全 体	801 (100.0)	6 (0.7)	192 (24.0)	325 (40.6)	137 (17.1)	85 (10.6)	52 (6.5)

	平 均 (人)
全 体	203.8

1 (3) ①民生委員・児童委員数 (男性/主任児童委員を除く)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100~199人	200~299人	300~499人
全 体	801 (100.0)	0 (0.0)	310 (38.7)	301 (37.6)	138 (17.2)	28 (3.5)	15 (1.9)

	5 0 0 人 以 上	平 均 (人)
全 体	1 (0.1)	79.2

1 (3) ①民生委員・児童委員数 (女性/主任児童委員を除く)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100~199人	200~299人	300~499人
全 体	801 (100.0)	1 (0.1)	235 (29.3)	283 (35.3)	182 (22.7)	50 (6.2)	35 (4.4)

	5 0 0 人 以 上	平 均 (人)
全 体	7 (0.9)	105.0

1 (3) ②主任児童委員数 (男性)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 人	5 ~ 9 人	1 0 ~ 1 9 人	2 0 ~ 2 9 人	3 0 ~ 4 9 人
全 体	801 (100.0)	180 (22.5)	374 (46.7)	172 (21.5)	59 (7.4)	7 (0.9)	1 (0.1)

	5 0 人 以 上	平 均 (人)
全 体	0 (0.0)	3.7

1 (3) ②主任児童委員数 (女性)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人
全 体	801 (100.0)	3 (0.4)	116 (14.5)	196 (24.5)	260 (32.5)	112 (14.0)	80 (10.0)

	50 人以上	平均 (人)
全 体	26 (3.2)	16.0

1 (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (男性)

	調 査 数	1 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 ~ 199 人	200 ~ 299 人	300 ~ 499 人	500 人以上
全 体	801 (100.0)	283 (35.3)	310 (38.7)	152 (19.0)	30 (3.7)	17 (2.1)	1 (0.1)

	平均 (人)
全 体	82.9

1 (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の合計 (女性)

	調 査 数	1 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 ~ 199 人	200 ~ 299 人	300 ~ 499 人	500 人以上
全 体	801 (100.0)	170 (21.2)	305 (38.1)	189 (23.6)	72 (9.0)	43 (5.4)	14 (1.7)

	平均 (人)
全 体	121.0

1 (6) 受け持ち担当区域 (地域) の総世帯数

	調 査 数	～10000世帯未 満	10000～20000 世帯未満	20000～30000 世帯未満	30000～50000 世帯未満	50000～100000 世帯未満	100000世帯 以上
全 体	801 (100.0)	31 (3.9)	214 (26.7)	139 (17.4)	146 (18.2)	155 (19.4)	93 (11.6)

	平 均 (世 帯)
全 体	50582.2

1 (7) 当該市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) 内の法定単位民児協数

	調 査 数	1～4民児協	5～9民児協	10～19民児協	20～29民児協	30民児協以上	不 明
全 体	801 (100.0)	207 (25.8)	251 (31.3)	227 (28.3)	55 (6.9)	33 (4.1)	7 (0.9)

	平 均 (民 児 協)
全 体	10.3

1 (7) 当該市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) 内の任意単位民児協数

	調 査 数	0 民 児 協	1～4民児協	5～9民児協	10～19民児協	20～29民児協	30民児協以上
全 体	801 (100.0)	681 (85.0)	40 (5.0)	15 (1.9)	2 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)

	平 均 (民 児 協)
全 体	0.3

1 (7) 当該市(区)民児協組織(連合民児協組織)内の単位民児協数(合計)

	調 査 数	1～4民児協	5～9民児協	10～19民児協	20～29民児協	30民児協以上	平 均 (民児協)
全 体	801(100.0)	185(23.1)	239(29.8)	229(28.6)	52(6.5)	34(4.2)	10.7

1 (8) 貴法定単位民児協事務局の運営

	調 査 数	行政が事務局を 担当している	社会福祉協議会 が事務局を担当 している	そ の 他
全 体	801(100.0)	548(68.4)	207(25.8)	43(5.4)

1 (9) 会長(男女比)

	調 査 数	男 性	女 性
全 体	801(100.0)	615(76.8)	113(14.1)

1 (9) 副会長 (人数)

	調 査 数	1 人	2 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 人以上	平均 (人)
全 体	801 (100.0)	100 (12.5)	561 (70.0)	77 (9.6)	28 (3.5)	31 (3.9)	4.3

1 (9) 副会長の人数 (男性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 人以上
全 体	801 (100.0)	54 (6.7)	268 (33.5)	393 (49.1)	51 (6.4)	27 (3.4)	4 (0.5)

	平均 (人)
全 体	2.5

1 (9) 副会長の人数 (女性)

	調 査 数	0 人	1 人	2 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 人以上
全 体	801 (100.0)	320 (40.0)	304 (38.0)	111 (13.9)	32 (4.0)	18 (2.2)	12 (1.5)

	平均 (人)
全 体	1.7

1 (11) ①評議員会の設置・開催の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	608 (75.9)	165 (20.6)

1 (11) ①評議員会の開催回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回
全 体	608 (100.0)	0 (0.0)	256 (42.1)	121 (19.9)	72 (11.8)	22 (3.6)	120 (19.7)

	1 3 回 以 上	平 均 (回)
全 体	13 (2.1)	4.4

1 (11) ②理事会の設置や開催の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	658 (82.1)	107 (13.4)

1 (11) ②理事会の開催回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回
全 体	658 (100.0)	1 (0.2)	50 (7.6)	112 (17.0)	127 (19.3)	35 (5.3)	312 (47.4)

	1 3 回 以 上	平 均 (回)
全 体	18 (2.7)	7.8

1 (12) ①定例会議（全体会議）の開催

a. 開催方式

	調査数	市(区)内全委員の出席方式により開催する	市(区)内の法定単位民児協会長等、一部役員等が集まって開催
全体	801 (100.0)	338 (42.2)	422 (52.7)

b. 開催回数

	調査数	0回	1回	2～3回	4～6回	7～9回	10～12回
全体	801 (100.0)	3 (0.4)	125 (15.6)	153 (19.1)	93 (11.6)	35 (4.4)	360 (44.9)

	13回以上	平均(回)
全体	12 (1.5)	7.2

c. 1回の平均開催所要時間

	調査数	1時間未満	1～2時間未満	2～2時間30分未満	2時間30分～3時間未満	3～4時間未満	4時間以上
全体	801 (100.0)	6 (0.7)	209 (26.1)	319 (39.8)	119 (14.9)	101 (12.6)	25 (3.1)

	平均(分)
全体	127.2

d. 主な開会時間

	調 査 数	9 時	1 0 時	1 1 時	1 2 時	1 3 時	1 4 時
全 体	801 (100.0)	53 (6.6)	131 (16.4)	5 (0.6)	- (-)	395 (49.3)	154 (19.2)

	1 5 時	1 6 時	1 7 時	1 8 時	平 均 (時)
全 体	16 (2.0)	6 (0.7)	2 (0.2)	1 (0.1)	12.5

e. 開催する曜日

	調 査 数	月 曜 日	火 曜 日	水 曜 日	木 曜 日	金 曜 日	土 曜 日
全 体	801 (100.0)	77 (9.6)	134 (16.7)	158 (19.7)	128 (16.0)	163 (20.3)	4 (0.5)

	日 曜 日
全 体	2 (0.2)

f. 開催する場所

	調 査 数	市(区)役所内会議室	市(区)社会福祉協議会内会議室	公民館、市(区)民のための集会所	福祉・健康・保健センター	各種福祉施設会議室	民生委員・児童委員の個人宅
全 体	801 (100.0)	302 (37.7)	123 (15.4)	114 (14.2)	147 (18.4)	22 (2.7)	0 (0.0)

	そ の 他
全 体	69 (8.6)

1 (12) ②A 定例全体会議を開く際の関係機関・団体の出席による協力内容

a. 活動に関わる情報の提供や交換

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	426 (53.2)	266 (33.2)	69 (8.6)

b. 学習・研修を目的としての来訪

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	123 (15.4)	438 (54.7)	193 (24.1)

c. テーマを設定した会議への来訪

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	91 (11.4)	391 (48.8)	261 (32.6)

d. 個別活動状況や事例報告等をめぐる協議

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	74 (9.2)	336 (41.9)	335 (41.8)

1 (12) ②B／定例全体会議における関係機関・団体からの民児協への伝達実施の状況

a. 定例全体会議における行政からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	515 (64.3)	222 (27.7)	43 (5.4)

b. 社会福祉協議会からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	343 (42.8)	346 (43.2)	85 (10.6)

c. 都道府県・指定都市民児協からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	153 (19.1)	249 (31.1)	351 (43.8)

d. その他の関連団体からの伝達

	調 査 数	毎 回 実 施	時 々 実 施	実施していない
全 体	801 (100.0)	43 (5.4)	356 (44.4)	326 (40.7)

1 (13) 部会・委員会の設置の有無

①組織の運営に関する部会・委員会の設置の有無

a. 企画・計画（活動方針の策定や企画を担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	238 (29.7)	504 (62.9)

b. 総務（民児協組織運営などを担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	210 (26.2)	531 (66.3)

c. 渉外（他団体・機関との調整などを担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	72 (9.0)	657 (82.0)

d. 調査研究（活動推進のための調査研究などを担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	188 (23.5)	550 (68.7)

e. 研修・学習（研修会・学習会等企画運営を担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	343 (42.8)	410 (51.2)

f. 広報・情報（機関誌編集・発行、PR活動を担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	246 (30.7)	502 (62.7)

g. 予算・財務（活動費等の確保や管理などを担当）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	130 (16.2)	596 (74.4)

1 (13) ②活動の分野、福祉課題をもとに設置している部会・委員会

a. 地域福祉（住民の生活支援全般、まちづくり）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	349 (43.6)	390 (48.7)

b. 高齢者福祉生活支援

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	522 (65.2)	234 (29.2)

c. 障害者（児）福祉

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	471 (58.8)	275 (34.3)

d. 児童（家庭）福祉

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	599 (74.8)	156 (19.5)

e. 災害対応

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	124 (15.5)	593 (74.0)

f. ボランティアの養成、ボランティア活動の推進

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	84 (10.5)	630 (78.7)

g. 民生委員・児童委員活動の推進

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	189 (23.6)	540 (67.4)

h. 人権擁護

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	89 (11.1)	611 (76.3)

1 (14) 当該市（区）民児協組織（連合民児協組織）としての活動（事業）計画の策定状況

a. 活動目標・目的（ビジョン）の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	430 (53.7)	330 (41.2)

b. 中期（3年）活動計画

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	44 (5.5)	701 (87.5)

c. 年度活動計画（事業計画）

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	694 (86.6)	88 (11.0)

d. 児童委員・主任児童委員活動の推進に関わる計画

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	345 (43.1)	424 (52.9)

e. その他の計画

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	29 (3.6)	473 (59.1)

2 (1) ①市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) が行う研修の対象

	調 査 数	単位民児協会長	単位民児協役員 等	民生委員・児童 委員 (全体)	主任児童委員	新任民生委員・ 児 童 委 員	中堅民生委員・ 児童委員 (2期 以 上)
全 体	801 (100.0)	252 (31.5)	247 (30.8)	701 (87.5)	395 (49.3)	168 (21.0)	104 (13.0)

	そ の 他
全 体	141 (17.6)

①研修事業／共催相手

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	252 (100.0)	58 (23.0)	43 (17.1)	20 (7.9)

b. 単位民児協役員等研修／共催先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	247 (100.0)	54 (21.9)	36 (14.6)	16 (6.5)

c. 民生委員・児童委員 (全体) 研修／共催先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	701 (100.0)	182 (26.0)	91 (13.0)	38 (5.4)

d. 主任児童委員研修／共催先

	調 査 数	行 政 社	協 同	そ の 他
全 体	395 (100.0)	86 (21.8)	33 (8.4)	29 (7.3)

e. 新任民生委員・児童委員研修／共催先

	調 査 数	行 政 社	協 同	そ の 他
全 体	168 (100.0)	68 (40.5)	28 (16.7)	19 (11.3)

f. 中堅民生委員・児童委員（2期以上）研修／共催先

	調 査 数	行 政 社	協 同	そ の 他
全 体	104 (100.0)	23 (22.1)	25 (24.0)	24 (23.1)

h. その他の研修／共催先

	調 査 数	行 政 社	協 同	そ の 他
全 体	141 (100.0)	23 (16.3)	8 (5.7)	16 (11.3)

2 (1) ①市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) が行う研修

a. 単位民児協会長研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	252 (100.0)	115 (45.6)	56 (22.2)	29 (11.5)	6 (2.4)	35 (13.9)	7 (2.8)

	平 均 (回)
全 体	3.8

b. 単位民児協役員等研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	247 (100.0)	131 (53.0)	50 (20.2)	25 (10.1)	4 (1.6)	21 (8.5)	10 (4.0)

	平 均 (回)
全 体	3.3

c. 民生委員・児童委員 (全体) 研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	701 (100.0)	306 (43.7)	268 (38.2)	70 (10.0)	15 (2.1)	17 (2.4)	9 (1.3)

	平 均 (回)
全 体	2.6

d. 主任児童委員研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	395 (100.0)	119 (30.1)	156 (39.5)	60 (15.2)	13 (3.3)	30 (7.6)	3 (0.8)

	平 均 (回)
全 体	3.7

e. 新任民生委員・児童委員研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	168 (100.0)	81 (48.2)	61 (36.3)	8 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	平 均 (回)
全 体	1.7

f. 中堅民生委員・児童委員（2期以上）研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	104 (100.0)	77 (74.0)	22 (21.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

	平 均 (回)
全 体	1.3

h. その他の研修／開催回数

	調 査 数	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 6 回	7 ～ 9 回	10 ～ 12 回	13 回 以上
全 体	141 (100.0)	51 (36.2)	22 (15.6)	34 (24.1)	11 (7.8)	8 (5.7)	10 (7.1)

	平 均 (回)
全 体	5.3

2 (1) ①市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) が行う研修

a. 単位民児協会長研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	252 (100.0)	39 (15.5)	67 (26.6)	33 (13.1)	37 (14.7)	29 (11.5)	36 (14.3)

	500人以上	平 均 (人)
全 体	2 (0.8)	54.7

b. 単位民児協役員等研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	247 (100.0)	16 (6.5)	49 (19.8)	38 (15.4)	53 (21.5)	47 (19.0)	35 (14.2)

	500人以上	平 均 (人)
全 体	0 (0.0)	57.8

c. 民生委員・児童委員（全体）研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	701 (100.0)	0 (0.0)	1 (0.1)	3 (0.4)	9 (1.3)	87 (12.4)	473 (67.5)

	500人以上	平均 (人)
全 体	101 (14.4)	307.9

d. 主任児童委員研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	395 (100.0)	27 (6.8)	62 (15.7)	62 (15.7)	69 (17.5)	90 (22.8)	69 (17.5)

	500人以上	平均 (人)
全 体	1 (0.3)	70.7

e. 新任民生委員・児童委員研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	168 (100.0)	64 (38.1)	32 (19.0)	17 (10.1)	16 (9.5)	14 (8.3)	12 (7.1)

	500人以上	平均 (人)
全 体	0 (0.0)	30.6

f. 中堅民生委員・児童委員（2期以上）研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	104 (100.0)	23 (22.1)	17 (16.3)	6 (5.8)	14 (13.5)	16 (15.4)	19 (18.3)

	500人以上	平均 (人)
全 体	0 (0.0)	53.3

h. その他の研修／参加人数

	調 査 数	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100～499人
全 体	141 (100.0)	2 (1.4)	3 (2.1)	8 (5.7)	16 (11.3)	29 (20.6)	70 (49.6)

	500人以上	平均 (人)
全 体	12 (8.5)	200.2

2 (1) ②研修会における最近の主なテーマ

	調 査 数	民生委員・児童委員の使命や役割に関する内容	民生委員・児童委員の地域活動の推進につながる支援ノウハウ	災害対応に関する研修	児童虐待に関する内容	高齢者虐待に関する内容	障害者の地域生活支援に関する内容
全 体	801 (100.0)	352 (43.9)	388 (48.4)	423 (52.8)	414 (51.7)	257 (32.1)	249 (31.1)

	精神障害者の理解や支援方法に関する内容	地域の支え合いネットワークの構築や推進に関する内容	関係機関・団体との連携に関する内容	福祉票の記録方法に関する内容	証明事務に関する内容	地域支援に必要な個人情報の取り扱いに関する内容	悪質商法への対応支援のための内容
全 体	152 (19.0)	219 (27.3)	219 (27.3)	89 (11.1)	111 (13.9)	178 (22.2)	276 (34.5)

2 (1) ③市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) としての民生委員・児童委員活動への支援事業

a. 活動マニュアル・手引き書等の作成・配布／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	320 (40.0)	403 (50.3)

a. 活動マニュアル・手引き書等の作成・配布／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	320 (100.0)	184 (57.5)	46 (14.4)	27 (8.4)	9 (2.8)	14 (4.4)	15 (4.7)

	平 均 (回)
全 体	2.2

b. 専門家等の話を受けられるような会議の設定／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	249 (31.1)	453 (56.6)

b. 専門家等の話を受けられるような会議の設定／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	249 (100.0)	102 (41.0)	44 (17.7)	21 (8.4)	14 (5.6)	18 (7.2)	25 (10.0)

	平 均 (回)
全 体	3.6

c. 地域福祉活動プログラムの開発と民生委員・児童委員への提供／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	102 (12.7)	577 (72.0)

c. 地域福祉活動プログラムの開発、提供／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	102 (100.0)	36 (35.3)	14 (13.7)	8 (7.8)	1 (1.0)	7 (6.9)	20 (19.6)

	平 均 (回)
全 体	6.1

d. 児童委員活動プログラムの開発、提供／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	126 (15.7)	551 (68.8)

d. 児童委員活動プログラムの開発、提供／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	126 (100.0)	43 (34.1)	15 (11.9)	8 (6.3)	6 (4.8)	11 (8.7)	23 (18.3)

	平 均 (回)
全 体	7.2

e. 委員活動をスムーズに行う為の腕章等グッズ作成／有無

	調査数	有	無
全体	801 (100.0)	206 (25.7)	491 (61.3)

e. 委員活動をスムーズに行う為の腕章等グッズ作成／回数

	調査数	1回	2回	3回	4回	5～9回	10回以上
全体	206 (100.0)	153 (74.3)	23 (11.2)	2 (1.0)	0 (0.0)	1 (0.5)	2 (1.0)

	平均 (回)
全体	1.3

2 (1) ④市 (区) 民児協組織 (連合民児協組織) としての地域住民に向けてのPR、理解の促進

a. 広報誌などの配付／有無

	調査数	有	無
全体	801 (100.0)	269 (33.6)	436 (54.4)

a. 広報誌などの配付／回数

	調査数	1回	2回	3回	4回	5～9回	10回以上
全体	269 (100.0)	150 (55.8)	68 (25.3)	18 (6.7)	6 (2.2)	5 (1.9)	6 (2.2)

	平均 (回)
全体	1.9

b. チラシ類の配付／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	260 (32.5)	442 (55.2)

b. チラシ類の配付／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	260 (100.0)	169 (65.0)	32 (12.3)	12 (4.6)	4 (1.5)	10 (3.8)	15 (5.8)

	平 均 (回)
全 体	3.0

c. ポスター類の掲示／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	133 (16.6)	545 (68.0)

c. ポスター類の掲示／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	133 (100.0)	93 (69.9)	11 (8.3)	3 (2.3)	3 (2.3)	3 (2.3)	6 (4.5)

	平 均 (回)
全 体	3.0

d. 全戸あるいは該当世帯の一斉訪問活動／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	270 (33.7)	428 (53.4)

d. 全戸あるいは該当世帯の一斉訪問活動／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	270 (100.0)	157 (58.1)	35 (13.0)	11 (4.1)	4 (1.5)	9 (3.3)	26 (9.6)

	平 均 (回)
全 体	3.0

e. 地域住民を招いての会合やイベントの実施／有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	93 (11.6)	571 (71.3)

e. 地域住民を招いての会合やイベントの実施／回数

	調 査 数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 ～ 9 回	10 回 以上
全 体	93 (100.0)	53 (57.0)	11 (11.8)	4 (4.3)	1 (1.1)	6 (6.5)	7 (7.5)

	平 均 (回)
全 体	3.3

2 (1) ⑤設立 90 周年にあたる記念等として行う関係事業実施予定

	調 査 数	特別に行う、広 報誌・チラシ等 による地域住民 への啓発強化	90周年を記念し て特別に行う、 地域の実態など 各種調査の実施	地域福祉まつり 等の主催、民児 協としての参画・ 参加・協力	地域住民が参加 可能な講演や学 習・協議し合える ようなイベント	活動事例集等、 委員活動の内容 や実績をまとめ た冊子等の製作	民児協の活動の 変遷に関する記 念資料等の製作
全 体	801 (100.0)	146 (18.2)	119 (14.9)	129 (16.1)	56 (7.0)	50 (6.2)	45 (5.6)

	委員活動の強化 のための各種 ツールの作成	そ の 他
全 体	68 (8.5)	117 (14.6)

2 (1) ⑥ (A) 意見具申の実施回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 回	3 ~ 4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	801 (100.0)	96 (12.0)	145 (18.1)	102 (12.7)	101 (12.6)	43 (5.4)	21 (2.6)

	平 均 (回)
全 体	2.7

2 (1) ⑦さまざまな調査の実施回数

	調 査 数	0 回	1 回	2 回	3 ~ 4 回	5 ~ 9 回	10 回 以上
全 体	801 (100.0)	376 (46.9)	119 (14.9)	45 (5.6)	27 (3.4)	15 (1.9)	15 (1.9)

	平 均 (回)
全 体	1.4

あ. ひとり暮らし高齢者に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	123 (15.4)	315 (39.3)	84 (10.5)	13 (1.6)	2 (0.2)

い. 高齢者のみ世帯に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	96 (12.0)	269 (33.6)	65 (8.1)	9 (1.1)	2 (0.2)

う. 介護保険制度に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	20 (2.5)	75 (9.4)	5 (0.6)	3 (0.4)	3 (0.4)

え. 生活保護受給に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	24 (3.0)	105 (13.1)	13 (1.6)	5 (0.6)	2 (0.2)

お. 子どもの健全育成に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	169 (100.0)	166 (98.2)	47 (27.8)	6 (3.6)	1 (0.6)	47 (2.4)

か. 子育て世帯に関する調査（子育て、虐待等）

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	31 (3.9)	55 (6.9)	8 (1.0)	7 (0.9)	1 (0.1)

き. 一人親世帯に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	32 (4.0)	66 (8.2)	30 (3.7)	10 (1.2)	0 (0.0)

く. 障害者に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	45 (5.6)	60 (7.5)	32 (4.0)	12 (1.5)	2 (0.2)

け. 悪質商法被害に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	22 (2.7)	20 (2.5)	5 (0.6)	0 (0.0)	3 (0.4)

こ. 災害時要援護に関する調査

	調 査 数	貴市(区)民児協 として独自に 行ったもの	行政に依頼され て行ったもの	社協から依頼さ れて行ったもの	都道府県・指定 都市民児協から 依頼されて行っ たもの	その他の団体か ら依頼されて 行ったもの
全 体	801 (100.0)	107 (13.4)	111 (13.9)	18 (2.2)	15 (1.9)	2 (0.2)

さ. 地域の全世帯を対象にした調査

	調 査 数	貴市(区)民児協として独自に行ったもの	行政に依頼されて行ったもの	社協から依頼されて行ったもの	都道府県・指定都市民児協から依頼されて行ったもの	その他の団体から依頼されて行ったもの
全 体	801 (100.0)	30 (3.7)	19 (2.4)	13 (1.6)	12 (1.5)	0 (0.0)

し. その他

	調 査 数	貴市(区)民児協として独自に行ったもの	行政に依頼されて行ったもの	社協から依頼されて行ったもの	都道府県・指定都市民児協から依頼されて行ったもの	その他の団体から依頼されて行ったもの
全 体	801 (100.0)	11 (1.4)	39 (4.9)	43 (5.4)	7 (0.9)	2 (0.2)

2 (1) ⑧市(区)民児協としての住民対象の活動

	調 査 数	「いきいきふれあいサロン」などさまざまなサロン活動	在宅福祉サービス関連支援(食事・入浴・外出支援・家事援助等)	訪問活動(友愛訪問、施設訪問、学校訪問など)	住民向け講座などの実施(介護講習会、リハビリ教室など)	文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動	生活相談、心配ごと相談窓口の開設
全 体	801 (100.0)	291 (36.3)	169 (21.1)	481 (60.0)	24 (3.0)	138 (17.2)	271 (33.8)

	調 査 数	通学路の見守り等子どもの安全確保のための活動	当事者(ひとり暮らし高齢者、一人親家庭、子ども会等)の組織化	遊び場等を含む地域の環境改善整備	危険箇所等の点検	そ の 他
全 体	182 (22.7)	63 (7.9)	31 (3.9)	61 (7.6)	47 (5.9)	

1. 「いきいきふれあいサロン」など様々なサロン活動／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て 家 庭	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	291 (100.0)	208 (71.5)	26 (8.9)	166 (57.0)	29 (10.0)	7 (2.4)

2. 在宅福祉サービス関連支援／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	そ の 他
全 体	169 (100.0)	166 (98.2)	47 (27.8)	6 (3.6)

3. 訪問活動（友愛訪問、施設訪問、学校訪問など）／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て 家 庭	生活保護受給者	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	481 (100.0)	386 (80.2)	173 (36.0)	173 (36.0)	125 (26.0)	81 (16.8)	51 (10.6)

5. 文化・スポーツ・レクリエーションに関する活動／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子 ども	子 育 て 家 庭	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	138 (100.0)	56 (40.6)	56 (40.6)	37 (26.8)	28 (20.3)	33 (23.9)	5 (3.6)

6. 生活相談、心配ごと相談窓口の開設／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子どもと子育て 家 庭	対象区別なく全 般	そ の 他
全 体	271 (100.0)	43 (15.9)	31 (11.4)	37 (13.7)	227 (83.8)	5 (1.8)

8. 当事者（ひとり暮らし高齢者など）の組織化／対象

	調 査 数	高 齢 者	障 害 者	子 ど も	子 育 て 家 庭	一 人 親 家 庭	そ の 他
全 体	63 (100.0)	51 (81.0)	19 (30.2)	13 (20.6)	15 (23.8)	8 (12.7)	1 (1.6)

2 (2) 他の機関・団体等が主体となって行う事業への協力

a. 心配ごと相談事業への協力／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	512 (63.9)	190 (23.7)

a. 心配ごと相談事業への協力／協力先

	調 査 数	行 政 社	協 力	そ の 他
全 体	512 (100.0)	54 (10.5)	452 (88.3)	4 (0.8)

b. 共同募金（赤い羽根、歳末等）への協力／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	688 (85.9)	66 (8.2)

b. 共同募金（赤い羽根、歳末等）への協力／協力先

	調 査 数	行 政 社	協 力	そ の 他
全 体	688 (100.0)	22 (3.2)	633 (92.0)	26 (3.8)

c. 地域住民支え合いネットワークへの参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	399 (49.8)	266 (33.2)

c. 地域住民支え合いネットワークへの参画／協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	399 (100.0)	187 (46.9)	181 (45.4)	24 (6.0)

d. 要保護児童支援ネットワークへの参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	547 (68.3)	132 (16.5)

d. 要保護児童支援ネットワークへの参画／協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	547 (100.0)	514 (94.0)	11 (2.0)	14 (2.6)

e. 地域福祉計画等策定への参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	494 (61.7)	198 (24.7)

e. 地域福祉計画等策定への参画／協力先

	調 査 数	行 政 社 協	そ の 他
全 体	494 (100.0)	402 (81.4)	76 (15.4)
			7 (1.4)

f. 関係機関・団体が行なう調査への協力／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	673 (84.0)	66 (8.2)

f. 関係機関・団体が行なう調査への協力／協力先

	調 査 数	行 政 社 協	そ の 他
全 体	673 (100.0)	477 (70.9)	169 (25.1)
			8 (1.2)

g. 防災関係ネットワークへの参画／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	346 (43.2)	304 (38.0)

g. 防災関係ネットワークへの参画／協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	346 (100.0)	269 (77.7)	43 (12.4)	29 (8.4)

h. その他／協力の有無

	調 査 数	有	無
全 体	801 (100.0)	35 (4.4)	192 (24.0)

h. その他／協力先

	調 査 数	行 政	社 協	そ の 他
全 体	35 (100.0)	17 (48.6)	5 (14.3)	12 (34.3)

2 (3) 他の関係機関・団体との連携、協力・協働状況／ア. 社会福祉協議会

	調査数	関係がかなり強い	やや関係が強い	どちらともいえない	やや関係が弱い	ほとんど関係がない
全体	801 (100.0)	665 (83.0)	110 (13.7)	13 (1.6)	3 (0.4)	2 (0.2)

イ. 福祉事務所／役所の福祉担当課

	調査数	関係がかなり強い	やや関係が強い	どちらともいえない	やや関係が弱い	ほとんど関係がない
全体	801 (100.0)	647 (80.8)	125 (15.6)	11 (1.4)	4 (0.5)	1 (0.1)

ウ. 児童相談所

	調査数	関係がかなり強い	やや関係が強い	どちらともいえない	やや関係が弱い	ほとんど関係がない
全体	801 (100.0)	74 (9.2)	279 (34.8)	249 (31.1)	111 (13.9)	63 (7.9)

2 (4) ①当該市(区)における市区町村合併の有無

	調査数	はい	いいえ
全体	801 (100.0)	297 (37.1)	497 (62.0)

②合併による民生委員・児童委員の配置基準の変化の有無

	調査数	した	ない
全体	297 (100.0)	34 (11.4)	245 (82.5)

④合併による民生委員・児童委員の担当区域の変化

	調 査 数	すべて変わった	一部のみ変わった	合併前のまま変化なし
全 体	297 (100.0)	0 (0.0)	7 (2.4)	287 (96.6)

⑤現在の状況として、一斉改選直後に予定されている民生委員・児童委員の人数の変動

	調 査 数	人数が増える予定	人数が減る予定	ほぼ変化なしの予定	不明
全 体	297 (100.0)	37 (12.5)	28 (9.4)	160 (53.9)	59 (19.9)

⑥新市（区）民児協所属の主任児童委員定数の、市区町村合併前との総人数の変化

	調 査 数	し た し な い	い
全 体	297 (100.0)	28 (9.4)	258 (86.9)

⑧平成 19 年の一斉改選直後の主任児童委員定数の変化予定

	調 査 数	人数が増える予定	人数が減る予定	ほぼ変化なしの予定	不明
全 体	297 (100.0)	28 (9.4)	9 (3.0)	174 (58.6)	49 (16.5)

⑨主任児童委員数が減ると予定されているその理由

	調 査 数	今は合併前人数維持だが改選後は配置基準どおり減員となる予定	今は上乗せ配置されているが配置基準どおり減員となる予定	都道府県・市(区)の財政的理由により減員が予想されている	その他の理由により減員が予定されている
全 体	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	2 (22.2)

⑩新市（区）民児協としての組織業務運営の現状

	調 査 数	新民児協が1箇所だけで一括して業務を実施している	旧市区町村単位で支部組織となり、業務を分担実施している	旧市区町村組織で連合支部組織となり、業務を分担実施している	そ の 他
全 体	297 (100.0)	132 (44.4)	109 (36.7)	20 (6.7)	10 (3.4)

2（5）金銭の取り扱いを伴う場合の支援活動のあり方

①金銭の取り扱いについての市（区）民児協としての話し合い等

	調 査 数	行 っ た	行っていない
全 体	801 (100.0)	289 (36.1)	496 (61.9)

2（5）②金銭の取り扱いについての市（区）民児協としてのルールの有無

	調 査 数	決 め て い る	決 め て い な い
全 体	801 (100.0)	252 (31.5)	529 (66.0)

2（5）③金銭の取り扱いに関するルールの、市（区）民児協としての明文化の有無

	調 査 数	し て い る	し て い な い
全 体	252 (100.0)	33 (13.1)	216 (85.7)

2（6）①要援護者の個人情報の取り扱いに関する、市（区）民児協としてのルールの有無

	調 査 数	決 め て い る	特に決めていない
全 体	801 (100.0)	270 (33.7)	515 (64.3)

②個人情報の取り扱いについて、市（区）民児協としてルールとして決めている事項

	調 査 数	福祉票の持ち歩き禁止	世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の持ち歩き禁止	福祉票の複製(コピー)の禁止	世帯票等地域住民個人情報関係台帳等の複製(コピー)の禁止	行政からの情報提供依頼時、本人等の承認・確認後実施	関連団体からの情報提供依頼時、本人等の承認・確認後の実施
全 体	270 (100.0)	161 (59.6)	153 (56.7)	154 (57.0)	146 (54.1)	103 (38.1)	101 (37.4)

	調 査 数	福祉票等の保管場所のルール化	不要になった帳票の処分の方法	そ の 他
全 体	59 (21.9)	170 (63.0)	19 (7.0)	

③個人情報の取り扱いに関する、市（区）民児協としてのルールの明文化の有無

	調 査 数	している	一部のみ、している	していない
全 体	270 (100.0)	29 (10.7)	50 (18.5)	169 (62.6)

④個人情報の取り扱いについての、市（区）民児協としての話し合い等の機会

	調 査 数	設 け た	設けていない
全 体	801 (100.0)	561 (70.0)	222 (27.7)

⑤委員交代時における新旧委員間の引き継ぎの有無

	調 査 数	行 っ て い る	行 っ て い な い
全 体	801 (100.0)	741 (92.5)	40 (5.0)

⑥新旧委員間で引き継ぎされている要援護者の個人情報に関するツール

	調 査 数	活 動 記 録	福 祉 票	そ の 他
全 体	741 (100.0)	485 (65.5)	627 (84.6)	158 (21.3)

⑦新旧委員間における要援護者の個人情報の引き継ぎ方法

	調 査 数	新旧委員間で引き継ぎ説明を行ったうえで引き継いでいる	説明は行わず、福祉票のみを新委員に渡し、引き継いでいる	新旧委員間で口頭等の方法で引き継ぎ、福祉票は新規に作成	情報の引き継ぎはなく、福祉票も引き継がれない
全 体	801 (100.0)	609 (76.0)	59 (7.4)	66 (8.2)	5 (0.6)

⑧個人情報引き継ぎの際の、要援護者ご本人への説明の有無

	調 査 数	し て い る	し て い な い	必要と思われるケースのみしている	そ の 他
全 体	801 (100.0)	162 (20.2)	231 (28.8)	332 (41.4)	24 (3.0)

2 (7) 行政との情報提供の共有状況

①民児協が希望する要援護者支援に関して必要な個人情報の、行政からの提供状況

	調 査 数	受けられている	ほぼ受けられている	あまり受けられていない	まったく受けられていない
全 体	801 (100.0)	125 (15.6)	263 (32.8)	322 (40.2)	72 (9.0)

②民児協として行政から情報提供を受けて保有できている情報内容

	調 査 数	すべての65歳以上の高齢者(同居)世帯	高齢者のみ世帯(高齢者複数人の世帯)	ひとり暮らし高齢者	その他の高齢者に関する情報	障害者・児に関する情報(障害種別の一部の場合も含む)	学齢前の乳幼児のいる世帯
全 体	801 (100.0)	226 (28.2)	271 (33.8)	388 (48.4)	104 (13.0)	105 (13.1)	37 (4.6)

	学齢児童のいる世帯	父子世帯	母子世帯	生活保護受給者あるいは世帯	そ の 他
全 体	43 (5.4)	74 (9.2)	99 (12.4)	404 (50.4)	75 (9.4)

2 (8) 「民生委員・児童委員の日」活動強化週間での取り組み

	調 査 数	民生・児童委員及び活動PRのためのチラシ等啓発資料を配布	特定の条件にある世帯への一斉訪問活動を展開した	「一日民生委員・児童委員」等の活動を行った	地域の中で広く相談を受ける場を設けて相談にあたった	要支援者等も訪れることが可能な地域イベントを開催した	「民生・児童委員発、災害時一人も見逃さない運動」の活動開始
全 体	801 (100.0)	332 (41.4)	72 (9.0)	32 (4.0)	14 (1.7)	33 (4.1)	184 (23.0)

	(何らかの)地域実態調査活動を行った	そ の 他
全 体	53 (6.6)	152 (19.0)

2 (9) ①市 (区) 民児協として現在の課題となっていること

	調 査 数	民生委員・児童委員のなり手がない	活動を進めるための財源がない	若いメンバーが少ない(世代交代がすすまない)	男性のメンバーが少ない	女性のメンバーが少ない	活動内容が地域住民に理解されていない
全 体	801 (100.0)	582 (72.7)	142 (17.7)	421 (52.6)	160 (20.0)	17 (2.1)	271 (33.8)

	研修を受ける機会が少ない	他の市区町村民児協との交流の機会が少ない	活動に必要な情報が不足している	活動に必要なノウハウが不足している	事務局の体制の維持や強化が難しい	そ の 他
全 体	50 (6.2)	176 (22.0)	325 (40.6)	137 (17.1)	131 (16.4)	55 (6.9)

V. 法定単位民児協調査
都道府県・指定都市別集計表
〔抜粋〕

1 (2) ①民生委員・児童委員数 (定数/主任児童委員を除く)

	調 査 数	1 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人	50 ~ 99 人	100 人以上
全 体	1919 (100.0)	170 (8.9)	580 (30.2)	505 (26.3)	414 (21.6)	173 (9.0)	21 (1.1)
北海道	151 (100.0)	13 (8.6)	67 (44.4)	34 (22.5)	23 (15.2)	10 (6.6)	1 (0.7)
青森県	39 (100.0)	1 (2.6)	11 (28.2)	9 (23.1)	11 (28.2)	5 (12.8)	0 (0.0)
岩手県	32 (100.0)	5 (15.6)	6 (18.8)	7 (21.9)	6 (18.8)	8 (25.0)	0 (0.0)
宮城県	34 (100.0)	3 (8.8)	6 (17.6)	9 (26.5)	11 (32.4)	5 (14.7)	0 (0.0)
秋田県	26 (100.0)	4 (15.4)	7 (26.9)	3 (11.5)	6 (23.1)	5 (19.2)	0 (0.0)
山形県	31 (100.0)	1 (3.2)	9 (29.0)	8 (25.8)	10 (32.3)	2 (6.5)	0 (0.0)
福島県	59 (100.0)	5 (8.5)	24 (40.7)	12 (20.3)	12 (20.3)	6 (10.2)	0 (0.0)
茨城県	24 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.3)	3 (12.5)	13 (54.2)	4 (16.7)	0 (0.0)
栃木県	34 (100.0)	0 (0.0)	10 (29.4)	7 (20.6)	14 (41.2)	2 (5.9)	0 (0.0)
群馬県	38 (100.0)	2 (5.3)	11 (28.9)	12 (31.6)	9 (23.7)	3 (7.9)	0 (0.0)
埼玉県	57 (100.0)	0 (0.0)	4 (7.0)	18 (31.6)	25 (43.9)	8 (14.0)	0 (0.0)
千葉県	51 (100.0)	1 (2.0)	16 (31.4)	16 (31.4)	13 (25.5)	3 (5.9)	0 (0.0)
東京都	48 (100.0)	3 (6.3)	13 (27.1)	17 (35.4)	14 (29.2)	1 (2.1)	0 (0.0)
神奈川県	27 (100.0)	1 (3.7)	7 (25.9)	8 (29.6)	9 (33.3)	2 (7.4)	0 (0.0)
新潟県	38 (100.0)	4 (10.5)	9 (23.7)	19 (50.0)	1 (2.6)	2 (5.3)	0 (0.0)
富山県	21 (100.0)	3 (14.3)	9 (42.9)	3 (14.3)	1 (4.8)	4 (19.0)	0 (0.0)
石川県	20 (100.0)	2 (10.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	2 (10.0)	6 (30.0)	0 (0.0)
福井県	20 (100.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	7 (35.0)	4 (20.0)	2 (10.0)	0 (0.0)
山梨県	23 (100.0)	4 (17.4)	6 (26.1)	5 (21.7)	3 (13.0)	5 (21.7)	0 (0.0)
長野県	79 (100.0)	13 (16.5)	38 (48.1)	12 (15.2)	9 (11.4)	5 (6.3)	0 (0.0)
岐阜県	47 (100.0)	6 (12.8)	17 (36.2)	13 (27.7)	7 (14.9)	2 (4.3)	0 (0.0)
静岡県	37 (100.0)	0 (0.0)	2 (5.4)	19 (51.4)	9 (24.3)	4 (10.8)	0 (0.0)
愛知県	61 (100.0)	2 (3.3)	21 (34.4)	18 (29.5)	15 (24.6)	3 (4.9)	2 (3.3)
三重県	29 (100.0)	0 (0.0)	7 (24.1)	10 (34.5)	7 (24.1)	4 (13.8)	0 (0.0)
滋賀県	25 (100.0)	0 (0.0)	6 (24.0)	11 (44.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
京都府	23 (100.0)	1 (4.3)	3 (13.0)	9 (39.1)	7 (30.4)	2 (8.7)	0 (0.0)
大阪府	19 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	3 (15.8)	3 (15.8)	3 (15.8)	9 (47.4)
兵庫県	23 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.7)	2 (8.7)	9 (39.1)	8 (34.8)	2 (8.7)
奈良県	38 (100.0)	6 (15.8)	16 (42.1)	5 (13.2)	9 (23.7)	1 (2.6)	0 (0.0)
和歌山県	27 (100.0)	2 (7.4)	5 (18.5)	10 (37.0)	5 (18.5)	3 (11.1)	0 (0.0)
鳥取県	26 (100.0)	5 (19.2)	5 (19.2)	6 (23.1)	7 (26.9)	2 (7.7)	0 (0.0)
島根県	26 (100.0)	2 (7.7)	8 (30.8)	7 (26.9)	3 (11.5)	4 (15.4)	0 (0.0)
岡山県	30 (100.0)	7 (23.3)	6 (20.0)	8 (26.7)	4 (13.3)	2 (6.7)	1 (3.3)
広島県	25 (100.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	10 (40.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
山口県	26 (100.0)	3 (11.5)	6 (23.1)	10 (38.5)	5 (19.2)	0 (0.0)	1 (3.8)
徳島県	22 (100.0)	0 (0.0)	6 (27.3)	7 (31.8)	7 (31.8)	1 (4.5)	0 (0.0)
香川県	20 (100.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	3 (15.0)	0 (0.0)
愛媛県	27 (100.0)	2 (7.4)	6 (22.2)	10 (37.0)	5 (18.5)	4 (14.8)	0 (0.0)
高知県	24 (100.0)	2 (8.3)	6 (25.0)	6 (25.0)	7 (29.2)	2 (8.3)	0 (0.0)
福岡県	57 (100.0)	0 (0.0)	15 (26.3)	15 (26.3)	21 (36.8)	6 (10.5)	0 (0.0)
佐賀県	25 (100.0)	3 (12.0)	8 (32.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
長崎県	21 (100.0)	3 (14.3)	7 (33.3)	7 (33.3)	3 (14.3)	1 (4.8)	0 (0.0)
熊本県	39 (100.0)	1 (2.6)	12 (30.8)	11 (28.2)	10 (25.6)	4 (10.3)	0 (0.0)
大分県	26 (100.0)	6 (23.1)	12 (46.2)	5 (19.2)	1 (3.8)	2 (7.7)	0 (0.0)
宮崎県	30 (100.0)	1 (3.3)	11 (36.7)	6 (20.0)	11 (36.7)	1 (3.3)	0 (0.0)
鹿児島県	46 (100.0)	1 (2.2)	10 (21.7)	12 (26.1)	13 (28.3)	10 (21.7)	0 (0.0)
沖縄県	35 (100.0)	6 (17.1)	3 (8.6)	20 (57.1)	4 (11.4)	1 (2.9)	0 (0.0)
札幌市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	0 (0.0)
仙台市	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	7 (58.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千葉市	11 (100.0)	0 (0.0)	6 (54.5)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横浜市	27 (100.0)	4 (14.8)	12 (44.4)	6 (22.2)	4 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
川崎市	11 (100.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	4 (36.4)	4 (36.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡市	12 (100.0)	0 (0.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
名古屋市	21 (100.0)	7 (33.3)	9 (42.9)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都市	20 (100.0)	6 (30.0)	12 (60.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪市	34 (100.0)	8 (23.5)	20 (58.8)	4 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	5 (71.4)
神戸市	19 (100.0)	6 (31.6)	11 (57.9)	2 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島市	12 (100.0)	2 (16.7)	9 (75.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北九州市	13 (100.0)	7 (53.8)	6 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)

1 (2) ①民生委員・児童委員数 (定数/主任児童委員を除く)

	不 明	平 均 (人)
全 体	3 (0.2)	28.0
北 海 道	0 (0.0)	24.5
青 森 県	1 (2.6)	28.8
岩 手 県	0 (0.0)	31.5
宮 城 県	0 (0.0)	31.5
秋 田 県	0 (0.0)	31.0
山 形 県	0 (0.0)	27.9
福 島 県	0 (0.0)	25.2
茨 城 県	0 (0.0)	38.7
栃 木 県	0 (0.0)	30.8
群 馬 県	0 (0.0)	25.5
埼 玉 県	0 (0.0)	36.0
千 葉 県	0 (0.0)	25.4
東 京 都	0 (0.0)	24.5
神 奈 川 県	0 (0.0)	30.4
新 潟 県	0 (0.0)	21.6
富 山 県	0 (0.0)	24.7
石 川 県	0 (0.0)	36.4
福 井 県	0 (0.0)	30.9
山 梨 県	0 (0.0)	32.9
長 野 県	0 (0.0)	20.3
岐 阜 県	0 (0.0)	22.3
静 岡 県	0 (0.0)	31.2
愛 知 県	0 (0.0)	28.3
三 重 県	0 (0.0)	31.4
滋 賀 県	0 (0.0)	27.8
京 都 府	1 (4.3)	29.3
大 阪 府	0 (0.0)	126.5
兵 庫 県	0 (0.0)	51.4
奈 良 県	0 (0.0)	21.8
和 歌 山 県	0 (0.0)	29.5
鳥 取 県	0 (0.0)	24.8
島 根 県	0 (0.0)	27.4
岡 山 県	0 (0.0)	24.9
広 島 県	0 (0.0)	31.6
山 口 県	0 (0.0)	26.4
徳 島 県	0 (0.0)	28.1
香 川 県	0 (0.0)	29.2
愛 媛 県	0 (0.0)	30.4
高 知 県	0 (0.0)	28.7
福 岡 県	0 (0.0)	30.4
佐 賀 県	0 (0.0)	26.4
長 崎 県	0 (0.0)	21.4
熊 本 県	0 (0.0)	27.8
大 分 県	0 (0.0)	19.3
宮 崎 県	0 (0.0)	26.0
鹿 児 島 県	0 (0.0)	36.5
沖 縄 県	0 (0.0)	22.1
札 幌 市	0 (0.0)	33.0
仙 台 市	0 (0.0)	24.9
さいたま市	0 (0.0)	19.5
千 葉 市	0 (0.0)	19.5
横 浜 市	0 (0.0)	18.5
川 崎 市	0 (0.0)	26.6
静 岡 市	0 (0.0)	20.3
名 古 屋 市	0 (0.0)	12.6
京 都 市	0 (0.0)	12.8
大 阪 市	1 (2.9)	12.7
堺 市	0 (0.0)	143.6
神 戸 市	0 (0.0)	13.3
広 島 市	0 (0.0)	15.1
北 九 州 市	0 (0.0)	9.5
福 岡 市	0 (0.0)	23.0

1 (2) ①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員を除く）

	調 査 数	0 人	1 ～ 9 人	10 ～ 19 人	20 ～ 29 人	30 ～ 49 人	50 ～ 99 人
全 体	1919 (100.0)	0 (0.0)	182 (9.5)	602 (31.4)	516 (26.9)	417 (21.7)	177 (9.2)
北 海 道	151 (100.0)	0 (0.0)	13 (8.6)	70 (46.4)	34 (22.5)	23 (15.2)	9 (6.0)
青 森 県	39 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	11 (28.2)	9 (23.1)	12 (30.8)	6 (15.4)
岩 手 県	32 (100.0)	0 (0.0)	4 (12.5)	7 (21.9)	7 (21.9)	6 (18.8)	8 (25.0)
宮 城 県	34 (100.0)	0 (0.0)	3 (8.8)	6 (17.6)	9 (26.5)	11 (32.4)	5 (14.7)
秋 田 県	26 (100.0)	0 (0.0)	4 (15.4)	7 (26.9)	4 (15.4)	6 (23.1)	5 (19.2)
山 形 県	31 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.2)	9 (29.0)	8 (25.8)	10 (32.3)	3 (9.7)
福 島 県	59 (100.0)	0 (0.0)	5 (8.5)	25 (42.4)	11 (18.6)	13 (22.0)	5 (8.5)
茨 城 県	24 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.3)	5 (20.8)	12 (50.0)	5 (20.8)
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (29.4)	9 (26.5)	12 (35.3)	3 (8.8)
群 馬 県	38 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	12 (31.6)	12 (31.6)	10 (26.3)	3 (7.9)
埼 玉 県	57 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (7.0)	20 (35.1)	25 (43.9)	8 (14.0)
千 葉 県	51 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.0)	19 (37.3)	15 (29.4)	13 (25.5)	3 (5.9)
東 京 都	48 (100.0)	0 (0.0)	3 (6.3)	14 (29.2)	18 (37.5)	12 (25.0)	1 (2.1)
神 奈 川 県	27 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	8 (29.6)	7 (25.9)	9 (33.3)	2 (7.4)
新 潟 県	38 (100.0)	0 (0.0)	4 (10.5)	11 (28.9)	20 (52.6)	1 (2.6)	2 (5.3)
富 山 県	21 (100.0)	0 (0.0)	4 (19.0)	9 (42.9)	3 (14.3)	1 (4.8)	4 (19.0)
石 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	2 (10.0)	7 (35.0)
福 井 県	20 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	7 (35.0)	6 (30.0)	3 (15.0)
山 梨 県	23 (100.0)	0 (0.0)	4 (17.4)	6 (26.1)	5 (21.7)	4 (17.4)	4 (17.4)
長 野 県	79 (100.0)	0 (0.0)	13 (16.5)	38 (48.1)	13 (16.5)	10 (12.7)	5 (6.3)
岐 阜 県	47 (100.0)	0 (0.0)	6 (12.8)	19 (40.4)	13 (27.7)	7 (14.9)	2 (4.3)
静 岡 県	37 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (8.1)	18 (48.6)	10 (27.0)	6 (16.2)
愛 知 県	61 (100.0)	0 (0.0)	3 (4.9)	20 (32.8)	19 (31.1)	14 (23.0)	3 (4.9)
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (27.6)	9 (31.0)	8 (27.6)	4 (13.8)
滋 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (24.0)	11 (44.0)	5 (20.0)	3 (12.0)
京 都 府	23 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	3 (13.0)	10 (43.5)	6 (26.1)	3 (13.0)
大 阪 府	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	3 (15.8)	3 (15.8)	3 (15.8)
兵 庫 県	23 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (8.7)	2 (8.7)	9 (39.1)	8 (34.8)
奈 良 県	38 (100.0)	0 (0.0)	6 (15.8)	16 (42.1)	5 (13.2)	9 (23.7)	1 (2.6)
和 歌 山 県	27 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.4)	6 (22.2)	11 (40.7)	5 (18.5)	3 (11.1)
鳥 取 県	26 (100.0)	0 (0.0)	6 (23.1)	5 (19.2)	6 (23.1)	7 (26.9)	2 (7.7)
島 根 県	26 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.7)	9 (34.6)	7 (26.9)	4 (15.4)	4 (15.4)
岡 山 県	30 (100.0)	0 (0.0)	9 (30.0)	5 (16.7)	9 (30.0)	4 (13.3)	2 (6.7)
広 島 県	25 (100.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	11 (44.0)	2 (8.0)
山 口 県	26 (100.0)	0 (0.0)	4 (15.4)	6 (23.1)	10 (38.5)	5 (19.2)	0 (0.0)
徳 島 県	22 (100.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	5 (22.7)	7 (31.8)	7 (31.8)	1 (4.5)
香 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	3 (15.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.4)	6 (22.2)	10 (37.0)	5 (18.5)	4 (14.8)
高 知 県	24 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.3)	7 (29.2)	6 (25.0)	7 (29.2)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	0 (0.0)	1 (1.8)	14 (24.6)	15 (26.3)	21 (36.8)	6 (10.5)
佐 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	4 (16.0)	8 (32.0)	6 (24.0)	4 (16.0)	3 (12.0)
長 崎 県	21 (100.0)	0 (0.0)	4 (19.0)	6 (28.6)	8 (38.1)	2 (9.5)	1 (4.8)
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	13 (33.3)	11 (28.2)	10 (25.6)	4 (10.3)
大 分 県	26 (100.0)	0 (0.0)	6 (23.1)	12 (46.2)	5 (19.2)	1 (3.8)	2 (7.7)
宮 崎 県	30 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	11 (36.7)	6 (20.0)	11 (36.7)	1 (3.3)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.2)	10 (21.7)	12 (26.1)	13 (28.3)	10 (21.7)
沖 縄 県	35 (100.0)	0 (0.0)	7 (20.0)	3 (8.6)	19 (54.3)	4 (11.4)	1 (2.9)
札 幌 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	6 (50.0)	1 (8.3)
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	7 (58.3)	3 (25.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (54.5)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	0 (0.0)	5 (18.5)	13 (48.1)	5 (18.5)	4 (14.8)	0 (0.0)
川 崎 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	5 (45.5)	3 (27.3)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	1 (8.3)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	11 (52.4)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	20 (100.0)	0 (0.0)	6 (30.0)	12 (60.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	34 (100.0)	0 (0.0)	8 (23.5)	22 (64.7)	4 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)
神 戸 市	19 (100.0)	0 (0.0)	6 (31.6)	12 (63.2)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	9 (75.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	0 (0.0)	8 (61.5)	5 (38.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	0 (0.0)

1 (2) ①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員を除く）

	100人以上	平均（人）
全 体	21（ 1.1）	27.7
北 海 道	1（ 0.7）	24.1
青 森 県	0（ 0.0）	29.8
岩 手 県	0（ 0.0）	31.4
宮 城 県	0（ 0.0）	31.4
秋 田 県	0（ 0.0）	30.2
山 形 県	0（ 0.0）	28.5
福 島 県	0（ 0.0）	25.1
茨 城 県	0（ 0.0）	38.7
栃 木 県	0（ 0.0）	31.4
群 馬 県	0（ 0.0）	26.2
埼 玉 県	0（ 0.0）	35.0
千 葉 県	0（ 0.0）	24.7
東 京 都	0（ 0.0）	24.1
神 奈 川 県	0（ 0.0）	30.1
新 潟 県	0（ 0.0）	21.1
富 山 県	0（ 0.0）	23.7
石 川 県	0（ 0.0）	37.3
福 井 県	0（ 0.0）	32.1
山 梨 県	0（ 0.0）	30.3
長 野 県	0（ 0.0）	20.5
岐 阜 県	0（ 0.0）	21.9
静 岡 県	0（ 0.0）	33.2
愛 知 県	2（ 3.3）	28.1
三 重 県	0（ 0.0）	31.3
滋 賀 県	0（ 0.0）	27.5
京 都 府	0（ 0.0）	30.7
大 阪 府	9（ 47.4）	123.9
兵 庫 県	2（ 8.7）	51.0
奈 良 県	0（ 0.0）	21.6
和 歌 山 県	0（ 0.0）	28.9
鳥 取 県	0（ 0.0）	23.9
島 根 県	0（ 0.0）	27.0
岡 山 県	1（ 3.3）	23.9
広 島 県	0（ 0.0）	31.2
山 口 県	1（ 3.8）	25.6
徳 島 県	0（ 0.0）	27.0
香 川 県	0（ 0.0）	28.8
愛 媛 県	0（ 0.0）	30.4
高 知 県	0（ 0.0）	28.2
福 岡 県	0（ 0.0）	29.9
佐 賀 県	0（ 0.0）	25.6
長 崎 県	0（ 0.0）	21.0
熊 本 県	0（ 0.0）	27.2
大 分 県	0（ 0.0）	19.3
宮 崎 県	0（ 0.0）	25.8
鹿 児 島 県	0（ 0.0）	36.2
沖 縄 県	0（ 0.0）	20.8
札 幌 市	0（ 0.0）	33.3
仙 台 市	0（ 0.0）	24.8
さいたま市	0（ 0.0）	19.5
千 葉 市	0（ 0.0）	19.2
横 浜 市	0（ 0.0）	17.9
川 崎 市	0（ 0.0）	25.7
静 岡 市	0（ 0.0）	19.4
名 古 屋 市	0（ 0.0）	12.5
京 都 市	0（ 0.0）	12.7
大 阪 市	0（ 0.0）	12.9
堺 市	5（ 71.4）	140.0
神 戸 市	0（ 0.0）	13.1
広 島 市	0（ 0.0）	15.1
北 九 州 市	0（ 0.0）	8.8
福 岡 市	0（ 0.0）	22.7

1 (2) ②主任児童委員数 (定数)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ~ 9 人
全 体	1919 (100.0)	6 (0.3)	119 (6.2)	1364 (71.1)	241 (12.6)	67 (3.5)	58 (3.0)
北 海 道	151 (100.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	129 (85.4)	16 (10.6)	0 (0.0)	1 (0.7)
青 森 県	39 (100.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	25 (64.1)	7 (17.9)	4 (10.3)	1 (2.6)
岩 手 県	32 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (65.6)	9 (28.1)	2 (6.3)	0 (0.0)
宮 城 県	34 (100.0)	0 (0.0)	3 (8.8)	20 (58.8)	10 (29.4)	0 (0.0)	1 (2.9)
秋 田 県	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (61.5)	7 (26.9)	1 (3.8)	1 (3.8)
山 形 県	31 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (80.6)	5 (16.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	59 (100.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	47 (79.7)	9 (15.3)	1 (1.7)	1 (1.7)
茨 城 県	24 (100.0)	1 (4.2)	0 (0.0)	13 (54.2)	6 (25.0)	2 (8.3)	0 (0.0)
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (64.7)	9 (26.5)	2 (5.9)	0 (0.0)
群 馬 県	38 (100.0)	0 (0.0)	4 (10.5)	27 (71.1)	4 (10.5)	1 (2.6)	1 (2.6)
埼 玉 県	57 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (59.6)	16 (28.1)	5 (8.8)	0 (0.0)
千 葉 県	51 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	45 (88.2)	2 (3.9)	2 (3.9)	0 (0.0)
東 京 都	48 (100.0)	0 (0.0)	4 (8.3)	41 (85.4)	3 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	27 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.4)	20 (74.1)	3 (11.1)	1 (3.7)	1 (3.7)
新 潟 県	38 (100.0)	1 (2.6)	11 (28.9)	21 (55.3)	1 (2.6)	0 (0.0)	1 (2.6)
富 山 県	21 (100.0)	0 (0.0)	3 (14.3)	13 (61.9)	4 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	8 (40.0)	2 (10.0)	3 (15.0)	4 (20.0)
福 井 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	9 (45.0)	3 (15.0)	0 (0.0)	3 (15.0)
山 梨 県	23 (100.0)	0 (0.0)	3 (13.0)	13 (56.5)	3 (13.0)	0 (0.0)	4 (17.4)
長 野 県	79 (100.0)	0 (0.0)	33 (41.8)	36 (45.6)	8 (10.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐 阜 県	47 (100.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	38 (80.9)	5 (10.6)	0 (0.0)	1 (2.1)
静 岡 県	37 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (70.3)	7 (18.9)	1 (2.7)	0 (0.0)
愛 知 県	61 (100.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	49 (80.3)	8 (13.1)	1 (1.6)	1 (1.6)
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	17 (58.6)	4 (13.8)	5 (17.2)	1 (3.4)
滋 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	20 (80.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	1 (4.0)
京 都 府	23 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	18 (78.3)	2 (8.7)	0 (0.0)	2 (8.7)
大 阪 府	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (15.8)	4 (21.1)	1 (5.3)	4 (21.1)
兵 庫 県	23 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (39.1)	6 (26.1)	5 (21.7)	3 (13.0)
奈 良 県	38 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (81.6)	6 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
和 歌 山 県	27 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	19 (70.4)	1 (3.7)	2 (7.4)	2 (7.4)
鳥 取 県	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (69.2)	2 (7.7)	3 (11.5)	2 (7.7)
島 根 県	26 (100.0)	0 (0.0)	3 (11.5)	13 (50.0)	4 (15.4)	4 (15.4)	0 (0.0)
岡 山 県	30 (100.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	19 (63.3)	1 (3.3)	1 (3.3)	1 (3.3)
広 島 県	25 (100.0)	0 (0.0)	4 (16.0)	13 (52.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	1 (4.0)
山 口 県	26 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.7)	20 (76.9)	2 (7.7)	0 (0.0)	1 (3.8)
徳 島 県	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16 (72.7)	3 (13.6)	0 (0.0)	2 (9.1)
香 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (65.0)	3 (15.0)	3 (15.0)	1 (5.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (70.4)	6 (22.2)	1 (3.7)	1 (3.7)
高 知 県	24 (100.0)	0 (0.0)	3 (12.5)	15 (62.5)	3 (12.5)	1 (4.2)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	0 (0.0)	8 (14.0)	37 (64.9)	7 (12.3)	3 (5.3)	2 (3.5)
佐 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (68.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	2 (8.0)
長 崎 県	21 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (90.5)	2 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	28 (71.8)	5 (12.8)	2 (5.1)	3 (7.7)
大 分 県	26 (100.0)	0 (0.0)	9 (34.6)	14 (53.8)	2 (7.7)	1 (3.8)	0 (0.0)
宮 崎 県	30 (100.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	22 (73.3)	5 (16.7)	1 (3.3)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	0 (0.0)	3 (6.5)	28 (60.9)	12 (26.1)	2 (4.3)	1 (2.2)
沖 縄 県	35 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (91.4)	2 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
札 幌 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (92.6)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	11 (100.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	10 (90.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (90.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	17 (85.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (97.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	6 (85.7)
神 戸 市	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	8 (61.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

1 (2) ②主任児童委員数 (定数)

	10人以上	平均(人)
全 体	11(0.6)	2.3
北 海 道	1(0.7)	2.3
青 森 県	0(0.0)	2.4
岩 手 県	0(0.0)	2.4
宮 城 県	0(0.0)	2.3
秋 田 県	0(0.0)	2.5
山 形 県	0(0.0)	2.2
福 島 県	0(0.0)	2.3
茨 城 県	0(0.0)	2.4
栃 木 県	0(0.0)	2.4
群 馬 県	0(0.0)	2.2
埼 玉 県	0(0.0)	2.5
千 葉 県	0(0.0)	2.1
東 京 都	0(0.0)	2.0
神 奈 川 県	0(0.0)	2.3
新 潟 県	0(0.0)	1.7
富 山 県	0(0.0)	2.1
石 川 県	0(0.0)	3.2
福 井 県	0(0.0)	2.7
山 梨 県	0(0.0)	2.8
長 野 県	0(0.0)	1.7
岐 阜 県	0(0.0)	2.2
静 岡 県	0(0.0)	2.3
愛 知 県	1(1.6)	2.5
三 重 県	0(0.0)	2.6
滋 賀 県	0(0.0)	2.3
京 都 府	0(0.0)	2.4
大 阪 府	7(36.8)	8.2
兵 庫 県	0(0.0)	3.3
奈 良 県	0(0.0)	2.2
和 歌 山 県	0(0.0)	2.4
鳥 取 県	0(0.0)	2.6
島 根 県	0(0.0)	2.4
岡 山 県	2(6.7)	3.0
広 島 県	0(0.0)	2.4
山 口 県	0(0.0)	2.2
徳 島 県	0(0.0)	2.5
香 川 県	0(0.0)	2.7
愛 媛 県	0(0.0)	2.4
高 知 県	0(0.0)	2.3
福 岡 県	0(0.0)	2.2
佐 賀 県	0(0.0)	2.6
長 崎 県	0(0.0)	2.1
熊 本 県	0(0.0)	2.5
大 分 県	0(0.0)	1.8
宮 崎 県	0(0.0)	2.2
鹿 児 島 県	0(0.0)	2.4
沖 縄 県	0(0.0)	2.1
札 幌 市	0(0.0)	2.2
仙 台 市	0(0.0)	2.0
さいたま市	0(0.0)	2.0
千 葉 市	0(0.0)	2.0
横 浜 市	0(0.0)	2.0
川 崎 市	0(0.0)	1.8
静 岡 市	0(0.0)	2.0
名 古 屋 市	0(0.0)	2.0
京 都 市	0(0.0)	2.0
大 阪 市	0(0.0)	2.0
堺 市	0(0.0)	6.3
神 戸 市	0(0.0)	2.0
広 島 市	0(0.0)	2.0
北 九 州 市	0(0.0)	1.6
福 岡 市	0(0.0)	1.9

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	調 査 数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 ~ 9 人
全 体	1919 (100.0)	7 (0.4)	151 (7.9)	1368 (71.3)	246 (12.8)	72 (3.8)	61 (3.2)
北 海 道	151 (100.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	131 (86.8)	15 (9.9)	1 (0.7)	1 (0.7)
青 森 県	39 (100.0)	1 (2.6)	0 (0.0)	25 (64.1)	6 (15.4)	5 (12.8)	2 (5.1)
岩 手 県	32 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (65.6)	9 (28.1)	2 (6.3)	0 (0.0)
宮 城 県	34 (100.0)	0 (0.0)	4 (11.8)	19 (55.9)	9 (26.5)	1 (2.9)	1 (2.9)
秋 田 県	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (65.4)	7 (26.9)	1 (3.8)	1 (3.8)
山 形 県	31 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (80.6)	6 (19.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	59 (100.0)	0 (0.0)	1 (1.7)	47 (79.7)	9 (15.3)	1 (1.7)	1 (1.7)
茨 城 県	24 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	14 (58.3)	7 (29.2)	2 (8.3)	0 (0.0)
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (64.7)	10 (29.4)	2 (5.9)	0 (0.0)
群 馬 県	38 (100.0)	0 (0.0)	5 (13.2)	26 (68.4)	5 (13.2)	1 (2.6)	1 (2.6)
埼 玉 県	57 (100.0)	1 (1.8)	2 (3.5)	34 (59.6)	16 (28.1)	4 (7.0)	0 (0.0)
千 葉 県	51 (100.0)	0 (0.0)	3 (5.9)	45 (88.2)	1 (2.0)	2 (3.9)	0 (0.0)
東 京 都	48 (100.0)	0 (0.0)	5 (10.4)	40 (83.3)	3 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	27 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.4)	20 (74.1)	3 (11.1)	1 (3.7)	1 (3.7)
新 潟 県	38 (100.0)	1 (2.6)	14 (36.8)	20 (52.6)	2 (5.3)	0 (0.0)	1 (2.6)
富 山 県	21 (100.0)	0 (0.0)	4 (19.0)	13 (61.9)	4 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	8 (40.0)	2 (10.0)	3 (15.0)	5 (25.0)
福 井 県	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	10 (50.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	3 (15.0)
山 梨 県	23 (100.0)	0 (0.0)	3 (13.0)	14 (60.9)	2 (8.7)	0 (0.0)	4 (17.4)
長 野 県	79 (100.0)	0 (0.0)	33 (41.8)	37 (46.8)	9 (11.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐 阜 県	47 (100.0)	1 (2.1)	0 (0.0)	40 (85.1)	5 (10.6)	0 (0.0)	1 (2.1)
静 岡 県	37 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (67.6)	11 (29.7)	1 (2.7)	0 (0.0)
愛 知 県	61 (100.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	49 (80.3)	8 (13.1)	1 (1.6)	1 (1.6)
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.4)	17 (58.6)	4 (13.8)	6 (20.7)	1 (3.4)
滋 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	19 (76.0)	1 (4.0)	2 (8.0)	1 (4.0)
京 都 府	23 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	18 (78.3)	2 (8.7)	0 (0.0)	2 (8.7)
大 阪 府	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (15.8)	4 (21.1)	1 (5.3)	4 (21.1)
兵 庫 県	23 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (34.8)	6 (26.1)	6 (26.1)	3 (13.0)
奈 良 県	38 (100.0)	1 (2.6)	2 (5.3)	27 (71.1)	6 (15.8)	0 (0.0)	1 (2.6)
和 歌 山 県	27 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.7)	21 (77.8)	1 (3.7)	2 (7.4)	2 (7.4)
鳥 取 県	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (73.1)	1 (3.8)	4 (15.4)	2 (7.7)
島 根 県	26 (100.0)	0 (0.0)	4 (15.4)	13 (50.0)	5 (19.2)	4 (15.4)	0 (0.0)
岡 山 県	30 (100.0)	0 (0.0)	6 (20.0)	20 (66.7)	1 (3.3)	1 (3.3)	1 (3.3)
広 島 県	25 (100.0)	0 (0.0)	4 (16.0)	13 (52.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	1 (4.0)
山 口 県	26 (100.0)	0 (0.0)	2 (7.7)	21 (80.8)	2 (7.7)	0 (0.0)	1 (3.8)
徳 島 県	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (77.3)	3 (13.6)	0 (0.0)	2 (9.1)
香 川 県	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (65.0)	3 (15.0)	3 (15.0)	1 (5.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (70.4)	6 (22.2)	1 (3.7)	1 (3.7)
高 知 県	24 (100.0)	0 (0.0)	3 (12.5)	15 (62.5)	3 (12.5)	1 (4.2)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	1 (1.8)	8 (14.0)	36 (63.2)	7 (12.3)	3 (5.3)	2 (3.5)
佐 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (80.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	2 (8.0)
長 崎 県	21 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.8)	18 (85.7)	2 (9.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	30 (76.9)	4 (10.3)	1 (2.6)	3 (7.7)
大 分 県	26 (100.0)	0 (0.0)	9 (34.6)	14 (53.8)	2 (7.7)	1 (3.8)	0 (0.0)
宮 崎 県	30 (100.0)	0 (0.0)	2 (6.7)	22 (73.3)	6 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	1 (2.2)	2 (4.3)	28 (60.9)	12 (26.1)	2 (4.3)	1 (2.2)
沖 縄 県	35 (100.0)	0 (0.0)	4 (11.4)	29 (82.9)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
札 幌 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	9 (81.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (96.3)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	20 (100.0)	0 (0.0)	2 (10.0)	17 (85.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	34 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	33 (97.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	6 (85.7)
神 戸 市	19 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	18 (94.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	8 (61.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	11 (91.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	10人以上	平均(人)
全体	10(0.5)	2.3
北海道	1(0.7)	2.3
青森県	0(0.0)	2.6
岩手県	0(0.0)	2.4
宮城県	0(0.0)	2.3
秋田県	0(0.0)	2.5
山形県	0(0.0)	2.2
福島県	0(0.0)	2.3
茨城県	0(0.0)	2.4
栃木県	0(0.0)	2.4
群馬県	0(0.0)	2.2
埼玉県	0(0.0)	2.4
千葉県	0(0.0)	2.0
東京都	0(0.0)	2.0
神奈川県	0(0.0)	2.3
新潟県	0(0.0)	1.7
富山県	0(0.0)	2.0
石川県	0(0.0)	3.3
福井県	0(0.0)	2.8
山梨県	0(0.0)	2.8
長野県	0(0.0)	1.7
岐阜県	0(0.0)	2.2
静岡県	0(0.0)	2.4
愛知県	1(1.6)	2.5
三重県	0(0.0)	2.6
滋賀県	0(0.0)	2.2
京都府	0(0.0)	2.4
大阪府	7(36.8)	8.2
兵庫県	0(0.0)	3.4
奈良県	0(0.0)	2.2
和歌山県	0(0.0)	2.4
鳥取県	0(0.0)	2.7
島根県	0(0.0)	2.3
岡山県	1(3.3)	2.6
広島県	0(0.0)	2.4
山口県	0(0.0)	2.2
徳島県	0(0.0)	2.5
香川県	0(0.0)	2.7
愛媛県	0(0.0)	2.4
高知県	0(0.0)	2.3
福岡県	0(0.0)	2.2
佐賀県	0(0.0)	2.6
長崎県	0(0.0)	2.0
熊本県	0(0.0)	2.4
大分県	0(0.0)	1.8
宮崎県	0(0.0)	2.1
鹿児島県	0(0.0)	2.4
沖縄県	0(0.0)	1.9
札幌市	0(0.0)	2.3
仙台市	0(0.0)	1.9
さいたま市	0(0.0)	1.9
千葉市	0(0.0)	1.8
横浜市	0(0.0)	2.0
川崎市	0(0.0)	2.0
静岡市	0(0.0)	1.9
名古屋市	0(0.0)	2.0
京都市	0(0.0)	2.0
大阪市	0(0.0)	2.0
堺市	0(0.0)	6.0
神戸市	0(0.0)	1.9
広島市	0(0.0)	2.0
北九州市	0(0.0)	1.6
福岡市	0(0.0)	1.9

1 (2) 合計=民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「定員規模別」法定単位民児協数

	調 査 数	～ 9 人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
全 体	1919 (100.0)	99 (5.2)	519 (27.0)	560 (29.2)	448 (23.3)	215 (11.2)	25 (1.3)
北 海 道	151 (100.0)	3 (2.0)	59 (39.1)	51 (33.8)	21 (13.9)	13 (8.6)	1 (0.7)
青 森 県	39 (100.0)	1 (2.6)	11 (28.2)	9 (23.1)	11 (28.2)	6 (15.4)	0 (0.0)
岩 手 県	32 (100.0)	3 (9.4)	7 (21.9)	8 (25.0)	6 (18.8)	8 (25.0)	0 (0.0)
宮 城 県	34 (100.0)	2 (5.9)	6 (17.6)	7 (20.6)	13 (38.2)	6 (17.6)	0 (0.0)
秋 田 県	26 (100.0)	3 (11.5)	7 (26.9)	4 (15.4)	5 (19.2)	6 (23.1)	0 (0.0)
山 形 県	31 (100.0)	1 (3.2)	6 (19.4)	11 (35.5)	9 (29.0)	3 (9.7)	0 (0.0)
福 島 県	59 (100.0)	3 (5.1)	20 (33.9)	18 (30.5)	11 (18.6)	7 (11.9)	0 (0.0)
茨 城 県	24 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (20.8)	12 (50.0)	5 (20.8)	0 (0.0)
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	6 (17.6)	9 (26.5)	13 (38.2)	5 (14.7)	0 (0.0)
群 馬 県	38 (100.0)	1 (2.6)	11 (28.9)	12 (31.6)	8 (21.1)	5 (13.2)	0 (0.0)
埼 玉 県	57 (100.0)	0 (0.0)	3 (5.3)	16 (28.1)	25 (43.9)	11 (19.3)	0 (0.0)
千 葉 県	51 (100.0)	1 (2.0)	11 (21.6)	18 (35.3)	16 (31.4)	3 (5.9)	0 (0.0)
東 京 都	48 (100.0)	2 (4.2)	7 (14.6)	18 (37.5)	20 (41.7)	1 (2.1)	0 (0.0)
神 奈 川 県	27 (100.0)	0 (0.0)	5 (18.5)	10 (37.0)	8 (29.6)	4 (14.8)	0 (0.0)
新 潟 県	38 (100.0)	2 (5.3)	10 (26.3)	19 (50.0)	2 (5.3)	2 (5.3)	0 (0.0)
富 山 県	21 (100.0)	3 (14.3)	6 (28.6)	6 (28.6)	1 (4.8)	4 (19.0)	0 (0.0)
石 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	3 (15.0)	6 (30.0)	0 (0.0)
福 井 県	20 (100.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	6 (30.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	0 (0.0)
山 梨 県	23 (100.0)	2 (8.7)	8 (34.8)	5 (21.7)	2 (8.7)	5 (21.7)	1 (4.3)
長 野 県	79 (100.0)	9 (11.4)	36 (45.6)	16 (20.3)	11 (13.9)	5 (6.3)	0 (0.0)
岐 阜 県	47 (100.0)	4 (8.5)	14 (29.8)	14 (29.8)	11 (23.4)	2 (4.3)	0 (0.0)
静 岡 県	37 (100.0)	0 (0.0)	2 (5.4)	18 (48.6)	9 (24.3)	5 (13.5)	0 (0.0)
愛 知 県	61 (100.0)	0 (0.0)	17 (27.9)	19 (31.1)	20 (32.8)	3 (4.9)	2 (3.3)
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	6 (20.7)	10 (34.5)	6 (20.7)	6 (20.7)	0 (0.0)
滋 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	5 (20.0)	11 (44.0)	5 (20.0)	4 (16.0)	0 (0.0)
京 都 府	23 (100.0)	2 (8.7)	2 (8.7)	9 (39.1)	7 (30.4)	3 (13.0)	0 (0.0)
大 阪 府	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (21.1)	2 (10.5)	4 (21.1)	9 (47.4)
兵 庫 県	23 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	3 (13.0)	7 (30.4)	10 (43.5)	2 (8.7)
奈 良 県	38 (100.0)	3 (7.9)	16 (42.1)	7 (18.4)	10 (26.3)	1 (2.6)	0 (0.0)
和 歌 山 県	27 (100.0)	0 (0.0)	7 (25.9)	8 (29.6)	6 (22.2)	4 (14.8)	0 (0.0)
鳥 取 県	26 (100.0)	3 (11.5)	7 (26.9)	5 (19.2)	7 (26.9)	3 (11.5)	0 (0.0)
島 根 県	26 (100.0)	2 (7.7)	6 (23.1)	8 (30.8)	4 (15.4)	4 (15.4)	0 (0.0)
岡 山 県	30 (100.0)	5 (16.7)	5 (16.7)	11 (36.7)	4 (13.3)	2 (6.7)	1 (3.3)
広 島 県	25 (100.0)	2 (8.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	11 (44.0)	4 (16.0)	0 (0.0)
山 口 県	26 (100.0)	2 (7.7)	6 (23.1)	8 (30.8)	7 (26.9)	1 (3.8)	1 (3.8)
徳 島 県	22 (100.0)	0 (0.0)	5 (22.7)	6 (27.3)	6 (27.3)	4 (18.2)	0 (0.0)
香 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	5 (25.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	1 (3.7)	5 (18.5)	12 (44.4)	5 (18.5)	4 (14.8)	0 (0.0)
高 知 県	24 (100.0)	1 (4.2)	6 (25.0)	6 (25.0)	7 (29.2)	2 (8.3)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	0 (0.0)	13 (22.8)	11 (19.3)	24 (42.1)	9 (15.8)	0 (0.0)
佐 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	8 (32.0)	6 (24.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
長 崎 県	21 (100.0)	2 (9.5)	7 (33.3)	5 (23.8)	6 (28.6)	1 (4.8)	0 (0.0)
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	12 (30.8)	11 (28.2)	11 (28.2)	4 (10.3)	0 (0.0)
大 分 県	26 (100.0)	4 (15.4)	9 (34.6)	10 (38.5)	1 (3.8)	2 (7.7)	0 (0.0)
宮 崎 県	30 (100.0)	0 (0.0)	10 (33.3)	7 (23.3)	11 (36.7)	2 (6.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	1 (2.2)	7 (15.2)	12 (26.1)	15 (32.6)	10 (21.7)	1 (2.2)
沖 縄 県	35 (100.0)	6 (17.1)	2 (5.7)	19 (54.3)	6 (17.1)	1 (2.9)	0 (0.0)
札 幌 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	5 (41.7)	2 (16.7)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	5 (41.7)	5 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	8 (72.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	1 (3.7)	13 (48.1)	8 (29.6)	4 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	5 (45.5)	4 (36.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	3 (14.3)	12 (57.1)	4 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	20 (100.0)	3 (15.0)	12 (60.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	34 (100.0)	7 (20.6)	20 (58.8)	5 (14.7)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
神 戸 市	19 (100.0)	2 (10.5)	14 (73.7)	3 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	1 (8.3)	8 (66.7)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	5 (38.5)	8 (61.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

1 (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「定員規模別」法定単位民児協数

	平均(人)
全 体	30.4
北 海 道	26.8
青 森 県	31.3
岩 手 県	33.9
宮 城 県	33.8
秋 田 県	33.5
山 形 県	30.0
福 島 県	27.4
茨 城 県	41.1
栃 木 県	33.2
群 馬 県	27.6
埼 玉 県	38.4
千 葉 県	27.5
東 京 都	26.5
神 奈 川 県	32.7
新 潟 県	23.4
富 山 県	26.8
石 川 県	39.5
福 井 県	33.6
山 梨 県	35.7
長 野 県	22.0
岐 阜 県	24.5
静 岡 県	33.4
愛 知 県	30.8
三 重 県	34.0
滋 賀 県	30.0
京 都 府	31.7
大 阪 府	134.7
兵 庫 県	54.7
奈 良 県	23.9
和 歌 山 県	32.0
鳥 取 県	27.5
島 根 県	29.8
岡 山 県	28.0
広 島 県	33.9
山 口 県	28.6
徳 島 県	30.6
香 川 県	31.8
愛 媛 県	32.8
高 知 県	30.9
福 岡 県	32.6
佐 賀 県	29.0
長 崎 県	23.5
熊 本 県	30.3
大 分 県	21.2
宮 崎 県	28.2
鹿 児 島 県	38.9
沖 縄 県	24.1
札 幌 市	35.2
仙 台 市	26.9
さいたま市	21.5
千 葉 市	21.5
横 浜 市	20.6
川 崎 市	28.5
静 岡 市	22.3
名 古 屋 市	14.6
京 都 市	14.7
大 阪 市	14.7
堺 市	149.9
神 戸 市	15.3
広 島 市	17.1
北 九 州 市	11.1
福 岡 市	24.9

1 (2) 合計民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「現員規模別」法定単位民児協数

	調 査 数	～ 9 人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上
全 体	1919 (100.0)	103 (5.4)	550 (28.7)	566 (29.5)	452 (23.6)	219 (11.4)	25 (1.3)
北 海 道	151 (100.0)	3 (2.0)	63 (41.7)	49 (32.5)	21 (13.9)	13 (8.6)	1 (0.7)
青 森 県	39 (100.0)	0 (0.0)	11 (28.2)	9 (23.1)	12 (30.8)	7 (17.9)	0 (0.0)
岩 手 県	32 (100.0)	2 (6.3)	8 (25.0)	8 (25.0)	6 (18.8)	8 (25.0)	0 (0.0)
宮 城 県	34 (100.0)	2 (5.9)	7 (20.6)	5 (14.7)	14 (41.2)	6 (17.6)	0 (0.0)
秋 田 県	26 (100.0)	3 (11.5)	7 (26.9)	5 (19.2)	5 (19.2)	6 (23.1)	0 (0.0)
山 形 県	31 (100.0)	1 (3.2)	6 (19.4)	11 (35.5)	9 (29.0)	4 (12.9)	0 (0.0)
福 島 県	59 (100.0)	3 (5.1)	20 (33.9)	18 (30.5)	11 (18.6)	7 (11.9)	0 (0.0)
茨 城 県	24 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	5 (20.8)	12 (50.0)	6 (25.0)	0 (0.0)
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	6 (17.6)	9 (26.5)	13 (38.2)	6 (17.6)	0 (0.0)
群 馬 県	38 (100.0)	1 (2.6)	10 (26.3)	13 (34.2)	9 (23.7)	5 (13.2)	0 (0.0)
埼 玉 県	57 (100.0)	0 (0.0)	3 (5.3)	20 (35.1)	24 (42.1)	10 (17.5)	0 (0.0)
千 葉 県	51 (100.0)	1 (2.0)	14 (27.5)	17 (33.3)	16 (31.4)	3 (5.9)	0 (0.0)
東 京 都	48 (100.0)	2 (4.2)	9 (18.8)	17 (35.4)	19 (39.6)	1 (2.1)	0 (0.0)
神 奈 川 県	27 (100.0)	0 (0.0)	5 (18.5)	11 (40.7)	7 (25.9)	4 (14.8)	0 (0.0)
新 潟 県	38 (100.0)	3 (7.9)	11 (28.9)	20 (52.6)	2 (5.3)	2 (5.3)	0 (0.0)
富 山 県	21 (100.0)	4 (19.0)	6 (28.6)	6 (28.6)	1 (4.8)	4 (19.0)	0 (0.0)
石 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	3 (15.0)	7 (35.0)	0 (0.0)
福 井 県	20 (100.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	6 (30.0)	7 (35.0)	5 (25.0)	0 (0.0)
山 梨 県	23 (100.0)	2 (8.7)	8 (34.8)	5 (21.7)	3 (13.0)	4 (17.4)	1 (4.3)
長 野 県	79 (100.0)	9 (11.4)	36 (45.6)	16 (20.3)	13 (16.5)	5 (6.3)	0 (0.0)
岐 阜 県	47 (100.0)	4 (8.5)	17 (36.2)	14 (29.8)	10 (21.3)	2 (4.3)	0 (0.0)
静 岡 県	37 (100.0)	0 (0.0)	2 (5.4)	19 (51.4)	9 (24.3)	7 (18.9)	0 (0.0)
愛 知 県	61 (100.0)	0 (0.0)	19 (31.1)	17 (27.9)	20 (32.8)	3 (4.9)	2 (3.3)
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	6 (20.7)	10 (34.5)	7 (24.1)	6 (20.7)	0 (0.0)
滋 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	6 (24.0)	10 (40.0)	6 (24.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
京 都 府	23 (100.0)	1 (4.3)	2 (8.7)	10 (43.5)	6 (26.1)	4 (17.4)	0 (0.0)
大 阪 府	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (21.1)	2 (10.5)	4 (21.1)	9 (47.4)
兵 庫 県	23 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	3 (13.0)	7 (30.4)	10 (43.5)	2 (8.7)
奈 良 県	38 (100.0)	3 (7.9)	16 (42.1)	7 (18.4)	10 (26.3)	1 (2.6)	0 (0.0)
和 歌 山 県	27 (100.0)	0 (0.0)	7 (25.9)	10 (37.0)	6 (22.2)	4 (14.8)	0 (0.0)
鳥 取 県	26 (100.0)	4 (15.4)	7 (26.9)	5 (19.2)	7 (26.9)	3 (11.5)	0 (0.0)
島 根 県	26 (100.0)	2 (7.7)	7 (26.9)	8 (30.8)	5 (19.2)	4 (15.4)	0 (0.0)
岡 山 県	30 (100.0)	7 (23.3)	5 (16.7)	11 (36.7)	4 (13.3)	2 (6.7)	1 (3.3)
広 島 県	25 (100.0)	2 (8.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	12 (48.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
山 口 県	26 (100.0)	3 (11.5)	6 (23.1)	9 (34.6)	6 (23.1)	1 (3.8)	1 (3.8)
徳 島 県	22 (100.0)	1 (4.5)	5 (22.7)	6 (27.3)	6 (27.3)	4 (18.2)	0 (0.0)
香 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	5 (25.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	1 (3.7)	5 (18.5)	12 (44.4)	5 (18.5)	4 (14.8)	0 (0.0)
高 知 県	24 (100.0)	1 (4.2)	6 (25.0)	7 (29.2)	7 (29.2)	1 (4.2)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	0 (0.0)	13 (22.8)	11 (19.3)	25 (43.9)	8 (14.0)	0 (0.0)
佐 賀 県	25 (100.0)	0 (0.0)	9 (36.0)	8 (32.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	0 (0.0)
長 崎 県	21 (100.0)	2 (9.5)	8 (38.1)	6 (28.6)	4 (19.0)	1 (4.8)	0 (0.0)
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	13 (33.3)	11 (28.2)	11 (28.2)	4 (10.3)	0 (0.0)
大 分 県	26 (100.0)	4 (15.4)	9 (34.6)	10 (38.5)	1 (3.8)	2 (7.7)	0 (0.0)
宮 崎 県	30 (100.0)	0 (0.0)	10 (33.3)	7 (23.3)	11 (36.7)	2 (6.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	1 (2.2)	7 (15.2)	13 (28.3)	14 (30.4)	10 (21.7)	1 (2.2)
沖 縄 県	35 (100.0)	6 (17.1)	4 (11.4)	18 (51.4)	5 (14.3)	1 (2.9)	0 (0.0)
札 幌 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	5 (41.7)	5 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	7 (63.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	1 (3.7)	14 (51.9)	8 (29.6)	4 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	4 (36.4)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	3 (14.3)	14 (66.7)	4 (19.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	20 (100.0)	3 (15.0)	12 (60.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	34 (100.0)	6 (17.6)	22 (64.7)	6 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
神 戸 市	19 (100.0)	2 (10.5)	14 (73.7)	3 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	1 (8.3)	8 (66.7)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	6 (46.2)	7 (53.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)

1 (2) 合計民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「現員規模別」法定単位民児協数

	平均(人)
全 体	30.0
北 海 道	26.4
青 森 県	32.3
岩 手 県	33.8
宮 城 県	33.7
秋 田 県	32.7
山 形 県	30.7
福 島 県	27.3
茨 城 県	41.1
栃 木 県	33.9
群 馬 県	28.3
埼 玉 県	37.3
千 葉 県	26.8
東 京 都	26.0
神 奈 川 県	32.3
新 潟 県	22.8
富 山 県	25.7
石 川 県	40.6
福 井 県	34.9
山 梨 県	33.1
長 野 県	22.2
岐 阜 県	24.1
静 岡 県	35.5
愛 知 県	30.6
三 重 県	33.9
滋 賀 県	29.7
京 都 府	33.0
大 阪 府	132.1
兵 庫 県	54.3
奈 良 県	23.7
和 歌 山 県	31.3
鳥 取 県	26.6
島 根 県	29.4
岡 山 県	26.4
広 島 県	33.5
山 口 県	27.8
徳 島 県	29.5
香 川 県	31.4
愛 媛 県	32.8
高 知 県	30.4
福 岡 県	32.1
佐 賀 県	28.1
長 崎 県	23.1
熊 本 県	29.6
大 分 県	21.2
宮 崎 県	28.0
鹿 児 島 県	38.5
沖 縄 県	22.7
札 幌 市	35.5
仙 台 市	26.7
さいたま市	21.4
千 葉 市	21.0
横 浜 市	19.9
川 崎 市	27.7
静 岡 市	21.3
名 古 屋 市	14.5
京 都 市	14.7
大 阪 市	14.9
堺 市	146.0
神 戸 市	15.0
広 島 市	17.1
北 九 州 市	10.4
福 岡 市	24.6

2 (3) 他団体・機関との連携・協力・協働状況

ア. 社会福祉協議会

	調査数	関係が かなり強い	やや関係が強い	どちらとも いえない	やや関係が弱い	ほとんど関係が ない
全体	1919 (100.0)	1607 (83.7)	272 (14.2)	18 (0.9)	9 (0.5)	0 (0.0)
北海道	151 (100.0)	103 (68.2)	44 (29.1)	3 (2.0)	1 (0.7)	0 (0.0)
青森県	39 (100.0)	29 (74.4)	8 (20.5)	2 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
岩手県	32 (100.0)	28 (87.5)	4 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮城県	34 (100.0)	30 (88.2)	4 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
秋田県	26 (100.0)	21 (80.8)	4 (15.4)	1 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
山形県	31 (100.0)	25 (80.6)	6 (19.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福島県	59 (100.0)	53 (89.8)	5 (8.5)	0 (0.0)	1 (1.7)	0 (0.0)
茨城県	24 (100.0)	18 (75.0)	6 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
栃木県	34 (100.0)	30 (88.2)	3 (8.8)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)
群馬県	38 (100.0)	32 (84.2)	6 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼玉県	57 (100.0)	49 (86.0)	6 (10.5)	2 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
千葉県	51 (100.0)	48 (94.1)	3 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
東京都	48 (100.0)	38 (79.2)	10 (20.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神奈川県	27 (100.0)	22 (81.5)	4 (14.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
新潟県	38 (100.0)	31 (81.6)	7 (18.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
富山県	21 (100.0)	20 (95.2)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川県	20 (100.0)	19 (95.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福井県	20 (100.0)	15 (75.0)	3 (15.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山梨県	23 (100.0)	18 (78.3)	4 (17.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長野県	79 (100.0)	59 (74.7)	18 (22.8)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐阜県	47 (100.0)	42 (89.4)	5 (10.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡県	37 (100.0)	31 (83.8)	5 (13.5)	0 (0.0)	1 (2.7)	0 (0.0)
愛知県	61 (100.0)	51 (83.6)	10 (16.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三重県	29 (100.0)	26 (89.7)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
滋賀県	25 (100.0)	19 (76.0)	4 (16.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
京都府	23 (100.0)	20 (87.0)	3 (13.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪府	19 (100.0)	16 (84.2)	0 (0.0)	1 (5.3)	2 (10.5)	0 (0.0)
兵庫県	23 (100.0)	22 (95.7)	1 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
奈良県	38 (100.0)	30 (78.9)	6 (15.8)	1 (2.6)	1 (2.6)	0 (0.0)
和歌山県	27 (100.0)	22 (81.5)	5 (18.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鳥取県	26 (100.0)	23 (88.5)	3 (11.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島根県	26 (100.0)	24 (92.3)	2 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡山県	30 (100.0)	25 (83.3)	4 (13.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島県	25 (100.0)	21 (84.0)	4 (16.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山口県	26 (100.0)	21 (80.8)	5 (19.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
徳島県	22 (100.0)	21 (95.5)	1 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
香川県	20 (100.0)	16 (80.0)	4 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛媛県	27 (100.0)	27 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高知県	24 (100.0)	22 (91.7)	1 (4.2)	1 (4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡県	57 (100.0)	50 (87.7)	6 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
佐賀県	25 (100.0)	23 (92.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長崎県	21 (100.0)	20 (95.2)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊本県	39 (100.0)	32 (82.1)	6 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大分県	26 (100.0)	26 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮崎県	30 (100.0)	28 (93.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿児島県	46 (100.0)	33 (71.7)	13 (28.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
沖縄県	35 (100.0)	29 (82.9)	4 (11.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
札幌市	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙台市	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千葉市	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横浜市	27 (100.0)	25 (92.6)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川崎市	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡市	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名古屋市	21 (100.0)	18 (85.7)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都市	20 (100.0)	18 (90.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	0 (0.0)
大阪市	34 (100.0)	27 (79.4)	5 (14.7)	2 (5.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺市	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神戸市	19 (100.0)	16 (84.2)	3 (15.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島市	12 (100.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北九州市	13 (100.0)	10 (76.9)	2 (15.4)	1 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡市	12 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

イ. 福祉事務所／役所の担当課

	調査数	関係が かなり強い	やや関係が強い	どちらとも いえない	やや関係が弱い	ほとんど関係が ない
全体	1919 (100.0)	1422 (74.1)	389 (20.3)	53 (2.8)	24 (1.3)	4 (0.2)
北海道	151 (100.0)	128 (84.8)	20 (13.2)	1 (0.7)	1 (0.7)	0 (0.0)
青森県	39 (100.0)	18 (46.2)	13 (33.3)	4 (10.3)	3 (7.7)	1 (2.6)
岩手県	32 (100.0)	22 (68.8)	7 (21.9)	3 (9.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮城県	34 (100.0)	25 (73.5)	9 (26.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
秋田県	26 (100.0)	21 (80.8)	5 (19.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山形県	31 (100.0)	26 (83.9)	5 (16.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福島県	59 (100.0)	42 (71.2)	14 (23.7)	0 (0.0)	3 (5.1)	0 (0.0)
茨城県	24 (100.0)	21 (87.5)	3 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
栃木県	34 (100.0)	22 (64.7)	11 (32.4)	0 (0.0)	1 (2.9)	0 (0.0)
群馬県	38 (100.0)	35 (92.1)	3 (7.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼玉県	57 (100.0)	51 (89.5)	5 (8.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.8)
千葉県	51 (100.0)	45 (88.2)	6 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
東京都	48 (100.0)	38 (79.2)	8 (16.7)	1 (2.1)	1 (2.1)	0 (0.0)
神奈川県	27 (100.0)	19 (70.4)	7 (25.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
新潟県	38 (100.0)	32 (84.2)	4 (10.5)	1 (2.6)	1 (2.6)	0 (0.0)
富山県	21 (100.0)	11 (52.4)	7 (33.3)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川県	20 (100.0)	14 (70.0)	4 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福井県	20 (100.0)	16 (80.0)	3 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山梨県	23 (100.0)	22 (95.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長野県	79 (100.0)	67 (84.8)	10 (12.7)	1 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐阜県	47 (100.0)	40 (85.1)	5 (10.6)	0 (0.0)	1 (2.1)	0 (0.0)
静岡県	37 (100.0)	30 (81.1)	5 (13.5)	2 (5.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛知県	61 (100.0)	56 (91.8)	4 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三重県	29 (100.0)	18 (62.1)	9 (31.0)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
滋賀県	25 (100.0)	19 (76.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都府	23 (100.0)	21 (91.3)	2 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪府	19 (100.0)	13 (68.4)	5 (26.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵庫県	23 (100.0)	21 (91.3)	2 (8.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
奈良県	38 (100.0)	24 (63.2)	10 (26.3)	4 (10.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
和歌山県	27 (100.0)	19 (70.4)	7 (25.9)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
鳥取県	26 (100.0)	15 (57.7)	10 (38.5)	1 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
島根県	26 (100.0)	11 (42.3)	12 (46.2)	2 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡山県	30 (100.0)	23 (76.7)	4 (13.3)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)
広島県	25 (100.0)	22 (88.0)	3 (12.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山口県	26 (100.0)	16 (61.5)	4 (15.4)	2 (7.7)	3 (11.5)	0 (0.0)
徳島県	22 (100.0)	18 (81.8)	3 (13.6)	1 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
香川県	20 (100.0)	15 (75.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛媛県	27 (100.0)	20 (74.1)	6 (22.2)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
高知県	24 (100.0)	9 (37.5)	7 (29.2)	5 (20.8)	2 (8.3)	1 (4.2)
福岡県	57 (100.0)	35 (61.4)	21 (36.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
佐賀県	25 (100.0)	21 (84.0)	3 (12.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
長崎県	21 (100.0)	14 (66.7)	7 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊本県	39 (100.0)	23 (59.0)	11 (28.2)	2 (5.1)	0 (0.0)	1 (2.6)
大分県	26 (100.0)	15 (57.7)	10 (38.5)	1 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮崎県	30 (100.0)	18 (60.0)	10 (33.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿児島県	46 (100.0)	30 (65.2)	14 (30.4)	1 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
沖縄県	35 (100.0)	6 (17.1)	20 (57.1)	3 (8.6)	2 (5.7)	0 (0.0)
札幌市	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)
仙台市	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千葉市	11 (100.0)	9 (81.8)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
横浜市	27 (100.0)	25 (92.6)	2 (7.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川崎市	11 (100.0)	9 (81.8)	1 (9.1)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡市	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)
名古屋市	21 (100.0)	17 (81.0)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都市	20 (100.0)	14 (70.0)	5 (25.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪市	34 (100.0)	29 (85.3)	5 (14.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺市	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神戸市	19 (100.0)	14 (73.7)	4 (21.1)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島市	12 (100.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)
北九州市	13 (100.0)	5 (38.5)	6 (46.2)	2 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡市	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)

ウ. 児童相談所

	調 査 数	関 係 が か な り 強 い	や や 関 係 が 強 い	ど ち ら と も い え な い	や や 関 係 が 弱 い	ほ と ん ど 関 係 が な い	い
全 体	1919 (100.0)	126 (6.6)	475 (24.8)	594 (31.0)	401 (20.9)	270 (14.1)	
北 海 道	151 (100.0)	4 (2.6)	33 (21.9)	57 (37.7)	29 (19.2)	26 (17.2)	
青 森 県	39 (100.0)	2 (5.1)	7 (17.9)	14 (35.9)	7 (17.9)	7 (17.9)	
岩 手 県	32 (100.0)	1 (3.1)	5 (15.6)	13 (40.6)	6 (18.8)	7 (21.9)	
宮 城 県	34 (100.0)	1 (2.9)	6 (17.6)	12 (35.3)	8 (23.5)	7 (20.6)	
秋 田 県	26 (100.0)	0 (0.0)	7 (26.9)	10 (38.5)	8 (30.8)	0 (0.0)	
山 形 県	31 (100.0)	0 (0.0)	6 (19.4)	9 (29.0)	10 (32.3)	5 (16.1)	
福 島 県	59 (100.0)	5 (8.5)	13 (22.0)	20 (33.9)	12 (20.3)	9 (15.3)	
茨 城 県	24 (100.0)	1 (4.2)	6 (25.0)	8 (33.3)	6 (25.0)	3 (12.5)	
栃 木 県	34 (100.0)	0 (0.0)	10 (29.4)	12 (35.3)	9 (26.5)	3 (8.8)	
群 馬 県	38 (100.0)	1 (2.6)	9 (23.7)	15 (39.5)	7 (18.4)	5 (13.2)	
埼 玉 県	57 (100.0)	6 (10.5)	20 (35.1)	18 (31.6)	9 (15.8)	3 (5.3)	
千 葉 県	51 (100.0)	2 (3.9)	17 (33.3)	17 (33.3)	12 (23.5)	3 (5.9)	
東 京 都	48 (100.0)	10 (20.8)	25 (52.1)	8 (16.7)	2 (4.2)	1 (2.1)	
神 奈 川 県	27 (100.0)	11 (40.7)	9 (33.3)	4 (14.8)	2 (7.4)	0 (0.0)	
新 潟 県	38 (100.0)	1 (2.6)	5 (13.2)	12 (31.6)	7 (18.4)	13 (34.2)	
富 山 県	21 (100.0)	0 (0.0)	4 (19.0)	6 (28.6)	10 (47.6)	1 (4.8)	
石 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	6 (30.0)	
福 井 県	20 (100.0)	0 (0.0)	6 (30.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	
山 梨 県	23 (100.0)	1 (4.3)	5 (21.7)	8 (34.8)	6 (26.1)	2 (8.7)	
長 野 県	79 (100.0)	2 (2.5)	16 (20.3)	25 (31.6)	20 (25.3)	13 (16.5)	
岐 阜 県	47 (100.0)	1 (2.1)	9 (19.1)	20 (42.6)	10 (21.3)	5 (10.6)	
静 岡 県	37 (100.0)	2 (5.4)	7 (18.9)	14 (37.8)	7 (18.9)	7 (18.9)	
愛 知 県	61 (100.0)	3 (4.9)	21 (34.4)	20 (32.8)	11 (18.0)	5 (8.2)	
三 重 県	29 (100.0)	0 (0.0)	5 (17.2)	6 (20.7)	8 (27.6)	9 (31.0)	
滋 賀 県	25 (100.0)	1 (4.0)	8 (32.0)	4 (16.0)	6 (24.0)	3 (12.0)	
京 都 府	23 (100.0)	2 (8.7)	5 (21.7)	6 (26.1)	3 (13.0)	7 (30.4)	
大 阪 府	19 (100.0)	2 (10.5)	12 (63.2)	1 (5.3)	3 (15.8)	0 (0.0)	
兵 庫 県	23 (100.0)	2 (8.7)	11 (47.8)	4 (17.4)	1 (4.3)	5 (21.7)	
奈 良 県	38 (100.0)	2 (5.3)	6 (15.8)	16 (42.1)	8 (21.1)	6 (15.8)	
和 歌 山 県	27 (100.0)	2 (7.4)	5 (18.5)	13 (48.1)	3 (11.1)	3 (11.1)	
鳥 取 県	26 (100.0)	2 (7.7)	7 (26.9)	6 (23.1)	6 (23.1)	4 (15.4)	
島 根 県	26 (100.0)	1 (3.8)	7 (26.9)	10 (38.5)	3 (11.5)	5 (19.2)	
岡 山 県	30 (100.0)	4 (13.3)	6 (20.0)	4 (13.3)	11 (36.7)	5 (16.7)	
広 島 県	25 (100.0)	2 (8.0)	7 (28.0)	10 (40.0)	3 (12.0)	3 (12.0)	
山 口 県	26 (100.0)	1 (3.8)	5 (19.2)	10 (38.5)	5 (19.2)	4 (15.4)	
徳 島 県	22 (100.0)	2 (9.1)	6 (27.3)	9 (40.9)	2 (9.1)	3 (13.6)	
香 川 県	20 (100.0)	1 (5.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	6 (30.0)	2 (10.0)	
愛 媛 県	27 (100.0)	1 (3.7)	2 (7.4)	11 (40.7)	8 (29.6)	4 (14.8)	
高 知 県	24 (100.0)	2 (8.3)	0 (0.0)	8 (33.3)	7 (29.2)	7 (29.2)	
福 岡 県	57 (100.0)	8 (14.0)	14 (24.6)	18 (31.6)	10 (17.5)	5 (8.8)	
佐 賀 県	25 (100.0)	1 (4.0)	9 (36.0)	6 (24.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	
長 崎 県	21 (100.0)	1 (4.8)	6 (28.6)	3 (14.3)	7 (33.3)	4 (19.0)	
熊 本 県	39 (100.0)	0 (0.0)	6 (15.4)	14 (35.9)	9 (23.1)	9 (23.1)	
大 分 県	26 (100.0)	2 (7.7)	9 (34.6)	9 (34.6)	3 (11.5)	3 (11.5)	
宮 崎 県	30 (100.0)	1 (3.3)	9 (30.0)	10 (33.3)	5 (16.7)	2 (6.7)	
鹿 児 島 県	46 (100.0)	4 (8.7)	11 (23.9)	8 (17.4)	17 (37.0)	6 (13.0)	
沖 縄 県	35 (100.0)	2 (5.7)	8 (22.9)	9 (25.7)	4 (11.4)	7 (20.0)	
札 幌 市	12 (100.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	6 (50.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	
仙 台 市	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	6 (50.0)	1 (8.3)	
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	
千 葉 市	11 (100.0)	4 (36.4)	2 (18.2)	3 (27.3)	2 (18.2)	0 (0.0)	
横 浜 市	27 (100.0)	3 (11.1)	11 (40.7)	8 (29.6)	3 (11.1)	2 (7.4)	
川 崎 市	11 (100.0)	2 (18.2)	3 (27.3)	3 (27.3)	2 (18.2)	0 (0.0)	
静 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	
名 古 屋 市	21 (100.0)	3 (14.3)	5 (23.8)	3 (14.3)	6 (28.6)	2 (9.5)	
京 都 市	20 (100.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	
大 阪 市	34 (100.0)	1 (2.9)	6 (17.6)	13 (38.2)	7 (20.6)	4 (11.8)	
堺 市	7 (100.0)	5 (71.4)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
神 戸 市	19 (100.0)	3 (15.8)	1 (5.3)	6 (31.6)	5 (26.3)	4 (21.1)	
広 島 市	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	
北 九 州 市	13 (100.0)	1 (7.7)	3 (23.1)	4 (30.8)	2 (15.4)	3 (23.1)	
福 岡 市	12 (100.0)	0 (0.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	0 (0.0)	

2 (5) ②要援護者の個人情報の取扱いに関する、民児協としてのルールの内容

	調 査 数	福祉票の持ち歩き 禁止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の持ち歩き 禁止	福祉票の複製(コ ピー)の禁止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の複製(コ ピー)の禁止	行政からの情報 請求に対する本 人または会長の 承認・確認後の実 施	自主防災組織等 関連団体等の情 報請求に対する 承認・確認後の実 施
全 体	718 (100.0)	487 (67.8)	463 (64.5)	449 (62.5)	417 (58.1)	303 (42.2)	310 (43.2)
北 海 道	44 (100.0)	20 (45.5)	27 (61.4)	19 (43.2)	20 (45.5)	15 (34.1)	12 (27.3)
青 森 県	12 (100.0)	11 (91.7)	9 (75.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	4 (33.3)	3 (25.0)
岩 手 県	9 (100.0)	8 (88.9)	8 (88.9)	6 (66.7)	6 (66.7)	5 (55.6)	3 (33.3)
宮 城 県	6 (100.0)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	4 (66.7)	3 (50.0)	3 (50.0)
秋 田 県	7 (100.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	4 (57.1)	4 (57.1)	7 (100.0)	5 (71.4)
山 形 県	14 (100.0)	8 (57.1)	7 (50.0)	6 (42.9)	5 (35.7)	4 (28.6)	2 (14.3)
福 島 県	21 (100.0)	14 (66.7)	12 (57.1)	11 (52.4)	10 (47.6)	6 (28.6)	4 (19.0)
茨 城 県	9 (100.0)	8 (88.9)	6 (66.7)	6 (66.7)	4 (44.4)	4 (44.4)	3 (33.3)
栃 木 県	13 (100.0)	8 (61.5)	10 (76.9)	7 (53.8)	7 (53.8)	5 (38.5)	2 (15.4)
群 馬 県	16 (100.0)	11 (68.8)	12 (75.0)	10 (62.5)	10 (62.5)	5 (31.3)	6 (37.5)
埼 玉 県	27 (100.0)	21 (77.8)	18 (66.7)	15 (55.6)	15 (55.6)	10 (37.0)	13 (48.1)
千 葉 県	25 (100.0)	14 (56.0)	15 (60.0)	15 (60.0)	13 (52.0)	10 (40.0)	7 (28.0)
東 京 都	23 (100.0)	16 (69.6)	15 (65.2)	18 (78.3)	15 (65.2)	8 (34.8)	11 (47.8)
神 奈 川 県	15 (100.0)	9 (60.0)	8 (53.3)	8 (53.3)	8 (53.3)	3 (20.0)	9 (60.0)
新 潟 県	9 (100.0)	7 (77.8)	7 (77.8)	8 (88.9)	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)
富 山 県	11 (100.0)	7 (63.6)	7 (63.6)	7 (63.6)	8 (72.7)	6 (54.5)	8 (72.7)
石 川 県	6 (100.0)	5 (83.3)	5 (83.3)	6 (100.0)	6 (100.0)	2 (33.3)	4 (66.7)
福 井 県	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
山 梨 県	9 (100.0)	7 (77.8)	4 (44.4)	6 (66.7)	4 (44.4)	4 (44.4)	2 (22.2)
長 野 県	33 (100.0)	23 (69.7)	21 (63.6)	20 (60.6)	19 (57.6)	11 (33.3)	12 (36.4)
岐 阜 県	18 (100.0)	15 (83.3)	12 (66.7)	12 (66.7)	12 (66.7)	5 (27.8)	6 (33.3)
静 岡 県	17 (100.0)	16 (94.1)	13 (76.5)	15 (88.2)	13 (76.5)	5 (29.4)	8 (47.1)
愛 知 県	19 (100.0)	9 (47.4)	11 (57.9)	6 (31.6)	10 (52.6)	6 (31.6)	8 (42.1)
三 重 県	8 (100.0)	8 (100.0)	7 (87.5)	7 (87.5)	6 (75.0)	6 (75.0)	6 (75.0)
滋 賀 県	11 (100.0)	5 (45.5)	5 (45.5)	7 (63.6)	6 (54.5)	4 (36.4)	4 (36.4)
京 都 府	10 (100.0)	8 (80.0)	6 (60.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	3 (30.0)
大 阪 府	9 (100.0)	5 (55.6)	5 (55.6)	4 (44.4)	4 (44.4)	6 (66.7)	6 (66.7)
兵 庫 県	8 (100.0)	5 (62.5)	2 (25.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	4 (50.0)
奈 良 県	16 (100.0)	10 (62.5)	12 (75.0)	11 (68.8)	10 (62.5)	11 (68.8)	9 (56.3)
和 歌 山 県	10 (100.0)	8 (80.0)	5 (50.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	6 (60.0)
鳥 取 県	6 (100.0)	3 (50.0)	5 (83.3)	4 (66.7)	3 (50.0)	4 (66.7)	3 (50.0)
島 根 県	8 (100.0)	6 (75.0)	6 (75.0)	7 (87.5)	7 (87.5)	3 (37.5)	3 (37.5)
岡 山 県	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	2 (40.0)
広 島 県	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
山 口 県	8 (100.0)	5 (62.5)	5 (62.5)	6 (75.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	2 (25.0)
徳 島 県	7 (100.0)	6 (85.7)	6 (85.7)	4 (57.1)	4 (57.1)	1 (14.3)	4 (57.1)
香 川 県	5 (100.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	3 (60.0)
愛 媛 県	7 (100.0)	5 (71.4)	4 (57.1)	5 (71.4)	5 (71.4)	3 (42.9)	3 (42.9)
高 知 県	9 (100.0)	2 (22.2)	6 (66.7)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	2 (22.2)
福 岡 県	19 (100.0)	13 (68.4)	10 (52.6)	13 (68.4)	11 (57.9)	5 (26.3)	7 (36.8)
佐 賀 県	6 (100.0)	4 (66.7)	3 (50.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)
長 崎 県	10 (100.0)	7 (70.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)
熊 本 県	10 (100.0)	7 (70.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	8 (80.0)	3 (30.0)	3 (30.0)
大 分 県	14 (100.0)	13 (92.9)	13 (92.9)	11 (78.6)	9 (64.3)	5 (35.7)	9 (64.3)
宮 崎 県	12 (100.0)	8 (66.7)	8 (66.7)	6 (50.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	4 (33.3)
鹿 児 島 県	14 (100.0)	7 (50.0)	8 (57.1)	7 (50.0)	8 (57.1)	6 (42.9)	8 (57.1)
沖 縄 県	12 (100.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	10 (83.3)	7 (58.3)	7 (58.3)	3 (25.0)
札 幌 市	7 (100.0)	4 (57.1)	4 (57.1)	5 (71.4)	6 (85.7)	2 (28.6)	4 (57.1)
仙 台 市	9 (100.0)	6 (66.7)	7 (77.8)	6 (66.7)	6 (66.7)	5 (55.6)	7 (77.8)
さいたま市	5 (100.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	2 (40.0)
千 葉 市	4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)
横 浜 市	15 (100.0)	13 (86.7)	11 (73.3)	11 (73.3)	10 (66.7)	10 (66.7)	10 (66.7)
川 崎 市	4 (100.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	3 (75.0)
静 岡 市	9 (100.0)	9 (100.0)	8 (88.9)	7 (77.8)	5 (55.6)	3 (33.3)	6 (66.7)
名 古 屋 市	13 (100.0)	11 (84.6)	11 (84.6)	10 (76.9)	10 (76.9)	9 (69.2)	8 (61.5)
京 都 市	10 (100.0)	9 (90.0)	9 (90.0)	9 (90.0)	9 (90.0)	6 (60.0)	8 (80.0)
大 阪 市	10 (100.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	6 (60.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	5 (50.0)
堺 市	4 (100.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	2 (50.0)
神 戸 市	7 (100.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	7 (100.0)	7 (100.0)	4 (57.1)	3 (42.9)
広 島 市	11 (100.0)	6 (54.5)	5 (45.5)	8 (72.7)	7 (63.6)	7 (63.6)	6 (54.5)
北 九 州 市	6 (100.0)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)
福 岡 市	8 (100.0)	6 (75.0)	7 (87.5)	6 (75.0)	6 (75.0)	4 (50.0)	6 (75.0)

2 (5) ②要援護者の個人情報の取扱いに関する、民児協としてのルールの内容

	福祉票等の保管場所のルール化	不要になった帳票の処分の方法	そ の 他
全 体	180 (25.1)	427 (59.5)	36 (5.0)
北 海 道	6 (13.6)	22 (50.0)	1 (2.3)
青 森 県	2 (16.7)	3 (25.0)	0 (0.0)
岩 手 県	2 (22.2)	8 (88.9)	0 (0.0)
宮 城 県	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
秋 田 県	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)
山 形 県	4 (28.6)	8 (57.1)	0 (0.0)
福 島 県	5 (23.8)	10 (47.6)	1 (4.8)
茨 城 県	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)
栃 木 県	1 (7.7)	5 (38.5)	0 (0.0)
群 馬 県	6 (37.5)	12 (75.0)	0 (0.0)
埼 玉 県	6 (22.2)	12 (44.4)	2 (7.4)
千 葉 県	6 (24.0)	20 (80.0)	3 (12.0)
東 京 都	6 (26.1)	18 (78.3)	0 (0.0)
神 奈 川 県	3 (20.0)	11 (73.3)	2 (13.3)
新 潟 県	3 (33.3)	4 (44.4)	0 (0.0)
富 山 県	2 (18.2)	6 (54.5)	0 (0.0)
石 川 県	2 (33.3)	4 (66.7)	1 (16.7)
福 井 県	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
山 梨 県	1 (11.1)	2 (22.2)	0 (0.0)
長 野 県	8 (24.2)	25 (75.8)	0 (0.0)
岐 阜 県	4 (22.2)	11 (61.1)	1 (5.6)
静 岡 県	6 (35.3)	8 (47.1)	0 (0.0)
愛 知 県	4 (21.1)	11 (57.9)	1 (5.3)
三 重 県	4 (50.0)	3 (37.5)	0 (0.0)
滋 賀 県	6 (54.5)	6 (54.5)	1 (9.1)
京 都 府	1 (10.0)	8 (80.0)	2 (20.0)
大 阪 府	2 (22.2)	4 (44.4)	2 (22.2)
兵 庫 県	2 (25.0)	4 (50.0)	0 (0.0)
奈 良 県	5 (31.3)	7 (43.8)	0 (0.0)
和 歌 山 県	2 (20.0)	6 (60.0)	0 (0.0)
鳥 取 県	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)
島 根 県	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)
岡 山 県	3 (60.0)	4 (80.0)	0 (0.0)
広 島 県	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
山 口 県	4 (50.0)	4 (50.0)	0 (0.0)
徳 島 県	2 (28.6)	4 (57.1)	1 (14.3)
香 川 県	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
愛 媛 県	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)
高 知 県	0 (0.0)	6 (66.7)	2 (22.2)
福 岡 県	8 (42.1)	14 (73.7)	0 (0.0)
佐 賀 県	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)
長 崎 県	2 (20.0)	9 (90.0)	0 (0.0)
熊 本 県	2 (20.0)	9 (90.0)	0 (0.0)
大 分 県	8 (57.1)	10 (71.4)	0 (0.0)
宮 崎 県	2 (16.7)	8 (66.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	3 (21.4)	6 (42.9)	0 (0.0)
沖 縄 県	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)
札 幌 市	3 (42.9)	6 (85.7)	3 (42.9)
仙 台 市	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)
さいたま市	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)
千 葉 市	0 (0.0)	3 (75.0)	1 (25.0)
横 浜 市	6 (40.0)	15 (100.0)	1 (6.7)
川 崎 市	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (33.3)	7 (77.8)	0 (0.0)
名 古 屋 市	5 (38.5)	9 (69.2)	1 (7.7)
京 都 市	2 (20.0)	8 (80.0)	0 (0.0)
大 阪 市	4 (40.0)	6 (60.0)	1 (10.0)
堺 市	2 (50.0)	4 (100.0)	0 (0.0)
神 戸 市	0 (0.0)	5 (71.4)	1 (14.3)
広 島 市	1 (9.1)	7 (63.6)	1 (9.1)
北 九 州 市	3 (50.0)	5 (83.3)	0 (0.0)
福 岡 市	2 (25.0)	6 (75.0)	1 (12.5)

2 (6) ①要援護者支援に必要な個人情報の、行政からの提供状況

	調 査 数	受けられている	ほぼ受けられて いる	あまり受けられ ていない	まったく受けら れていない
全 体	1919 (100.0)	514 (26.8)	638 (33.2)	605 (31.5)	129 (6.7)
北 海 道	151 (100.0)	64 (42.4)	55 (36.4)	26 (17.2)	3 (2.0)
青 森 県	39 (100.0)	12 (30.8)	15 (38.5)	10 (25.6)	1 (2.6)
岩 手 県	32 (100.0)	8 (25.0)	6 (18.8)	16 (50.0)	2 (6.3)
宮 城 県	34 (100.0)	6 (17.6)	14 (41.2)	11 (32.4)	2 (5.9)
秋 田 県	26 (100.0)	6 (23.1)	12 (46.2)	8 (30.8)	0 (0.0)
山 形 県	31 (100.0)	13 (41.9)	4 (12.9)	13 (41.9)	1 (3.2)
福 島 県	59 (100.0)	14 (23.7)	26 (44.1)	16 (27.1)	3 (5.1)
茨 城 県	24 (100.0)	8 (33.3)	8 (33.3)	7 (29.2)	1 (4.2)
栃 木 県	34 (100.0)	12 (35.3)	13 (38.2)	7 (20.6)	1 (2.9)
群 馬 県	38 (100.0)	13 (34.2)	11 (28.9)	13 (34.2)	1 (2.6)
埼 玉 県	57 (100.0)	8 (14.0)	25 (43.9)	22 (38.6)	2 (3.5)
千 葉 県	51 (100.0)	12 (23.5)	15 (29.4)	20 (39.2)	4 (7.8)
東 京 都	48 (100.0)	11 (22.9)	19 (39.6)	17 (35.4)	1 (2.1)
神 奈 川 県	27 (100.0)	6 (22.2)	9 (33.3)	10 (37.0)	2 (7.4)
新 潟 県	38 (100.0)	9 (23.7)	18 (47.4)	8 (21.1)	3 (7.9)
富 山 県	21 (100.0)	2 (9.5)	1 (4.8)	15 (71.4)	3 (14.3)
石 川 県	20 (100.0)	6 (30.0)	8 (40.0)	4 (20.0)	1 (5.0)
福 井 県	20 (100.0)	4 (20.0)	8 (40.0)	6 (30.0)	1 (5.0)
山 梨 県	23 (100.0)	12 (52.2)	7 (30.4)	4 (17.4)	0 (0.0)
長 野 県	79 (100.0)	28 (35.4)	38 (48.1)	10 (12.7)	1 (1.3)
岐 阜 県	47 (100.0)	19 (40.4)	11 (23.4)	10 (21.3)	6 (12.8)
静 岡 県	37 (100.0)	3 (8.1)	17 (45.9)	12 (32.4)	5 (13.5)
愛 知 県	61 (100.0)	15 (24.6)	28 (45.9)	13 (21.3)	3 (4.9)
三 重 県	29 (100.0)	7 (24.1)	8 (27.6)	6 (20.7)	8 (27.6)
滋 賀 県	25 (100.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	10 (40.0)	5 (20.0)
京 都 府	23 (100.0)	2 (8.7)	7 (30.4)	9 (39.1)	5 (21.7)
大 阪 府	19 (100.0)	2 (10.5)	6 (31.6)	8 (42.1)	3 (15.8)
兵 庫 県	23 (100.0)	2 (8.7)	3 (13.0)	12 (52.2)	6 (26.1)
奈 良 県	38 (100.0)	10 (26.3)	13 (34.2)	11 (28.9)	4 (10.5)
和 歌 山 県	27 (100.0)	12 (44.4)	9 (33.3)	6 (22.2)	0 (0.0)
鳥 取 県	26 (100.0)	3 (11.5)	8 (30.8)	12 (46.2)	3 (11.5)
島 根 県	26 (100.0)	9 (34.6)	4 (15.4)	9 (34.6)	4 (15.4)
岡 山 県	30 (100.0)	8 (26.7)	6 (20.0)	12 (40.0)	2 (6.7)
広 島 県	25 (100.0)	6 (24.0)	11 (44.0)	8 (32.0)	0 (0.0)
山 口 県	26 (100.0)	7 (26.9)	12 (46.2)	6 (23.1)	0 (0.0)
徳 島 県	22 (100.0)	4 (18.2)	13 (59.1)	4 (18.2)	0 (0.0)
香 川 県	20 (100.0)	6 (30.0)	3 (15.0)	11 (55.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	7 (25.9)	10 (37.0)	9 (33.3)	1 (3.7)
高 知 県	24 (100.0)	5 (20.8)	7 (29.2)	10 (41.7)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	15 (26.3)	20 (35.1)	18 (31.6)	3 (5.3)
佐 賀 県	25 (100.0)	8 (32.0)	8 (32.0)	7 (28.0)	0 (0.0)
長 崎 県	21 (100.0)	4 (19.0)	5 (23.8)	9 (42.9)	3 (14.3)
熊 本 県	39 (100.0)	9 (23.1)	8 (20.5)	17 (43.6)	4 (10.3)
大 分 県	26 (100.0)	3 (11.5)	5 (19.2)	15 (57.7)	3 (11.5)
宮 崎 県	30 (100.0)	5 (16.7)	8 (26.7)	12 (40.0)	4 (13.3)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	14 (30.4)	13 (28.3)	17 (37.0)	2 (4.3)
沖 縄 県	35 (100.0)	6 (17.1)	10 (28.6)	13 (37.1)	6 (17.1)
札 幌 市	12 (100.0)	7 (58.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	6 (50.0)	4 (33.3)	2 (16.7)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
千 葉 市	11 (100.0)	3 (27.3)	4 (36.4)	3 (27.3)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	6 (22.2)	4 (14.8)	15 (55.6)	2 (7.4)
川 崎 市	11 (100.0)	3 (27.3)	2 (18.2)	5 (45.5)	1 (9.1)
静 岡 市	12 (100.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	3 (25.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	7 (33.3)	6 (28.6)	6 (28.6)	1 (4.8)
京 都 市	20 (100.0)	2 (10.0)	5 (25.0)	10 (50.0)	2 (10.0)
大 阪 市	34 (100.0)	9 (26.5)	10 (29.4)	13 (38.2)	2 (5.9)
堺 市	7 (100.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)
神 戸 市	19 (100.0)	8 (42.1)	8 (42.1)	3 (15.8)	0 (0.0)
広 島 市	12 (100.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	1 (8.3)
北 九 州 市	13 (100.0)	3 (23.1)	1 (7.7)	4 (30.8)	5 (38.5)
福 岡 市	12 (100.0)	5 (41.7)	6 (50.0)	1 (8.3)	0 (0.0)

2 (6) ②行政から提供を受けて保有できている要援護者に関する個人情報の内容

	調 査 数	すべての65歳以上の高齢者(同居)世帯	高齢者のみ世帯(高齢者複数人の世帯)	ひとり暮らし高齢者	その他の高齢者に関する情報	障害者・児に関する情報(障害種別の一部の場合も含む)	学齢前の乳幼児のいる世帯
全 体	1919 (100.0)	702 (36.6)	867 (45.2)	1183 (61.6)	388 (20.2)	413 (21.5)	171 (8.9)
北 海 道	151 (100.0)	63 (41.7)	72 (47.7)	91 (60.3)	38 (25.2)	41 (27.2)	19 (12.6)
青 森 県	39 (100.0)	8 (20.5)	16 (41.0)	24 (61.5)	7 (17.9)	11 (28.2)	2 (5.1)
岩 手 県	32 (100.0)	12 (37.5)	17 (53.1)	20 (62.5)	1 (3.1)	6 (18.8)	6 (18.8)
宮 城 県	34 (100.0)	12 (35.3)	20 (58.8)	23 (67.6)	10 (29.4)	8 (23.5)	6 (17.6)
秋 田 県	26 (100.0)	11 (42.3)	16 (61.5)	17 (65.4)	11 (42.3)	7 (26.9)	3 (11.5)
山 形 県	31 (100.0)	10 (32.3)	17 (54.8)	18 (58.1)	7 (22.6)	4 (12.9)	4 (12.9)
福 島 県	59 (100.0)	16 (27.1)	25 (42.4)	36 (61.0)	6 (10.2)	18 (30.5)	3 (5.1)
茨 城 県	24 (100.0)	7 (29.2)	12 (50.0)	19 (79.2)	6 (25.0)	11 (45.8)	4 (16.7)
栃 木 県	34 (100.0)	15 (44.1)	23 (67.6)	30 (88.2)	6 (17.6)	2 (5.9)	0 (0.0)
群 馬 県	38 (100.0)	11 (28.9)	18 (47.4)	32 (84.2)	6 (15.8)	14 (36.8)	7 (18.4)
埼 玉 県	57 (100.0)	17 (29.8)	21 (36.8)	29 (50.9)	12 (21.1)	13 (22.8)	4 (7.0)
千 葉 県	51 (100.0)	14 (27.5)	19 (37.3)	30 (58.8)	7 (13.7)	9 (17.6)	2 (3.9)
東 京 都	48 (100.0)	21 (43.8)	24 (50.0)	37 (77.1)	9 (18.8)	9 (18.8)	0 (0.0)
神 奈 川 県	27 (100.0)	7 (25.9)	8 (29.6)	16 (59.3)	9 (33.3)	8 (29.6)	0 (0.0)
新 潟 県	38 (100.0)	18 (47.4)	30 (78.9)	31 (81.6)	11 (28.9)	16 (42.1)	4 (10.5)
富 山 県	21 (100.0)	4 (19.0)	11 (52.4)	15 (71.4)	2 (9.5)	3 (14.3)	0 (0.0)
石 川 県	20 (100.0)	5 (25.0)	8 (40.0)	16 (80.0)	5 (25.0)	3 (15.0)	3 (15.0)
福 井 県	20 (100.0)	7 (35.0)	11 (55.0)	14 (70.0)	5 (25.0)	6 (30.0)	1 (5.0)
山 梨 県	23 (100.0)	15 (65.2)	16 (69.6)	21 (91.3)	9 (39.1)	6 (26.1)	4 (17.4)
長 野 県	79 (100.0)	35 (44.3)	48 (60.8)	65 (82.3)	21 (26.6)	31 (39.2)	18 (22.8)
岐 阜 県	47 (100.0)	9 (19.1)	16 (34.0)	29 (61.7)	8 (17.0)	7 (14.9)	2 (4.3)
静 岡 県	37 (100.0)	14 (37.8)	11 (29.7)	13 (35.1)	6 (16.2)	7 (18.9)	3 (8.1)
愛 知 県	61 (100.0)	20 (32.8)	30 (49.2)	50 (82.0)	12 (19.7)	10 (16.4)	1 (1.6)
三 重 県	29 (100.0)	10 (34.5)	11 (37.9)	14 (48.3)	4 (13.8)	6 (20.7)	4 (13.8)
滋 賀 県	25 (100.0)	6 (24.0)	8 (32.0)	10 (40.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	2 (8.0)
京 都 府	23 (100.0)	3 (13.0)	7 (30.4)	8 (34.8)	2 (8.7)	4 (17.4)	1 (4.3)
大 阪 府	19 (100.0)	3 (15.8)	2 (10.5)	6 (31.6)	0 (0.0)	1 (5.3)	0 (0.0)
兵 庫 県	23 (100.0)	3 (13.0)	5 (21.7)	10 (43.5)	5 (21.7)	4 (17.4)	0 (0.0)
奈 良 県	38 (100.0)	10 (26.3)	14 (36.8)	30 (78.9)	10 (26.3)	4 (10.5)	4 (10.5)
和 歌 山 県	27 (100.0)	7 (25.9)	11 (40.7)	19 (70.4)	9 (33.3)	3 (11.1)	1 (3.7)
鳥 取 県	26 (100.0)	5 (19.2)	12 (46.2)	12 (46.2)	4 (15.4)	5 (19.2)	2 (7.7)
島 根 県	26 (100.0)	13 (50.0)	11 (42.3)	13 (50.0)	4 (15.4)	6 (23.1)	4 (15.4)
岡 山 県	30 (100.0)	14 (46.7)	19 (63.3)	20 (66.7)	9 (30.0)	6 (20.0)	3 (10.0)
広 島 県	25 (100.0)	16 (64.0)	10 (40.0)	11 (44.0)	7 (28.0)	8 (32.0)	7 (28.0)
山 口 県	26 (100.0)	16 (61.5)	18 (69.2)	20 (76.9)	8 (30.8)	5 (19.2)	3 (11.5)
徳 島 県	22 (100.0)	16 (72.7)	15 (68.2)	17 (77.3)	9 (40.9)	10 (45.5)	2 (9.1)
香 川 県	20 (100.0)	5 (25.0)	7 (35.0)	11 (55.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	1 (5.0)
愛 媛 県	27 (100.0)	12 (44.4)	16 (59.3)	20 (74.1)	4 (14.8)	4 (14.8)	1 (3.7)
高 知 県	24 (100.0)	11 (45.8)	9 (37.5)	10 (41.7)	5 (20.8)	3 (12.5)	1 (4.2)
福 岡 県	57 (100.0)	27 (47.4)	21 (36.8)	32 (56.1)	10 (17.5)	6 (10.5)	2 (3.5)
佐 賀 県	25 (100.0)	14 (56.0)	15 (60.0)	17 (68.0)	7 (28.0)	5 (20.0)	4 (16.0)
長 崎 県	21 (100.0)	8 (38.1)	9 (42.9)	13 (61.9)	3 (14.3)	4 (19.0)	5 (23.8)
熊 本 県	39 (100.0)	8 (20.5)	11 (28.2)	15 (38.5)	9 (23.1)	5 (12.8)	1 (2.6)
大 分 県	26 (100.0)	6 (23.1)	8 (30.8)	13 (50.0)	2 (7.7)	6 (23.1)	1 (3.8)
宮 崎 県	30 (100.0)	10 (33.3)	10 (33.3)	15 (50.0)	5 (16.7)	4 (13.3)	3 (10.0)
鹿 児 島 県	46 (100.0)	24 (52.2)	21 (45.7)	27 (58.7)	10 (21.7)	10 (21.7)	6 (13.0)
沖 縄 県	35 (100.0)	6 (17.1)	7 (20.0)	13 (37.1)	5 (14.3)	9 (25.7)	4 (11.4)
札 幌 市	12 (100.0)	12 (100.0)	6 (50.0)	8 (66.7)	3 (25.0)	6 (50.0)	0 (0.0)
仙 台 市	12 (100.0)	9 (75.0)	12 (100.0)	12 (100.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	11 (100.0)	10 (90.9)	9 (81.8)	10 (90.9)	6 (54.5)	2 (18.2)	0 (0.0)
横 浜 市	27 (100.0)	3 (11.1)	5 (18.5)	8 (29.6)	2 (7.4)	5 (18.5)	4 (14.8)
川 崎 市	11 (100.0)	7 (63.6)	9 (81.8)	10 (90.9)	4 (36.4)	1 (9.1)	0 (0.0)
静 岡 市	12 (100.0)	7 (58.3)	10 (83.3)	11 (91.7)	1 (8.3)	3 (25.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	21 (100.0)	8 (38.1)	2 (9.5)	21 (100.0)	3 (14.3)	0 (0.0)	2 (9.5)
京 都 市	20 (100.0)	8 (40.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	1 (5.0)
大 阪 市	34 (100.0)	3 (8.8)	5 (14.7)	10 (29.4)	5 (14.7)	4 (11.8)	3 (8.8)
堺 市	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	19 (100.0)	9 (47.4)	17 (89.5)	18 (94.7)	3 (15.8)	6 (31.6)	2 (10.5)
広 島 市	12 (100.0)	8 (66.7)	7 (58.3)	4 (33.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	0 (0.0)
北 九 州 市	13 (100.0)	3 (23.1)	2 (15.4)	2 (15.4)	0 (0.0)	2 (15.4)	0 (0.0)
福 岡 市	12 (100.0)	10 (83.3)	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	6 (50.0)	1 (8.3)

2 (6) ②行政から提供を受けて保有できている要援護者に関する個人情報の内容

	学齢児童のいる世帯	父子世帯	母子世帯	生活保護受給者あるいは世帯	その他
全 体	202 (10.5)	380 (19.8)	488 (25.4)	1170 (61.0)	214 (11.2)
北 海 道	25 (16.6)	36 (23.8)	46 (30.5)	129 (85.4)	12 (7.9)
青 森 県	2 (5.1)	6 (15.4)	7 (17.9)	31 (79.5)	3 (7.7)
岩 手 県	7 (21.9)	9 (28.1)	11 (34.4)	16 (50.0)	6 (18.8)
宮 城 県	7 (20.6)	11 (32.4)	11 (32.4)	25 (73.5)	6 (17.6)
秋 田 県	3 (11.5)	7 (26.9)	10 (38.5)	13 (50.0)	0 (0.0)
山 形 県	5 (16.1)	8 (25.8)	11 (35.5)	20 (64.5)	3 (9.7)
福 島 県	3 (5.1)	19 (32.2)	21 (35.6)	27 (45.8)	4 (6.8)
茨 城 県	5 (20.8)	11 (45.8)	13 (54.2)	17 (70.8)	1 (4.2)
栃 木 県	2 (5.9)	2 (5.9)	5 (14.7)	19 (55.9)	4 (11.8)
群 馬 県	6 (15.8)	11 (28.9)	15 (39.5)	29 (76.3)	4 (10.5)
埼 玉 県	5 (8.8)	8 (14.0)	11 (19.3)	33 (57.9)	7 (12.3)
千 葉 県	3 (5.9)	11 (21.6)	20 (39.2)	32 (62.7)	6 (11.8)
東 京 都	0 (0.0)	2 (4.2)	2 (4.2)	40 (83.3)	1 (2.1)
神 奈 川 県	0 (0.0)	6 (22.2)	8 (29.6)	19 (70.4)	5 (18.5)
新 潟 県	5 (13.2)	11 (28.9)	11 (28.9)	23 (60.5)	3 (7.9)
富 山 県	0 (0.0)	3 (14.3)	3 (14.3)	6 (28.6)	2 (9.5)
石 川 県	6 (30.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	3 (15.0)
福 井 県	3 (15.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	6 (30.0)	2 (10.0)
山 梨 県	4 (17.4)	8 (34.8)	8 (34.8)	11 (47.8)	1 (4.3)
長 野 県	23 (29.1)	35 (44.3)	42 (53.2)	44 (55.7)	7 (8.9)
岐 阜 県	2 (4.3)	8 (17.0)	15 (31.9)	19 (40.4)	10 (21.3)
静 岡 県	1 (2.7)	8 (21.6)	11 (29.7)	18 (48.6)	5 (13.5)
愛 知 県	1 (1.6)	4 (6.6)	6 (9.8)	43 (70.5)	1 (1.6)
三 重 県	1 (3.4)	6 (20.7)	7 (24.1)	10 (34.5)	3 (10.3)
滋 賀 県	1 (4.0)	4 (16.0)	5 (20.0)	12 (48.0)	6 (24.0)
京 都 府	0 (0.0)	5 (21.7)	6 (26.1)	13 (56.5)	5 (21.7)
大 阪 府	0 (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	3 (15.8)	3 (15.8)
兵 庫 県	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	10 (43.5)	0 (0.0)
奈 良 県	5 (13.2)	4 (10.5)	7 (18.4)	22 (57.9)	0 (0.0)
和 歌 山 県	4 (14.8)	4 (14.8)	5 (18.5)	19 (70.4)	2 (7.4)
鳥 取 県	1 (3.8)	4 (15.4)	7 (26.9)	14 (53.8)	4 (15.4)
島 根 県	6 (23.1)	10 (38.5)	10 (38.5)	12 (46.2)	4 (15.4)
岡 山 県	4 (13.3)	6 (20.0)	7 (23.3)	14 (46.7)	4 (13.3)
広 島 県	9 (36.0)	8 (32.0)	10 (40.0)	17 (68.0)	2 (8.0)
山 口 県	3 (11.5)	5 (19.2)	6 (23.1)	13 (50.0)	4 (15.4)
徳 島 県	2 (9.1)	6 (27.3)	11 (50.0)	14 (63.6)	3 (13.6)
香 川 県	1 (5.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (50.0)	4 (20.0)
愛 媛 県	1 (3.7)	6 (22.2)	6 (22.2)	13 (48.1)	2 (7.4)
高 知 県	1 (4.2)	5 (20.8)	5 (20.8)	8 (33.3)	4 (16.7)
福 岡 県	5 (8.8)	6 (10.5)	10 (17.5)	39 (68.4)	5 (8.8)
佐 賀 県	4 (16.0)	6 (24.0)	7 (28.0)	16 (64.0)	7 (28.0)
長 崎 県	5 (23.8)	8 (38.1)	8 (38.1)	15 (71.4)	2 (9.5)
熊 本 県	2 (5.1)	6 (15.4)	10 (25.6)	17 (43.6)	8 (20.5)
大 分 県	2 (7.7)	5 (19.2)	6 (23.1)	11 (42.3)	5 (19.2)
宮 崎 県	4 (13.3)	7 (23.3)	8 (26.7)	16 (53.3)	4 (13.3)
鹿 児 島 県	7 (15.2)	8 (17.4)	11 (23.9)	26 (56.5)	8 (17.4)
沖 縄 県	6 (17.1)	9 (25.7)	9 (25.7)	5 (14.3)	5 (14.3)
札 幌 市	1 (8.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	12 (100.0)	0 (0.0)
仙 台 市	0 (0.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	9 (75.0)	4 (33.3)
さいたま市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)	0 (0.0)
千 葉 市	1 (9.1)	4 (36.4)	5 (45.5)	7 (63.6)	0 (0.0)
横 浜 市	1 (3.7)	2 (7.4)	2 (7.4)	22 (81.5)	3 (11.1)
川 崎 市	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	11 (100.0)	0 (0.0)
静 岡 市	0 (0.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	12 (100.0)	2 (16.7)
名 古 屋 市	1 (4.8)	2 (9.5)	2 (9.5)	15 (71.4)	1 (4.8)
京 都 市	1 (5.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	19 (95.0)	4 (20.0)
大 阪 市	3 (8.8)	3 (8.8)	6 (17.6)	31 (91.2)	4 (11.8)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	1 (14.3)
神 戸 市	2 (10.5)	1 (5.3)	1 (5.3)	15 (78.9)	1 (5.3)
広 島 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	1 (8.3)
北 九 州 市	0 (0.0)	1 (7.7)	1 (7.7)	10 (76.9)	1 (7.7)
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (83.3)	2 (16.7)

2 (7) ①法定単位民児協としての課題

	調 査 数	民生委員・児童委員のなり手がいない	活動を進めるための財源がない	若いメンバーが少ない(世代交代がすすまない)	男性のメンバーが少ない	女性のメンバーが少ない	活動内容が地域住民に理解されていない
全 体	1919 (100.0)	1228 (64.0)	336 (17.5)	944 (49.2)	459 (23.9)	77 (4.0)	545 (28.4)
北海道	151 (100.0)	98 (64.9)	19 (12.6)	85 (56.3)	13 (8.6)	4 (2.6)	33 (21.9)
青森県	39 (100.0)	26 (66.7)	8 (20.5)	22 (56.4)	13 (33.3)	0 (0.0)	10 (25.6)
岩手県	32 (100.0)	25 (78.1)	9 (28.1)	14 (43.8)	4 (12.5)	2 (6.3)	7 (21.9)
宮城県	34 (100.0)	23 (67.6)	0 (0.0)	15 (44.1)	7 (20.6)	0 (0.0)	7 (20.6)
秋田県	26 (100.0)	15 (57.7)	4 (15.4)	13 (50.0)	8 (30.8)	2 (7.7)	10 (38.5)
山形県	31 (100.0)	22 (71.0)	6 (19.4)	14 (45.2)	3 (9.7)	2 (6.5)	12 (38.7)
福島県	59 (100.0)	32 (54.2)	4 (6.8)	32 (54.2)	7 (11.9)	1 (1.7)	11 (18.6)
茨城県	24 (100.0)	13 (54.2)	5 (20.8)	14 (58.3)	3 (12.5)	1 (4.2)	4 (16.7)
栃木県	34 (100.0)	21 (61.8)	5 (14.7)	14 (41.2)	6 (17.6)	1 (2.9)	11 (32.4)
群馬県	38 (100.0)	21 (55.3)	3 (7.9)	15 (39.5)	6 (15.8)	3 (7.9)	14 (36.8)
埼玉県	57 (100.0)	36 (63.2)	10 (17.5)	22 (38.6)	24 (42.1)	1 (1.8)	19 (33.3)
千葉県	51 (100.0)	26 (51.0)	11 (21.6)	23 (45.1)	11 (21.6)	3 (5.9)	14 (27.5)
東京都	48 (100.0)	30 (62.5)	2 (4.2)	23 (47.9)	22 (45.8)	1 (2.1)	17 (35.4)
神奈川県	27 (100.0)	18 (66.7)	3 (11.1)	14 (51.9)	14 (51.9)	0 (0.0)	12 (44.4)
新潟県	38 (100.0)	27 (71.1)	11 (28.9)	17 (44.7)	4 (10.5)	1 (2.6)	13 (34.2)
富山県	21 (100.0)	15 (71.4)	2 (9.5)	10 (47.6)	6 (28.6)	1 (4.8)	8 (38.1)
石川県	20 (100.0)	10 (50.0)	2 (10.0)	8 (40.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	3 (15.0)
福井県	20 (100.0)	9 (45.0)	4 (20.0)	12 (60.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	7 (35.0)
山梨県	23 (100.0)	11 (47.8)	4 (17.4)	10 (43.5)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (17.4)
長野県	79 (100.0)	53 (67.1)	9 (11.4)	32 (40.5)	8 (10.1)	2 (2.5)	16 (20.3)
岐阜県	47 (100.0)	32 (68.1)	5 (10.6)	23 (48.9)	10 (21.3)	1 (2.1)	12 (25.5)
静岡県	37 (100.0)	24 (64.9)	1 (2.7)	12 (32.4)	5 (13.5)	1 (2.7)	21 (56.8)
愛知県	61 (100.0)	39 (63.9)	10 (16.4)	27 (44.3)	13 (21.3)	0 (0.0)	22 (36.1)
三重県	29 (100.0)	20 (69.0)	10 (34.5)	14 (48.3)	5 (17.2)	2 (6.9)	9 (31.0)
滋賀県	25 (100.0)	15 (60.0)	3 (12.0)	14 (56.0)	1 (4.0)	3 (12.0)	5 (20.0)
京都府	23 (100.0)	13 (56.5)	1 (4.3)	8 (34.8)	7 (30.4)	1 (4.3)	7 (30.4)
大阪府	19 (100.0)	14 (73.7)	5 (26.3)	6 (31.6)	6 (31.6)	1 (5.3)	4 (21.1)
兵庫県	23 (100.0)	15 (65.2)	2 (8.7)	12 (52.2)	9 (39.1)	3 (13.0)	12 (52.2)
奈良県	38 (100.0)	21 (55.3)	6 (15.8)	19 (50.0)	9 (23.7)	0 (0.0)	7 (18.4)
和歌山県	27 (100.0)	15 (55.6)	0 (0.0)	12 (44.4)	5 (18.5)	2 (7.4)	6 (22.2)
鳥取県	26 (100.0)	18 (69.2)	2 (7.7)	14 (53.8)	2 (7.7)	0 (0.0)	6 (23.1)
島根県	26 (100.0)	20 (76.9)	7 (26.9)	13 (50.0)	4 (15.4)	1 (3.8)	7 (26.9)
岡山県	30 (100.0)	17 (56.7)	5 (16.7)	13 (43.3)	6 (20.0)	3 (10.0)	7 (23.3)
広島県	25 (100.0)	21 (84.0)	8 (32.0)	15 (60.0)	9 (36.0)	0 (0.0)	6 (24.0)
山口県	26 (100.0)	17 (65.4)	1 (3.8)	15 (57.7)	6 (23.1)	3 (11.5)	5 (19.2)
徳島県	22 (100.0)	13 (59.1)	5 (22.7)	12 (54.5)	5 (22.7)	0 (0.0)	1 (4.5)
香川県	20 (100.0)	11 (55.0)	6 (30.0)	9 (45.0)	3 (15.0)	2 (10.0)	3 (15.0)
愛媛県	27 (100.0)	18 (66.7)	9 (33.3)	15 (55.6)	5 (18.5)	0 (0.0)	9 (33.3)
高知県	24 (100.0)	18 (75.0)	7 (29.2)	10 (41.7)	2 (8.3)	0 (0.0)	6 (25.0)
福岡県	57 (100.0)	43 (75.4)	19 (33.3)	31 (54.4)	10 (17.5)	6 (10.5)	15 (26.3)
佐賀県	25 (100.0)	17 (68.0)	5 (20.0)	11 (44.0)	7 (28.0)	2 (8.0)	8 (32.0)
長崎県	21 (100.0)	16 (76.2)	6 (28.6)	13 (61.9)	1 (4.8)	1 (4.8)	9 (42.9)
熊本県	39 (100.0)	23 (59.0)	9 (23.1)	19 (48.7)	4 (10.3)	1 (2.6)	8 (20.5)
大分県	26 (100.0)	13 (50.0)	5 (19.2)	11 (42.3)	4 (15.4)	2 (7.7)	9 (34.6)
宮崎県	30 (100.0)	19 (63.3)	4 (13.3)	16 (53.3)	7 (23.3)	5 (16.7)	12 (40.0)
鹿児島県	46 (100.0)	36 (78.3)	14 (30.4)	28 (60.9)	11 (23.9)	2 (4.3)	12 (26.1)
沖縄県	35 (100.0)	21 (60.0)	13 (37.1)	12 (34.3)	22 (62.9)	1 (2.9)	12 (34.3)
札幌市	12 (100.0)	7 (58.3)	4 (33.3)	10 (83.3)	9 (75.0)	0 (0.0)	5 (41.7)
仙台市	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	7 (58.3)	8 (66.7)	0 (0.0)	2 (16.7)
さいたま市	10 (100.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	4 (40.0)
千葉市	11 (100.0)	11 (100.0)	1 (9.1)	7 (63.6)	9 (81.8)	0 (0.0)	5 (45.5)
横浜市	27 (100.0)	17 (63.0)	1 (3.7)	14 (51.9)	11 (40.7)	0 (0.0)	8 (29.6)
川崎市	11 (100.0)	8 (72.7)	3 (27.3)	7 (63.6)	6 (54.5)	0 (0.0)	6 (54.5)
静岡市	12 (100.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	7 (58.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	3 (25.0)
名古屋市	21 (100.0)	15 (71.4)	6 (28.6)	10 (47.6)	12 (57.1)	0 (0.0)	7 (33.3)
京都市	20 (100.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	10 (50.0)	6 (30.0)	1 (5.0)	5 (25.0)
大阪市	34 (100.0)	18 (52.9)	7 (20.6)	20 (58.8)	11 (32.4)	1 (2.9)	9 (26.5)
堺市	7 (100.0)	5 (71.4)	3 (42.9)	5 (71.4)	4 (57.1)	0 (0.0)	1 (14.3)
神戸市	19 (100.0)	15 (78.9)	5 (26.3)	11 (57.9)	8 (42.1)	1 (5.3)	4 (21.1)
広島市	12 (100.0)	8 (66.7)	4 (33.3)	8 (66.7)	5 (41.7)	0 (0.0)	2 (16.7)
北九州市	13 (100.0)	9 (69.2)	5 (38.5)	9 (69.2)	7 (53.8)	0 (0.0)	4 (30.8)
福岡市	12 (100.0)	8 (66.7)	2 (16.7)	5 (41.7)	10 (83.3)	1 (8.3)	8 (66.7)

2 (7) ①法定単位民児協としての課題

	研修を受ける機会が少ない	他の市区町村民児協や法定単位民児協との交流の機会が少ない	活動に必要な情報が不足している	活動に必要なノウハウが不足している	事務局の体制の維持や強化が難しい	その他
全 体	169 (8.8)	565 (29.4)	749 (39.0)	416 (21.7)	251 (13.1)	125 (6.5)
北海道	12 (7.9)	22 (14.6)	25 (16.6)	34 (22.5)	21 (13.9)	5 (3.3)
青森県	4 (10.3)	14 (35.9)	16 (41.0)	18 (46.2)	11 (28.2)	0 (0.0)
岩手県	1 (3.1)	8 (25.0)	13 (40.6)	9 (28.1)	4 (12.5)	0 (0.0)
宮城県	2 (5.9)	6 (17.6)	17 (50.0)	8 (23.5)	5 (14.7)	2 (5.9)
秋田県	2 (7.7)	3 (11.5)	7 (26.9)	5 (19.2)	4 (15.4)	2 (7.7)
山形県	2 (6.5)	3 (9.7)	13 (41.9)	3 (9.7)	0 (0.0)	2 (6.5)
福島県	9 (15.3)	10 (16.9)	23 (39.0)	18 (30.5)	14 (23.7)	4 (6.8)
茨城県	5 (20.8)	10 (41.7)	8 (33.3)	6 (25.0)	3 (12.5)	3 (12.5)
栃木県	4 (11.8)	7 (20.6)	13 (38.2)	7 (20.6)	4 (11.8)	4 (11.8)
群馬県	3 (7.9)	16 (42.1)	11 (28.9)	10 (26.3)	3 (7.9)	1 (2.6)
埼玉県	2 (3.5)	22 (38.6)	24 (42.1)	16 (28.1)	2 (3.5)	1 (1.8)
千葉県	1 (2.0)	13 (25.5)	22 (43.1)	7 (13.7)	7 (13.7)	5 (9.8)
東京都	3 (6.3)	20 (41.7)	17 (35.4)	7 (14.6)	1 (2.1)	2 (4.2)
神奈川県	2 (7.4)	12 (44.4)	11 (40.7)	7 (25.9)	4 (14.8)	2 (7.4)
新潟県	4 (10.5)	10 (26.3)	17 (44.7)	13 (34.2)	4 (10.5)	5 (13.2)
富山県	2 (9.5)	2 (9.5)	12 (57.1)	2 (9.5)	2 (9.5)	2 (9.5)
石川県	0 (0.0)	3 (15.0)	7 (35.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	2 (10.0)
福井県	0 (0.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	1 (5.0)
山梨県	1 (4.3)	8 (34.8)	7 (30.4)	7 (30.4)	4 (17.4)	2 (8.7)
長野県	14 (17.7)	19 (24.1)	23 (29.1)	31 (39.2)	8 (10.1)	3 (3.8)
岐阜県	3 (6.4)	18 (38.3)	14 (29.8)	11 (23.4)	3 (6.4)	4 (8.5)
静岡県	3 (8.1)	16 (43.2)	15 (40.5)	8 (21.6)	5 (13.5)	4 (10.8)
愛知県	9 (14.8)	19 (31.1)	24 (39.3)	11 (18.0)	7 (11.5)	4 (6.6)
三重県	2 (6.9)	7 (24.1)	17 (58.6)	7 (24.1)	4 (13.8)	3 (10.3)
滋賀県	1 (4.0)	6 (24.0)	12 (48.0)	4 (16.0)	4 (16.0)	1 (4.0)
京都府	0 (0.0)	4 (17.4)	9 (39.1)	6 (26.1)	4 (17.4)	1 (4.3)
大阪府	1 (5.3)	3 (15.8)	13 (68.4)	3 (15.8)	2 (10.5)	1 (5.3)
兵庫県	0 (0.0)	7 (30.4)	16 (69.6)	6 (26.1)	2 (8.7)	0 (0.0)
奈良県	5 (13.2)	15 (39.5)	18 (47.4)	7 (18.4)	6 (15.8)	0 (0.0)
和歌山県	1 (3.7)	8 (29.6)	7 (25.9)	2 (7.4)	3 (11.1)	0 (0.0)
鳥取県	1 (3.8)	2 (7.7)	9 (34.6)	7 (26.9)	3 (11.5)	2 (7.7)
島根県	3 (11.5)	8 (30.8)	9 (34.6)	2 (7.7)	2 (7.7)	4 (15.4)
岡山県	1 (3.3)	16 (53.3)	11 (36.7)	8 (26.7)	1 (3.3)	1 (3.3)
広島県	0 (0.0)	12 (48.0)	11 (44.0)	3 (12.0)	6 (24.0)	3 (12.0)
山口県	2 (7.7)	8 (30.8)	9 (34.6)	3 (11.5)	5 (19.2)	1 (3.8)
徳島県	3 (13.6)	3 (13.6)	3 (13.6)	8 (36.4)	7 (31.8)	2 (9.1)
香川県	1 (5.0)	6 (30.0)	8 (40.0)	3 (15.0)	4 (20.0)	1 (5.0)
愛媛県	5 (18.5)	16 (59.3)	9 (33.3)	6 (22.2)	6 (22.2)	1 (3.7)
高知県	4 (16.7)	5 (20.8)	8 (33.3)	3 (12.5)	5 (20.8)	2 (8.3)
福岡県	3 (5.3)	18 (31.6)	21 (36.8)	13 (22.8)	6 (10.5)	8 (14.0)
佐賀県	0 (0.0)	9 (36.0)	6 (24.0)	3 (12.0)	2 (8.0)	1 (4.0)
長崎県	2 (9.5)	4 (19.0)	15 (71.4)	3 (14.3)	8 (38.1)	2 (9.5)
熊本県	3 (7.7)	12 (30.8)	18 (46.2)	7 (17.9)	2 (5.1)	6 (15.4)
大分県	4 (15.4)	9 (34.6)	19 (73.1)	6 (23.1)	8 (30.8)	2 (7.7)
宮崎県	0 (0.0)	8 (26.7)	11 (36.7)	7 (23.3)	3 (10.0)	1 (3.3)
鹿児島県	7 (15.2)	18 (39.1)	20 (43.5)	6 (13.0)	4 (8.7)	2 (4.3)
沖縄県	13 (37.1)	11 (31.4)	20 (57.1)	11 (31.4)	6 (17.1)	3 (8.6)
札幌市	0 (0.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)	0 (0.0)
仙台市	1 (8.3)	7 (58.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	1 (8.3)
さいたま市	1 (10.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
千葉市	1 (9.1)	5 (45.5)	4 (36.4)	3 (27.3)	2 (18.2)	1 (9.1)
横浜市	2 (7.4)	12 (44.4)	16 (59.3)	9 (33.3)	2 (7.4)	1 (3.7)
川崎市	2 (18.2)	5 (45.5)	6 (54.5)	2 (18.2)	3 (27.3)	1 (9.1)
静岡市	0 (0.0)	6 (50.0)	6 (50.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	1 (8.3)
名古屋市	4 (19.0)	5 (23.8)	9 (42.9)	3 (14.3)	2 (9.5)	1 (4.8)
京都市	2 (10.0)	13 (65.0)	9 (45.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
大阪市	3 (8.8)	11 (32.4)	18 (52.9)	8 (23.5)	3 (8.8)	3 (8.8)
堺市	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)	1 (14.3)	1 (14.3)	0 (0.0)
神戸市	1 (5.3)	4 (21.1)	0 (0.0)	1 (5.3)	2 (10.5)	0 (0.0)
広島市	0 (0.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)
北九州市	2 (15.4)	3 (23.1)	12 (92.3)	1 (7.7)	2 (15.4)	0 (0.0)
福岡市	0 (0.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	0 (0.0)	2 (16.7)	3 (25.0)

VI. 市（区）民児協組織（連合民児協組織）調査
都道府県・指定都市別集計表
〔抜粋〕

1 (2) ①民生委員・児童委員数 (定数/主任児童委員を除く)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100~199人	200~299人	300~499人
全 体	801 (100.0)	0 (0.0)	10 (1.2)	222 (27.7)	319 (39.8)	128 (16.0)	64 (8.0)
北 海 道	32 (100.0)	0 (0.0)	2 (6.3)	13 (40.6)	7 (21.9)	5 (15.6)	3 (9.4)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)
宮 城 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (40.0)	10 (40.0)	4 (16.0)	1 (4.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	4 (28.6)	4 (28.6)	0 (0.0)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (23.1)	19 (48.7)	6 (15.4)	4 (10.3)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	11 (32.4)	17 (50.0)	0 (0.0)	3 (8.8)
東 京 都	49 (100.0)	0 (0.0)	4 (8.2)	14 (28.6)	14 (28.6)	7 (14.3)	7 (14.3)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	3 (20.0)	5 (33.3)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (30.0)	9 (45.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (29.4)	8 (47.1)	2 (11.8)	1 (5.9)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	6 (31.6)	9 (47.4)	2 (10.5)	0 (0.0)
静 岡 県	21 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.8)	6 (28.6)	10 (47.6)	1 (4.8)	2 (9.5)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (37.5)	14 (43.8)	1 (3.1)	5 (15.6)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	13 (52.0)	5 (20.0)	1 (4.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	5 (45.5)	1 (9.1)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	10 (66.7)	1 (6.7)	0 (0.0)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (30.8)	4 (30.8)	3 (23.1)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	0 (0.0)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	4 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	4 (36.4)	3 (27.3)	1 (9.1)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (58.3)	6 (25.0)	2 (8.3)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	1 (9.1)	0 (0.0)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	2 (16.7)	2 (16.7)	0 (0.0)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	2 (16.7)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	5 (38.5)	2 (15.4)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	4 (44.4)	0 (0.0)	1 (11.1)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	3 (30.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (41.2)	10 (58.8)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (72.7)	2 (18.2)	1 (9.1)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (22.7)	11 (50.0)	4 (18.2)	1 (4.5)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	6 (66.7)	1 (11.1)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)

1 (2) ①民生委員・児童委員数 (定数/主任児童委員を除く)

	500人以上	平均(人)
全体	43(5.4)	187.3
北海道	2(6.3)	168.2
青森県	1(10.0)	223.9
岩手県	0(0.0)	193.1
宮城県	0(0.0)	135.4
秋田県	1(8.3)	201.7
山形県	0(0.0)	102.5
福島県	2(20.0)	249.1
茨城県	0(0.0)	133.5
栃木県	1(7.1)	189.0
群馬県	2(16.7)	249.4
埼玉県	0(0.0)	173.8
千葉県	2(5.9)	169.5
東京都	3(6.1)	191.0
神奈川県	2(13.3)	209.9
新潟県	1(5.0)	210.0
富山県	1(11.1)	221.8
石川県	1(11.1)	224.2
福井県	0(0.0)	168.6
山梨県	0(0.0)	138.1
長野県	1(5.9)	172.8
岐阜県	1(5.3)	151.6
静岡県	0(0.0)	148.3
愛知県	0(0.0)	161.0
三重県	1(10.0)	200.1
滋賀県	1(8.3)	188.9
京都府	0(0.0)	165.4
大阪府	1(100.0)	530.0
兵庫県	3(12.0)	234.3
奈良県	1(9.1)	169.5
和歌山県	1(11.1)	188.5
鳥取県	0(0.0)	252.7
島根県	0(0.0)	199.0
岡山県	2(13.3)	225.0
広島県	2(15.4)	229.8
山口県	1(10.0)	226.1
徳島県	0(0.0)	165.4
香川県	1(14.3)	205.1
愛媛県	1(9.1)	250.5
高知県	1(12.5)	158.6
福岡県	0(0.0)	119.5
佐賀県	0(0.0)	146.1
長崎県	2(18.2)	264.1
熊本県	1(8.3)	212.3
大分県	1(8.3)	184.2
宮崎県	1(16.7)	238.8
鹿児島県	1(7.7)	175.0
沖縄県	0(0.0)	134.3
札幌市	0(0.0)	254.3
仙台市	0(0.0)	289.3
さいたま市	0(0.0)	117.8
千葉市	0(0.0)	208.2
横浜市	0(0.0)	209.8
川崎市	0(0.0)	206.8
静岡市	0(0.0)	351.7
名古屋市	0(0.0)	0.0
京都市	0(0.0)	211.2
大阪市	0(0.0)	148.4
堺市	0(0.0)	0.0
神戸市	0(0.0)	242.2
広島市	0(0.0)	219.5
北九州市	0(0.0)	168.0
福岡市	0(0.0)	285.3

1 (2) ①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員を除く）

	調 査 数	0 人	1 ～ 4 9 人	5 0 ～ 9 9 人	100～199人	200～299人	300～499人
全 体	801 (100.0)	0 (0.0)	13 (1.6)	230 (28.7)	324 (40.4)	126 (15.7)	63 (7.9)
北 海 道	32 (100.0)	0 (0.0)	3 (9.4)	13 (40.6)	6 (18.8)	5 (15.6)	3 (9.4)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)
宮 城 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (44.0)	9 (36.0)	4 (16.0)	1 (4.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	4 (28.6)	4 (28.6)	0 (0.0)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	1 (8.3)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (23.1)	19 (48.7)	6 (15.4)	4 (10.3)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	11 (32.4)	17 (50.0)	0 (0.0)	4 (11.8)
東 京 都	49 (100.0)	0 (0.0)	5 (10.2)	13 (26.5)	14 (28.6)	8 (16.3)	7 (14.3)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	4 (26.7)	4 (26.7)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (40.0)	9 (45.0)	0 (0.0)	2 (10.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (29.4)	8 (47.1)	2 (11.8)	1 (5.9)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.3)	6 (31.6)	9 (47.4)	2 (10.5)	0 (0.0)
静 岡 県	21 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.8)	6 (28.6)	11 (52.4)	1 (4.8)	2 (9.5)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (37.5)	14 (43.8)	1 (3.1)	5 (15.6)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	13 (52.0)	5 (20.0)	1 (4.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	5 (45.5)	1 (9.1)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	10 (66.7)	1 (6.7)	0 (0.0)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (30.8)	4 (30.8)	3 (23.1)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	0 (0.0)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	4 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	4 (36.4)	3 (27.3)	1 (9.1)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)	2 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.2)	15 (62.5)	5 (20.8)	2 (8.3)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	1 (9.1)	0 (0.0)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	2 (16.7)	2 (16.7)	0 (0.0)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	3 (25.0)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	5 (38.5)	2 (15.4)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (55.6)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (47.1)	9 (52.9)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (72.7)	2 (18.2)	1 (9.1)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (22.7)	13 (59.1)	3 (13.6)	1 (4.5)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	5 (55.6)	1 (11.1)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)

1 (2) ①民生委員・児童委員数（現員数／主任児童委員を除く）

	500人以上	平均（人）
全 体	41（ 5.1）	184.1
北 海 道	2（ 6.3）	166.2
青 森 県	1（ 10.0）	221.2
岩 手 県	0（ 0.0）	193.3
宮 城 県	0（ 0.0）	130.7
秋 田 県	1（ 8.3）	200.4
山 形 県	0（ 0.0）	101.7
福 島 県	2（ 20.0）	220.4
茨 城 県	0（ 0.0）	132.8
栃 木 県	1（ 7.1）	187.6
群 馬 県	2（ 16.7）	242.4
埼 玉 県	0（ 0.0）	171.6
千 葉 県	1（ 2.9）	166.8
東 京 都	2（ 4.1）	187.2
神 奈 川 県	2（ 13.3）	206.9
新 潟 県	1（ 5.0）	201.4
富 山 県	1（ 11.1）	202.9
石 川 県	1（ 11.1）	206.1
福 井 県	0（ 0.0）	168.4
山 梨 県	0（ 0.0）	135.7
長 野 県	1（ 5.9）	172.5
岐 阜 県	1（ 5.3）	149.9
静 岡 県	0（ 0.0）	146.3
愛 知 県	0（ 0.0）	160.8
三 重 県	1（ 10.0）	199.2
滋 賀 県	1（ 8.3）	188.5
京 都 府	0（ 0.0）	165.6
大 阪 府	1（ 100.0）	523.0
兵 庫 県	3（ 12.0）	232.3
奈 良 県	1（ 9.1）	167.7
和 歌 山 県	1（ 11.1）	179.8
鳥 取 県	0（ 0.0）	252.0
島 根 県	0（ 0.0）	198.3
岡 山 県	2（ 13.3）	224.3
広 島 県	2（ 15.4）	229.3
山 口 県	1（ 10.0）	225.4
徳 島 県	0（ 0.0）	165.1
香 川 県	1（ 14.3）	203.7
愛 媛 県	1（ 9.1）	250.5
高 知 県	1（ 12.5）	156.5
福 岡 県	0（ 0.0）	115.0
佐 賀 県	0（ 0.0）	145.3
長 崎 県	2（ 18.2）	244.7
熊 本 県	1（ 8.3）	209.4
大 分 県	1（ 8.3）	185.3
宮 崎 県	1（ 16.7）	236.6
鹿 児 島 県	1（ 7.7）	174.4
沖 縄 県	0（ 0.0）	125.7
札 幌 市	0（ 0.0）	251.2
仙 台 市	0（ 0.0）	286.3
さいたま市	0（ 0.0）	117.1
千 葉 市	0（ 0.0）	204.5
横 浜 市	0（ 0.0）	206.0
川 崎 市	0（ 0.0）	203.5
静 岡 市	0（ 0.0）	347.0
名 古 屋 市	0（ 0.0）	0.0
京 都 市	0（ 0.0）	210.5
大 阪 市	0（ 0.0）	144.7
堺 市	0（ 0.0）	0.0
神 戸 市	0（ 0.0）	235.2
広 島 市	0（ 0.0）	218.0
北 九 州 市	0（ 0.0）	167.2
福 岡 市	0（ 0.0）	280.4

1 (2) ②主任児童委員数 (定数)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人
全 体	801 (100.0)	1 (0.1)	55 (6.9)	185 (23.1)	246 (30.7)	151 (18.9)	102 (12.7)
北 海 道	32 (100.0)	0 (0.0)	7 (21.9)	6 (18.8)	9 (28.1)	5 (15.6)	3 (9.4)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	2 (16.7)	3 (25.0)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	4 (33.3)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	4 (33.3)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	15 (60.0)	7 (28.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	2 (14.3)	5 (35.7)	1 (7.1)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	3 (25.0)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	9 (23.1)	19 (48.7)	6 (15.4)	3 (7.7)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	13 (38.2)	8 (23.5)	4 (11.8)
東 京 都	49 (100.0)	0 (0.0)	10 (20.4)	10 (20.4)	15 (30.6)	6 (12.2)	6 (12.2)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	4 (26.7)	3 (20.0)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (45.0)	4 (20.0)	3 (15.0)	1 (5.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	3 (33.3)	2 (22.2)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)	0 (0.0)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (23.5)	10 (58.8)	1 (5.9)	1 (5.9)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (26.3)	6 (31.6)	6 (31.6)	1 (5.3)
静 岡 県	21 (100.0)	0 (0.0)	3 (14.3)	6 (28.6)	7 (33.3)	2 (9.5)	2 (9.5)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	2 (6.3)	9 (28.1)	13 (40.6)	3 (9.4)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	6 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	4 (36.4)	2 (18.2)	2 (18.2)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	13 (52.0)	5 (20.0)	2 (8.0)	2 (8.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	3 (27.3)	4 (36.4)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	5 (33.3)	1 (6.7)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	3 (23.1)	3 (23.1)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	2 (20.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	4 (36.4)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	6 (25.0)	4 (16.7)	9 (37.5)	2 (8.3)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (54.5)	1 (9.1)	1 (9.1)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	2 (33.3)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	4 (30.8)	2 (15.4)	1 (7.7)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (55.6)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (60.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (17.6)	5 (29.4)	9 (52.9)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	7 (63.6)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	13 (59.1)	6 (27.3)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)

1 (2) ②主任児童委員数 (定数)

	50人以上	平均(人)
全 体	46 (5.7)	20.0
北 海 道	2 (6.3)	16.4
青 森 県	1 (10.0)	22.4
岩 手 県	1 (8.3)	24.6
宮 城 県	0 (0.0)	13.5
秋 田 県	1 (8.3)	21.7
山 形 県	0 (0.0)	12.3
福 島 県	2 (20.0)	32.0
茨 城 県	0 (0.0)	9.3
栃 木 県	1 (7.1)	22.2
群 馬 県	1 (8.3)	24.6
埼 玉 県	0 (0.0)	15.2
千 葉 県	0 (0.0)	17.7
東 京 都	2 (4.1)	15.6
神 奈 川 県	0 (0.0)	18.8
新 潟 県	2 (10.0)	21.9
富 山 県	1 (11.1)	30.9
石 川 県	1 (11.1)	26.7
福 井 県	0 (0.0)	12.6
山 梨 県	1 (10.0)	17.2
長 野 県	1 (5.9)	18.0
岐 阜 県	1 (5.3)	21.1
静 岡 県	0 (0.0)	13.5
愛 知 県	3 (9.4)	17.9
三 重 県	1 (10.0)	19.2
滋 賀 県	1 (8.3)	20.4
京 都 府	0 (0.0)	16.7
大 阪 府	0 (0.0)	41.0
兵 庫 県	0 (0.0)	12.1
奈 良 県	1 (9.1)	21.8
和 歌 山 県	1 (11.1)	19.9
鳥 取 県	2 (66.7)	50.7
島 根 県	2 (28.6)	32.3
岡 山 県	2 (13.3)	29.3
広 島 県	2 (15.4)	20.5
山 口 県	1 (10.0)	24.8
徳 島 県	0 (0.0)	17.6
香 川 県	1 (14.3)	27.6
愛 媛 県	2 (18.2)	31.5
高 知 県	1 (12.5)	11.4
福 岡 県	1 (4.2)	14.2
佐 賀 県	0 (0.0)	18.0
長 崎 県	2 (18.2)	29.9
熊 本 県	1 (8.3)	20.9
大 分 県	1 (8.3)	22.0
宮 崎 県	0 (0.0)	23.2
鹿 児 島 県	1 (7.7)	14.8
沖 縄 県	0 (0.0)	10.7
札 幌 市	0 (0.0)	19.8
仙 台 市	0 (0.0)	28.7
さいたま市	0 (0.0)	9.9
千 葉 市	0 (0.0)	25.0
横 浜 市	0 (0.0)	27.4
川 崎 市	0 (0.0)	16.0
静 岡 市	0 (0.0)	38.0
名 古 屋 市	0 (0.0)	0.0
京 都 市	1 (9.1)	36.2
大 阪 市	0 (0.0)	26.0
堺 市	0 (0.0)	0.0
神 戸 市	0 (0.0)	37.8
広 島 市	0 (0.0)	24.7
北 九 州 市	1 (16.7)	28.8
福 岡 市	0 (0.0)	25.6

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	調 査 数	0 人	1 ~ 4 人	5 ~ 9 人	10 ~ 19 人	20 ~ 29 人	30 ~ 49 人
全 体	801 (100.0)	1 (0.1)	57 (7.1)	189 (23.6)	253 (31.6)	152 (19.0)	100 (12.5)
北 海 道	32 (100.0)	0 (0.0)	7 (21.9)	6 (18.8)	9 (28.1)	5 (15.6)	3 (9.4)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	2 (16.7)	3 (25.0)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	4 (33.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	1 (8.3)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	4 (33.3)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	15 (60.0)	7 (28.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	2 (14.3)	5 (35.7)	1 (7.1)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	5 (41.7)	3 (25.0)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.6)	9 (23.1)	19 (48.7)	6 (15.4)	3 (7.7)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	1 (2.9)	9 (26.5)	13 (38.2)	7 (20.6)	4 (11.8)
東 京 都	49 (100.0)	0 (0.0)	10 (20.4)	10 (20.4)	15 (30.6)	6 (12.2)	7 (14.3)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	4 (26.7)	3 (20.0)	4 (26.7)	3 (20.0)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	9 (45.0)	5 (25.0)	2 (10.0)	1 (5.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)	0 (0.0)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (23.5)	10 (58.8)	1 (5.9)	1 (5.9)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (26.3)	6 (31.6)	6 (31.6)	1 (5.3)
静 岡 県	21 (100.0)	0 (0.0)	3 (14.3)	6 (28.6)	8 (38.1)	2 (9.5)	2 (9.5)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	1 (3.1)	10 (31.3)	13 (40.6)	3 (9.4)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	6 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	4 (36.4)	2 (18.2)	2 (18.2)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	3 (12.0)	13 (52.0)	5 (20.0)	2 (8.0)	2 (8.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	3 (27.3)	4 (36.4)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	1 (14.3)	1 (14.3)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	5 (33.3)	1 (6.7)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	4 (30.8)	2 (15.4)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	2 (20.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	1 (14.3)	1 (14.3)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	1 (9.1)	2 (18.2)	4 (36.4)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	6 (25.0)	5 (20.8)	9 (37.5)	2 (8.3)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (63.6)	1 (9.1)	1 (9.1)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	5 (41.7)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)	2 (33.3)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	4 (30.8)	2 (15.4)	1 (7.7)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (66.7)	2 (22.2)	0 (0.0)	1 (11.1)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	5 (50.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (60.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (17.6)	7 (41.2)	7 (41.2)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	7 (63.6)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (13.6)	13 (59.1)	6 (27.3)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	1 (16.7)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	1 (14.3)

1 (2) ②主任児童委員数 (現員数)

	50人以上	平均(人)
全体	45(5.6)	19.7
北海道	2(6.3)	16.1
青森県	1(10.0)	22.1
岩手県	1(8.3)	24.6
宮城県	0(0.0)	13.5
秋田県	1(8.3)	21.6
山形県	0(0.0)	12.3
福島県	2(20.0)	28.8
茨城県	0(0.0)	9.2
栃木県	1(7.1)	21.9
群馬県	1(8.3)	24.4
埼玉県	0(0.0)	14.9
千葉県	0(0.0)	17.5
東京都	1(2.0)	15.3
神奈川県	0(0.0)	18.8
新潟県	2(10.0)	20.8
富山県	1(11.1)	28.6
石川県	1(11.1)	26.7
福井県	0(0.0)	12.6
山梨県	1(10.0)	16.9
長野県	1(5.9)	17.9
岐阜県	1(5.3)	20.9
静岡県	0(0.0)	13.3
愛知県	3(9.4)	17.9
三重県	1(10.0)	19.2
滋賀県	1(8.3)	20.3
京都府	0(0.0)	16.6
大阪府	0(0.0)	40.0
兵庫県	0(0.0)	12.1
奈良県	1(9.1)	21.4
和歌山県	1(11.1)	19.4
鳥取県	2(66.7)	50.0
島根県	2(28.6)	31.9
岡山県	2(13.3)	29.1
広島県	2(15.4)	20.4
山口県	1(10.0)	24.7
徳島県	0(0.0)	17.3
香川県	1(14.3)	27.4
愛媛県	2(18.2)	31.5
高知県	1(12.5)	11.1
福岡県	1(4.2)	13.8
佐賀県	0(0.0)	18.0
長崎県	2(18.2)	27.5
熊本県	1(8.3)	20.5
大分県	1(8.3)	22.5
宮崎県	0(0.0)	22.8
鹿児島県	1(7.7)	14.7
沖縄県	0(0.0)	10.3
札幌市	0(0.0)	19.3
仙台市	0(0.0)	28.7
さいたま市	0(0.0)	9.8
千葉市	0(0.0)	23.7
横浜市	0(0.0)	26.6
川崎市	0(0.0)	15.8
静岡市	0(0.0)	37.7
名古屋市	0(0.0)	0.0
京都市	1(9.1)	35.5
大阪市	0(0.0)	25.5
堺市	0(0.0)	0.0
神戸市	0(0.0)	36.7
広島市	0(0.0)	24.5
北九州市	1(16.7)	28.7
福岡市	0(0.0)	25.3

1 (2) 合計=民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「定員規模別」市(区)民児協数

	調 査 数	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100~199人	200~299人	300~499人	5 0 0 人 以 上
全 体	801 (100.0)	5 (0.6)	183 (22.8)	322 (40.2)	132 (16.5)	92 (11.5)	52 (6.5)
北 海 道	32 (100.0)	2 (6.3)	13 (40.6)	6 (18.8)	4 (12.5)	5 (15.6)	2 (6.3)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	7 (28.0)	13 (52.0)	4 (16.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	3 (21.4)	4 (28.6)	5 (35.7)	1 (7.1)	1 (7.1)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	5 (12.8)	22 (56.4)	5 (12.8)	6 (15.4)	0 (0.0)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	9 (26.5)	17 (50.0)	3 (8.8)	3 (8.8)	2 (5.9)
東 京 都	49 (100.0)	1 (2.0)	16 (32.7)	13 (26.5)	6 (12.2)	10 (20.4)	3 (6.1)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	3 (20.0)	4 (26.7)	1 (6.7)	2 (13.3)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	4 (23.5)	9 (52.9)	2 (11.8)	0 (0.0)	2 (11.8)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	7 (36.8)	7 (36.8)	4 (21.1)	0 (0.0)	1 (5.3)
静 岡 県	21 (100.0)	1 (4.8)	5 (23.8)	9 (42.9)	2 (9.5)	3 (14.3)	0 (0.0)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	9 (28.1)	15 (46.9)	3 (9.4)	3 (9.4)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (8.3)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	2 (18.2)	1 (9.1)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	14 (56.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	3 (12.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	6 (54.5)	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (71.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	9 (60.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	2 (13.3)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	2 (15.4)	6 (46.2)	2 (15.4)	1 (7.7)	2 (15.4)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	4 (36.4)	4 (36.4)	1 (9.1)	1 (9.1)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	12 (50.0)	8 (33.3)	1 (4.2)	1 (4.2)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	3 (25.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	1 (8.3)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	0 (0.0)	1 (8.3)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	5 (38.5)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (7.7)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	4 (44.4)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (35.3)	7 (41.2)	4 (23.5)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	3 (27.3)	0 (0.0)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	12 (54.5)	6 (27.3)	1 (4.5)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (66.7)	3 (33.3)	0 (0.0)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	0 (0.0)

1 (2) 合計=民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「定員規模別」市(区)民児協数

	平均(人)
全 体	207.3
北 海 道	184.6
青 森 県	246.3
岩 手 県	217.7
宮 城 県	148.8
秋 田 県	223.3
山 形 県	114.8
福 島 県	281.1
茨 城 県	142.8
栃 木 県	211.2
群 馬 県	274.0
埼 玉 県	189.0
千 葉 県	187.2
東 京 都	206.6
神 奈 川 県	228.7
新 潟 県	231.9
富 山 県	252.6
石 川 県	250.9
福 井 県	181.2
山 梨 県	155.3
長 野 県	190.8
岐 阜 県	172.6
静 岡 県	161.8
愛 知 県	178.9
三 重 県	219.3
滋 賀 県	209.3
京 都 府	182.1
大 阪 府	571.0
兵 庫 県	246.4
奈 良 県	191.3
和 歌 山 県	208.4
鳥 取 県	303.3
島 根 県	231.3
岡 山 県	254.3
広 島 県	250.2
山 口 県	250.9
徳 島 県	183.0
香 川 県	232.7
愛 媛 県	282.1
高 知 県	170.0
福 岡 県	133.7
佐 賀 県	164.1
長 崎 県	294.0
熊 本 県	233.3
大 分 県	206.2
宮 崎 県	262.0
鹿 児 島 県	189.8
沖 縄 県	145.0
札 幌 市	274.1
仙 台 市	318.0
さいたま市	127.7
千 葉 市	233.2
横 浜 市	237.2
川 崎 市	222.8
静 岡 市	389.7
名 古 屋 市	0.0
京 都 市	247.4
大 阪 市	174.4
堺 市	0.0
神 戸 市	280.0
広 島 市	244.2
北 九 州 市	196.8
福 岡 市	310.9

1 (2) 合計=民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「現員規模別」市(区)民児協数

	調 査 数	1 ~ 4 9 人	5 0 ~ 9 9 人	100~199人	200~299人	300~499人	5 0 0 人 以 上
全 体	801 (100.0)	6 (0.7)	192 (24.0)	325 (40.6)	137 (17.1)	85 (10.6)	52 (6.5)
北 海 道	32 (100.0)	2 (6.3)	13 (40.6)	6 (18.8)	4 (12.5)	5 (15.6)	2 (6.3)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	6 (50.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	2 (20.0)
茨 城 県	25 (100.0)	0 (0.0)	8 (32.0)	12 (48.0)	4 (16.0)	1 (4.0)	0 (0.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	3 (21.4)	5 (35.7)	4 (28.6)	1 (7.1)	1 (7.1)
群 馬 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	1 (8.3)	2 (16.7)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	0 (0.0)	6 (15.4)	22 (56.4)	5 (12.8)	5 (12.8)	0 (0.0)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	10 (29.4)	16 (47.1)	3 (8.8)	3 (8.8)	2 (5.9)
東 京 都	49 (100.0)	2 (4.1)	15 (30.6)	13 (26.5)	7 (14.3)	9 (18.4)	3 (6.1)
神 奈 川 県	15 (100.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	3 (20.0)	4 (26.7)	1 (6.7)	2 (13.3)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	7 (35.0)	8 (40.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	2 (10.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	2 (22.2)	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	2 (22.2)	2 (22.2)	0 (0.0)	1 (11.1)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
山 梨 県	10 (100.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	4 (23.5)	9 (52.9)	2 (11.8)	0 (0.0)	2 (11.8)
岐 阜 県	19 (100.0)	0 (0.0)	7 (36.8)	7 (36.8)	4 (21.1)	0 (0.0)	1 (5.3)
静 岡 県	21 (100.0)	1 (4.8)	5 (23.8)	10 (47.6)	2 (9.5)	3 (14.3)	0 (0.0)
愛 知 県	32 (100.0)	0 (0.0)	9 (28.1)	15 (46.9)	3 (9.4)	3 (9.4)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (8.3)
京 都 府	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	2 (18.2)	1 (9.1)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	0 (0.0)	2 (8.0)	14 (56.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	3 (12.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	3 (27.3)	6 (54.5)	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)
和 歌 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	4 (44.4)	1 (11.1)	0 (0.0)	1 (11.1)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
島 根 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (71.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	2 (13.3)	9 (60.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	2 (13.3)
広 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	2 (15.4)	6 (46.2)	2 (15.4)	1 (7.7)	2 (15.4)
山 口 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	4 (36.4)	4 (36.4)	1 (9.1)	1 (9.1)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	14 (58.3)	7 (29.2)	2 (8.3)	0 (0.0)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
長 崎 県	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	6 (50.0)	3 (25.0)	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	1 (8.3)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	1 (16.7)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	0 (0.0)	5 (38.5)	5 (38.5)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (7.7)
沖 縄 県	9 (100.0)	0 (0.0)	4 (44.4)	4 (44.4)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (35.3)	8 (47.1)	3 (17.6)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	5 (83.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	3 (27.3)	0 (0.0)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	2 (9.1)	13 (59.1)	6 (27.3)	1 (4.5)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (77.8)	2 (22.2)	0 (0.0)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	0 (0.0)

1 (2) 合計=民生委員・児童委員、主任児童委員合計としての「現員規模別」市(区)民児協数

	平均(人)
全 体	203.8
北 海 道	182.3
青 森 県	243.3
岩 手 県	217.8
宮 城 県	144.2
秋 田 県	222.0
山 形 県	114.0
福 島 県	249.2
茨 城 県	142.0
栃 木 県	209.4
群 馬 県	266.8
埼 玉 県	186.5
千 葉 県	184.2
東 京 都	202.5
神 奈 川 県	225.7
新 潟 県	222.2
富 山 県	231.4
石 川 県	232.8
福 井 県	181.0
山 梨 県	152.6
長 野 県	190.4
岐 阜 県	170.8
静 岡 県	159.6
愛 知 県	178.8
三 重 県	218.4
滋 賀 県	208.8
京 都 府	182.2
大 阪 府	563.0
兵 庫 県	244.4
奈 良 県	189.1
和 歌 山 県	199.2
鳥 取 県	302.0
島 根 県	230.1
岡 山 県	253.4
広 島 県	249.7
山 口 県	250.1
徳 島 県	182.4
香 川 県	231.1
愛 媛 県	282.1
高 知 県	167.6
福 岡 県	128.7
佐 賀 県	163.3
長 崎 県	272.2
熊 本 県	229.9
大 分 県	207.8
宮 崎 県	259.4
鹿 児 島 県	189.1
沖 縄 県	136.0
札 幌 市	270.5
仙 台 市	315.0
さいたま市	126.9
千 葉 市	228.2
横 浜 市	232.6
川 崎 市	219.3
静 岡 市	384.7
名 古 屋 市	0.0
京 都 市	245.9
大 阪 市	170.2
堺 市	0.0
神 戸 市	271.9
広 島 市	242.5
北 九 州 市	195.8
福 岡 市	305.7

2 (3) 他団体・機関との連携・協力・協働状況

ア. 社会福祉協議会

	調査数	関係が かなり強い	やや関係が強い	どちらとも いえない	やや関係が弱い	ほとんど関係が ない
全 体	801 (100.0)	665 (83.0)	110 (13.7)	13 (1.6)	3 (0.4)	2 (0.2)
北 海 道	32 (100.0)	29 (90.6)	3 (9.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
青 森 県	10 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岩 手 県	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮 城 県	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	8 (66.7)	3 (25.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
山 形 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	13 (52.0)	8 (32.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	2 (8.0)
栃 木 県	14 (100.0)	12 (85.7)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
群 馬 県	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼 玉 県	39 (100.0)	32 (82.1)	7 (17.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 県	34 (100.0)	33 (97.1)	1 (2.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
東 京 都	49 (100.0)	41 (83.7)	8 (16.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	15 (100.0)	13 (86.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	18 (90.0)	2 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
富 山 県	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石 川 県	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 井 県	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山 梨 県	10 (100.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	14 (82.4)	3 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐 阜 県	19 (100.0)	14 (73.7)	3 (15.8)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 県	21 (100.0)	18 (85.7)	3 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 知 県	32 (100.0)	29 (90.6)	3 (9.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三 重 県	10 (100.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	6 (54.5)	4 (36.4)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	19 (76.0)	4 (16.0)	2 (8.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
奈 良 県	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	6 (85.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	11 (73.3)	4 (26.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 県	13 (100.0)	10 (76.9)	2 (15.4)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
徳 島 県	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
香 川 県	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高 知 県	8 (100.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	20 (83.3)	2 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
佐 賀 県	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長 崎 県	11 (100.0)	10 (90.9)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊 本 県	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 分 県	12 (100.0)	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	10 (76.9)	3 (23.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	7 (77.8)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	13 (76.5)	4 (23.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	9 (81.8)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	22 (100.0)	11 (50.0)	7 (31.8)	4 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	8 (88.9)	0 (0.0)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	6 (100.0)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

イ. 福祉事務所／役所の担当課

	調 査 数	関 係 が かなり強い	やや関係が強い	どちらとも いえない	やや関係が弱い	ほとんど関係が ない
全 体	801 (100.0)	647 (80.8)	125 (15.6)	11 (1.4)	4 (0.5)	1 (0.1)
北 海 道	32 (100.0)	27 (84.4)	4 (12.5)	1 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
青 森 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岩 手 県	12 (100.0)	10 (83.3)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮 城 県	12 (100.0)	7 (58.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	10 (83.3)	2 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山 形 県	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	19 (76.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.0)
栃 木 県	14 (100.0)	12 (85.7)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
群 馬 県	12 (100.0)	11 (91.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼 玉 県	39 (100.0)	33 (84.6)	4 (10.3)	0 (0.0)	1 (2.6)	0 (0.0)
千 葉 県	34 (100.0)	27 (79.4)	7 (20.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
東 京 都	49 (100.0)	35 (71.4)	13 (26.5)	1 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	15 (100.0)	13 (86.7)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	17 (85.0)	3 (15.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
富 山 県	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石 川 県	9 (100.0)	5 (55.6)	4 (44.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 井 県	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山 梨 県	10 (100.0)	9 (90.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	15 (88.2)	2 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐 阜 県	19 (100.0)	16 (84.2)	1 (5.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 県	21 (100.0)	20 (95.2)	0 (0.0)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 知 県	32 (100.0)	30 (93.8)	2 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三 重 県	10 (100.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	8 (66.7)	4 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 府	11 (100.0)	9 (81.8)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	19 (76.0)	5 (20.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
奈 良 県	11 (100.0)	9 (81.8)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	7 (77.8)	2 (22.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	5 (71.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	13 (86.7)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 県	13 (100.0)	11 (84.6)	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (7.7)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	9 (90.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
徳 島 県	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
香 川 県	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	9 (81.8)	2 (18.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高 知 県	8 (100.0)	5 (62.5)	3 (37.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	20 (83.3)	3 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
佐 賀 県	10 (100.0)	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長 崎 県	11 (100.0)	10 (90.9)	0 (0.0)	1 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊 本 県	12 (100.0)	6 (50.0)	5 (41.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 分 県	12 (100.0)	8 (66.7)	3 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	11 (84.6)	2 (15.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
沖 縄 県	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	7 (70.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	6 (60.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	13 (76.5)	4 (23.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	4 (66.7)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	22 (100.0)	20 (90.9)	2 (9.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	7 (77.8)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

ウ. 児童相談所

	調 査 数	関 係 が か な り 強 い	や や 関 係 が 強 い	ど ち ら と も い え な い	や や 関 係 が 弱 い	ほ と ん ど 関 係 が な い
全 体	801 (100.0)	74 (9.2)	279 (34.8)	249 (31.1)	111 (13.9)	63 (7.9)
北 海 道	32 (100.0)	1 (3.1)	14 (43.8)	13 (40.6)	3 (9.4)	0 (0.0)
青 森 県	10 (100.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	5 (50.0)	1 (10.0)
岩 手 県	12 (100.0)	0 (0.0)	5 (41.7)	3 (25.0)	2 (16.7)	1 (8.3)
宮 城 県	12 (100.0)	0 (0.0)	3 (25.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	2 (16.7)
秋 田 県	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)
山 形 県	10 (100.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	2 (20.0)
福 島 県	10 (100.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	2 (8.0)	5 (20.0)	7 (28.0)	6 (24.0)	5 (20.0)
栃 木 県	14 (100.0)	0 (0.0)	5 (35.7)	5 (35.7)	2 (14.3)	2 (14.3)
群 馬 県	12 (100.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	6 (15.4)	14 (35.9)	13 (33.3)	5 (12.8)	0 (0.0)
千 葉 県	34 (100.0)	0 (0.0)	14 (41.2)	14 (41.2)	3 (8.8)	3 (8.8)
東 京 都	49 (100.0)	20 (40.8)	20 (40.8)	7 (14.3)	2 (4.1)	0 (0.0)
神 奈 川 県	15 (100.0)	7 (46.7)	4 (26.7)	4 (26.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	11 (55.0)	5 (25.0)	2 (10.0)
富 山 県	9 (100.0)	0 (0.0)	3 (33.3)	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	1 (11.1)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	2 (22.2)
福 井 県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
長 野 県	17 (100.0)	0 (0.0)	6 (35.3)	5 (29.4)	4 (23.5)	1 (5.9)
岐 阜 県	19 (100.0)	1 (5.3)	5 (26.3)	6 (31.6)	5 (26.3)	2 (10.5)
静 岡 県	21 (100.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	8 (38.1)	3 (14.3)	3 (14.3)
愛 知 県	32 (100.0)	4 (12.5)	9 (28.1)	12 (37.5)	5 (15.6)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	3 (25.0)	2 (16.7)
京 都 府	11 (100.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	4 (36.4)	2 (18.2)	1 (9.1)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	3 (12.0)	9 (36.0)	8 (32.0)	4 (16.0)	1 (4.0)
奈 良 県	11 (100.0)	0 (0.0)	5 (45.5)	2 (18.2)	0 (0.0)	3 (27.3)
和 歌 山 県	9 (100.0)	2 (22.2)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (0.0)	3 (33.3)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	3 (42.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	0 (0.0)	5 (33.3)	5 (33.3)	2 (13.3)	3 (20.0)
広 島 県	13 (100.0)	1 (7.7)	5 (38.5)	5 (38.5)	2 (15.4)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
徳 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
香 川 県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	2 (18.2)	1 (9.1)
高 知 県	8 (100.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	0 (0.0)
福 岡 県	24 (100.0)	0 (0.0)	9 (37.5)	11 (45.8)	1 (4.2)	0 (0.0)
佐 賀 県	10 (100.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	2 (20.0)
長 崎 県	11 (100.0)	1 (9.1)	4 (36.4)	3 (27.3)	1 (9.1)	1 (9.1)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	2 (16.7)	4 (33.3)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	1 (8.3)	9 (75.0)	2 (16.7)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	1 (16.7)	3 (50.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	1 (7.7)	5 (38.5)	1 (7.7)	3 (23.1)	2 (15.4)
沖 縄 県	9 (100.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	2 (22.2)	1 (11.1)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)	7 (70.0)	3 (30.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	1 (33.3)
さいたま市	10 (100.0)	0 (0.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	9 (52.9)	5 (29.4)	2 (11.8)	1 (5.9)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	1 (9.1)	7 (63.6)	2 (18.2)	0 (0.0)	1 (9.1)
大 阪 市	22 (100.0)	2 (9.1)	13 (59.1)	6 (27.3)	0 (0.0)	1 (4.5)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)	5 (55.6)	3 (33.3)	0 (0.0)	1 (11.1)
広 島 市	6 (100.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	2 (33.3)	2 (33.3)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	2 (28.6)	5 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

2 (4) 市町村合併による変化

①調査対象の市(区)における市区町村合併の有無

	調 査 数	は	い	い	い	え
全 体	801 (100.0)	297 (37.1)				497 (62.0)
北 海 道	32 (100.0)	8 (25.0)				24 (75.0)
青 森 県	10 (100.0)	8 (80.0)				2 (20.0)
岩 手 県	12 (100.0)	8 (66.7)				4 (33.3)
宮 城 県	12 (100.0)	6 (50.0)				6 (50.0)
秋 田 県	12 (100.0)	11 (91.7)				0 (0.0)
山 形 県	10 (100.0)	1 (10.0)				9 (90.0)
福 島 県	10 (100.0)	7 (70.0)				3 (30.0)
茨 城 県	25 (100.0)	16 (64.0)				9 (36.0)
栃 木 県	14 (100.0)	8 (57.1)				6 (42.9)
群 馬 県	12 (100.0)	11 (91.7)				1 (8.3)
埼 玉 県	39 (100.0)	9 (23.1)				30 (76.9)
千 葉 県	34 (100.0)	8 (23.5)				26 (76.5)
東 京 都	49 (100.0)	0 (0.0)				49 (100.0)
神 奈 川 県	15 (100.0)	1 (6.7)				14 (93.3)
新 潟 県	20 (100.0)	12 (60.0)				8 (40.0)
富 山 県	9 (100.0)	4 (44.4)				5 (55.6)
石 川 県	9 (100.0)	4 (44.4)				5 (55.6)
福 井 県	5 (100.0)	2 (40.0)				3 (60.0)
山 梨 県	10 (100.0)	6 (60.0)				4 (40.0)
長 野 県	17 (100.0)	8 (47.1)				8 (47.1)
岐 阜 県	19 (100.0)	8 (42.1)				11 (57.9)
静 岡 県	21 (100.0)	8 (38.1)				12 (57.1)
愛 知 県	32 (100.0)	11 (34.4)				21 (65.6)
三 重 県	10 (100.0)	4 (40.0)				6 (60.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	5 (41.7)				7 (58.3)
京 都 府	11 (100.0)	2 (18.2)				9 (81.8)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)				1 (100.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	10 (40.0)				15 (60.0)
奈 良 県	11 (100.0)	3 (27.3)				8 (72.7)
和 歌 山 県	9 (100.0)	5 (55.6)				4 (44.4)
鳥 取 県	3 (100.0)	2 (66.7)				1 (33.3)
島 根 県	7 (100.0)	4 (57.1)				3 (42.9)
岡 山 県	15 (100.0)	11 (73.3)				4 (26.7)
広 島 県	13 (100.0)	6 (46.2)				7 (53.8)
山 口 県	10 (100.0)	3 (30.0)				7 (70.0)
徳 島 県	7 (100.0)	4 (57.1)				3 (42.9)
香 川 県	7 (100.0)	4 (57.1)				3 (42.9)
愛 媛 県	11 (100.0)	7 (63.6)				4 (36.4)
高 知 県	8 (100.0)	3 (37.5)				4 (50.0)
福 岡 県	24 (100.0)	9 (37.5)				14 (58.3)
佐 賀 県	10 (100.0)	6 (60.0)				4 (40.0)
長 崎 県	11 (100.0)	8 (72.7)				3 (27.3)
熊 本 県	12 (100.0)	7 (58.3)				5 (41.7)
大 分 県	12 (100.0)	10 (83.3)				2 (16.7)
宮 崎 県	6 (100.0)	5 (83.3)				1 (16.7)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	9 (69.2)				4 (30.8)
沖 縄 県	9 (100.0)	1 (11.1)				8 (88.9)
札 幌 市	10 (100.0)	0 (0.0)				10 (100.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)				3 (100.0)
さいたま市	10 (100.0)	1 (10.0)				9 (90.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)				6 (100.0)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)				16 (94.1)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)				5 (83.3)
静 岡 市	3 (100.0)	1 (33.3)				2 (66.7)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)				0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	1 (9.1)				10 (90.9)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)				22 (100.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)				0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	0 (0.0)				9 (100.0)
広 島 市	6 (100.0)	1 (16.7)				5 (83.3)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)				6 (100.0)
福 岡 市	7 (100.0)	0 (0.0)				7 (100.0)

②合併による民生委員・児童委員の配置基準の変化の有無

	調 査 数	し	た	し	な	い
全 体	297 (100.0)	34 (11.4)	245 (82.5)			
北 海 道	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)			
青 森 県	8 (100.0)	2 (25.0)	6 (75.0)			
岩 手 県	8 (100.0)	1 (12.5)	6 (75.0)			
宮 城 県	6 (100.0)	0 (0.0)	5 (83.3)			
秋 田 県	11 (100.0)	0 (0.0)	11 (100.0)			
山 形 県	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)			
福 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	6 (85.7)			
茨 城 県	16 (100.0)	1 (6.3)	13 (81.3)			
栃 木 県	8 (100.0)	2 (25.0)	6 (75.0)			
群 馬 県	11 (100.0)	2 (18.2)	9 (81.8)			
埼 玉 県	9 (100.0)	0 (0.0)	9 (100.0)			
千 葉 県	8 (100.0)	1 (12.5)	6 (75.0)			
東 京 都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
神 奈 川 県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
新 潟 県	12 (100.0)	1 (8.3)	10 (83.3)			
富 山 県	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)			
石 川 県	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			
福 井 県	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
山 梨 県	6 (100.0)	1 (16.7)	3 (50.0)			
長 野 県	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)			
岐 阜 県	8 (100.0)	2 (25.0)	5 (62.5)			
静 岡 県	8 (100.0)	0 (0.0)	7 (87.5)			
愛 知 県	11 (100.0)	1 (9.1)	10 (90.9)			
三 重 県	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)			
滋 賀 県	5 (100.0)	0 (0.0)	5 (100.0)			
京 都 府	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
兵 庫 県	10 (100.0)	0 (0.0)	9 (90.0)			
奈 良 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)			
和 歌 山 県	5 (100.0)	2 (40.0)	3 (60.0)			
鳥 取 県	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
島 根 県	4 (100.0)	0 (0.0)	3 (75.0)			
岡 山 県	11 (100.0)	1 (9.1)	10 (90.9)			
広 島 県	6 (100.0)	2 (33.3)	3 (50.0)			
山 口 県	3 (100.0)	0 (0.0)	2 (66.7)			
徳 島 県	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			
香 川 県	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			
愛 媛 県	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)			
高 知 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)			
福 岡 県	9 (100.0)	2 (22.2)	7 (77.8)			
佐 賀 県	6 (100.0)	0 (0.0)	5 (83.3)			
長 崎 県	8 (100.0)	1 (12.5)	6 (75.0)			
熊 本 県	7 (100.0)	0 (0.0)	6 (85.7)			
大 分 県	10 (100.0)	1 (10.0)	9 (90.0)			
宮 崎 県	5 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)			
鹿 児 島 県	9 (100.0)	1 (11.1)	8 (88.9)			
沖 縄 県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
札 幌 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
仙 台 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
さいたま市	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
横 浜 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
静 岡 市	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
京 都 市	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)			
大 阪 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
神 戸 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
広 島 市	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			

④合併による民生委員・児童委員の担当区域の変化

	調 査 数	すべて変わった	一部のみ変わった	合併前のまま変化なし
全 体	297 (100.0)	0 (0.0)	7 (2.4)	287 (96.6)
北 海 道	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
青 森 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
岩 手 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
宮 城 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
秋 田 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)
山 形 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
福 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
茨 城 県	16 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (93.8)
栃 木 県	8 (100.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	6 (75.0)
群 馬 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)
埼 玉 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
千 葉 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
東 京 都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
新 潟 県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (100.0)
富 山 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
石 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
福 井 県	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
山 梨 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
長 野 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
岐 阜 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
静 岡 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
愛 知 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)
三 重 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
滋 賀 県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	4 (80.0)
京 都 府	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (90.0)
奈 良 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
和 歌 山 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
鳥 取 県	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
島 根 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)
岡 山 県	11 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (100.0)
広 島 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
山 口 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
徳 島 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
香 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
愛 媛 県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
高 知 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
福 岡 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
佐 賀 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)
長 崎 県	8 (100.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	7 (87.5)
熊 本 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
大 分 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
宮 崎 県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	4 (80.0)
鹿 児 島 県	9 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)
沖 縄 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
札 幌 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
大 阪 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

⑤現在の状況として、平成19年の一斉改選直後に予定されている民生委員・児童委員数の変動

	調査数	人数が増える予定	人数が減る予定	ほぼ変化なしの予定	不明
全体	297 (100.0)	37 (12.5)	28 (9.4)	160 (53.9)	59 (19.9)
北海道	8 (100.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	6 (75.0)	0 (0.0)
青森県	8 (100.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	2 (25.0)	2 (25.0)
岩手県	8 (100.0)	1 (12.5)	5 (62.5)	2 (25.0)	0 (0.0)
宮城県	6 (100.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)
秋田県	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	8 (72.7)	1 (9.1)
山形県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
福島県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	1 (14.3)
茨城県	16 (100.0)	1 (6.3)	0 (0.0)	13 (81.3)	2 (12.5)
栃木県	8 (100.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	6 (75.0)	1 (12.5)
群馬県	11 (100.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)
埼玉県	9 (100.0)	4 (44.4)	0 (0.0)	5 (55.6)	0 (0.0)
千葉県	8 (100.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	2 (25.0)
東京都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神奈川県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
新潟県	12 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (66.7)	4 (33.3)
富山県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
石川県	4 (100.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
福井県	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
山梨県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	3 (50.0)
長野県	8 (100.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	4 (50.0)
岐阜県	8 (100.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	5 (62.5)	0 (0.0)
静岡県	8 (100.0)	2 (25.0)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)
愛知県	11 (100.0)	5 (45.5)	0 (0.0)	6 (54.5)	0 (0.0)
三重県	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
滋賀県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	3 (60.0)
京都府	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
大阪府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵庫県	10 (100.0)	2 (20.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	3 (30.0)
奈良県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
和歌山県	5 (100.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	2 (40.0)	2 (40.0)
鳥取県	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
島根県	4 (100.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
岡山県	11 (100.0)	2 (18.2)	3 (27.3)	6 (54.5)	0 (0.0)
広島県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	3 (50.0)
山口県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)
徳島県	4 (100.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
香川県	4 (100.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
愛媛県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	3 (42.9)
高知県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
福岡県	9 (100.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	7 (77.8)	0 (0.0)
佐賀県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)
長崎県	8 (100.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	5 (62.5)	2 (25.0)
熊本県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)
大分県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	2 (20.0)
宮崎県	5 (100.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)
鹿児島県	9 (100.0)	4 (44.4)	0 (0.0)	5 (55.6)	0 (0.0)
沖縄県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
札幌市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙台市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
千葉市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横浜市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川崎市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
名古屋市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
大阪市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神戸市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北九州市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

⑥主任児童委員数の市町村合併前の人数との変化

	調 査 数	し	た	し	な	い
全 体	297 (100.0)	28 (9.4)	258 (86.9)			
北 海 道	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)			
青 森 県	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)			
岩 手 県	8 (100.0)	2 (25.0)	6 (75.0)			
宮 城 県	6 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)			
秋 田 県	11 (100.0)	1 (9.1)	10 (90.9)			
山 形 県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
福 島 県	7 (100.0)	2 (28.6)	5 (71.4)			
茨 城 県	16 (100.0)	0 (0.0)	15 (93.8)			
栃 木 県	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)			
群 馬 県	11 (100.0)	2 (18.2)	9 (81.8)			
埼 玉 県	9 (100.0)	0 (0.0)	7 (77.8)			
千 葉 県	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)			
東 京 都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
神 奈 川 県	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)			
新 潟 県	12 (100.0)	2 (16.7)	10 (83.3)			
富 山 県	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			
石 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	3 (75.0)			
福 井 県	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
山 梨 県	6 (100.0)	0 (0.0)	5 (83.3)			
長 野 県	8 (100.0)	2 (25.0)	6 (75.0)			
岐 阜 県	8 (100.0)	1 (12.5)	6 (75.0)			
静 岡 県	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)			
愛 知 県	11 (100.0)	1 (9.1)	10 (90.9)			
三 重 県	4 (100.0)	1 (25.0)	3 (75.0)			
滋 賀 県	5 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)			
京 都 府	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
兵 庫 県	10 (100.0)	0 (0.0)	10 (100.0)			
奈 良 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)			
和 歌 山 県	5 (100.0)	0 (0.0)	5 (100.0)			
鳥 取 県	2 (100.0)	0 (0.0)	2 (100.0)			
島 根 県	4 (100.0)	1 (25.0)	2 (50.0)			
岡 山 県	11 (100.0)	2 (18.2)	9 (81.8)			
広 島 県	6 (100.0)	1 (16.7)	5 (83.3)			
山 口 県	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)			
徳 島 県	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)			
香 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	4 (100.0)			
愛 媛 県	7 (100.0)	0 (0.0)	7 (100.0)			
高 知 県	3 (100.0)	0 (0.0)	3 (100.0)			
福 岡 県	9 (100.0)	0 (0.0)	9 (100.0)			
佐 賀 県	6 (100.0)	0 (0.0)	6 (100.0)			
長 崎 県	8 (100.0)	1 (12.5)	7 (87.5)			
熊 本 県	7 (100.0)	1 (14.3)	4 (57.1)			
大 分 県	10 (100.0)	0 (0.0)	9 (90.0)			
宮 崎 県	5 (100.0)	1 (20.0)	4 (80.0)			
鹿 児 島 県	9 (100.0)	1 (11.1)	8 (88.9)			
沖 縄 県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
札 幌 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
仙 台 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
さいたま市	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)			
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
横 浜 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
静 岡 市	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
京 都 市	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)			
大 阪 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
神 戸 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
広 島 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)			

⑧平成19年の一斉改選直後の主任児童委員数の変化予定

	調 査 数	人数が増える予定	人数が減る予定	ほぼ変化なしの 予 定	不 明
全 体	297 (100.0)	28 (9.4)	9 (3.0)	174 (58.6)	49 (16.5)
北 海 道	8 (100.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	0 (0.0)
青 森 県	8 (100.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	4 (50.0)	3 (37.5)
岩 手 県	8 (100.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	5 (62.5)	2 (25.0)
宮 城 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	1 (16.7)
秋 田 県	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	2 (18.2)
山 形 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
福 島 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	0 (0.0)
茨 城 県	16 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (87.5)	1 (6.3)
栃 木 県	8 (100.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	5 (62.5)	1 (12.5)
群 馬 県	11 (100.0)	3 (27.3)	0 (0.0)	4 (36.4)	3 (27.3)
埼 玉 県	9 (100.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)
千 葉 県	8 (100.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	1 (12.5)
東 京 都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 奈 川 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
新 潟 県	12 (100.0)	1 (8.3)	0 (0.0)	6 (50.0)	4 (33.3)
富 山 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)
石 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	0 (0.0)
福 井 県	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
山 梨 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	3 (50.0)
長 野 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (50.0)	3 (37.5)
岐 阜 県	8 (100.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	6 (75.0)	0 (0.0)
静 岡 県	8 (100.0)	2 (25.0)	0 (0.0)	6 (75.0)	0 (0.0)
愛 知 県	11 (100.0)	2 (18.2)	1 (9.1)	6 (54.5)	1 (9.1)
三 重 県	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
滋 賀 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	2 (40.0)
京 都 府	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	10 (100.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	6 (60.0)	1 (10.0)
奈 良 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)
和 歌 山 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	1 (20.0)
鳥 取 県	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
島 根 県	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
岡 山 県	11 (100.0)	2 (18.2)	0 (0.0)	9 (81.8)	0 (0.0)
広 島 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	2 (33.3)
山 口 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)
徳 島 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	0 (0.0)
香 川 県	4 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (75.0)	1 (25.0)
愛 媛 県	7 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (57.1)	3 (42.9)
高 知 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
福 岡 県	9 (100.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	6 (66.7)	0 (0.0)
佐 賀 県	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)
長 崎 県	8 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (75.0)	2 (25.0)
熊 本 県	7 (100.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	1 (14.3)
大 分 県	10 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	1 (10.0)
宮 崎 県	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	9 (100.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	6 (66.7)	0 (0.0)
沖 縄 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
札 幌 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙 台 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
大 阪 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

⑨平成19年の一斉改選直後に主任児童委員が減員となる理由

	調査数	今は合併前人数維持だが改選後は配置基準どおり減員となる予定	今は上乗せ配置されているが配置基準どおり減員となる予定	都道府県・市(区)の財政的理由により減員が予想されている	その他の理由により減員が予定されている
全体	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	2 (22.2)
北海道	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
青森県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
岩手県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮城県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
秋田県	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山形県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福島県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
茨城県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
栃木県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
群馬県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼玉県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
千葉県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
東京都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神奈川県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
新潟県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
富山県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石川県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福井県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山梨県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長野県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岐阜県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛知県	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
三重県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
滋賀県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵庫県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
奈良県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
和歌山県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鳥取県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島根県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡山県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山口県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
徳島県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
香川県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛媛県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
高知県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
佐賀県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
長崎県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊本県	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大分県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
宮崎県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
鹿児島県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
沖縄県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
札幌市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
仙台市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千葉市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横浜市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
川崎市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静岡市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名古屋市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京都市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
大阪市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
堺市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神戸市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広島市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北九州市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福岡市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

2 (6) ②要援護者の個人情報の取り扱いに関する、市(区)民児協としてのルールの内容

	調 査 数	福祉票の持ち歩き 禁止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の持ち歩き 禁止	福祉票の複製(コ ピー)の禁止	世帯票等地域住 民個人情報関係 台帳等の複製(コ ピー)の禁止	行政からの情報 提供依頼時、本 人等の承認・確認 後 実 施	関連団体からの 情報提供依頼 時、本人等の承 認・確認後の実施
全 体	270 (100.0)	161 (59.6)	153 (56.7)	154 (57.0)	146 (54.1)	103 (38.1)	101 (37.4)
北 海 道	9 (100.0)	4 (44.4)	4 (44.4)	6 (66.7)	6 (66.7)	5 (55.6)	1 (11.1)
青 森 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
岩 手 県	6 (100.0)	5 (83.3)	5 (83.3)	5 (83.3)	6 (100.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
宮 城 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	2 (66.7)	1 (33.3)	1 (33.3)
秋 田 県	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
山 形 県	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	4 (100.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	0 (0.0)	1 (25.0)
茨 城 県	6 (100.0)	4 (66.7)	3 (50.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	3 (50.0)
栃 木 県	6 (100.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	5 (83.3)	4 (66.7)	3 (50.0)	1 (16.7)
群 馬 県	4 (100.0)	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
埼 玉 県	17 (100.0)	12 (70.6)	9 (52.9)	8 (47.1)	6 (35.3)	5 (29.4)	4 (23.5)
千 葉 県	11 (100.0)	9 (81.8)	7 (63.6)	3 (27.3)	3 (27.3)	4 (36.4)	4 (36.4)
東 京 都	24 (100.0)	13 (54.2)	14 (58.3)	13 (54.2)	14 (58.3)	8 (33.3)	8 (33.3)
神 奈 川 県	5 (100.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	2 (40.0)
新 潟 県	5 (100.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	1 (20.0)	2 (40.0)
富 山 県	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
石 川 県	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	3 (75.0)
福 井 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
山 梨 県	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)	1 (33.3)
長 野 県	7 (100.0)	5 (71.4)	5 (71.4)	5 (71.4)	4 (57.1)	1 (14.3)	3 (42.9)
岐 阜 県	6 (100.0)	3 (50.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)
静 岡 県	14 (100.0)	10 (71.4)	9 (64.3)	9 (64.3)	6 (42.9)	2 (14.3)	3 (21.4)
愛 知 県	9 (100.0)	5 (55.6)	3 (33.3)	4 (44.4)	5 (55.6)	5 (55.6)	4 (44.4)
三 重 県	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)
滋 賀 県	3 (100.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
京 都 府	5 (100.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	2 (40.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
兵 庫 県	8 (100.0)	2 (25.0)	5 (62.5)	4 (50.0)	4 (50.0)	4 (50.0)	4 (50.0)
奈 良 県	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
和 歌 山 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)
鳥 取 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
島 根 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡 山 県	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
山 口 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)	2 (66.7)	1 (33.3)
徳 島 県	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
香 川 県	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
愛 媛 県	4 (100.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	3 (75.0)
高 知 県	2 (100.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	9 (100.0)	6 (66.7)	5 (55.6)	5 (55.6)	6 (66.7)	2 (22.2)	3 (33.3)
佐 賀 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
長 崎 県	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	2 (66.7)	1 (33.3)
熊 本 県	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
大 分 県	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	2 (100.0)
宮 崎 県	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
鹿 児 島 県	6 (100.0)	4 (66.7)	5 (83.3)	4 (66.7)	3 (50.0)	4 (66.7)	3 (50.0)
沖 縄 県	5 (100.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	3 (60.0)	2 (40.0)
札 幌 市	4 (100.0)	3 (75.0)	4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
仙 台 市	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
さいたま市	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	9 (100.0)	8 (88.9)	7 (77.8)	5 (55.6)	6 (66.7)	4 (44.4)	6 (66.7)
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	5 (100.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	2 (40.0)
大 阪 市	3 (100.0)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	1 (33.3)	1 (33.3)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	3 (42.9)	2 (28.6)	4 (57.1)	3 (42.9)
広 島 市	4 (100.0)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	2 (50.0)
北 九 州 市	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
福 岡 市	5 (100.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	4 (80.0)	3 (60.0)	2 (40.0)	2 (40.0)

2 (6) ②要援護者の個人情報の取り扱いに関する、市(区)民児協としてのルールの内容

	福祉票等の保管場所のルール化	不要になった帳票の処分の方法	その他
全 体	59 (21.9)	170 (63.0)	19 (7.0)
北 海 道	3 (33.3)	5 (55.6)	0 (0.0)
青 森 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岩 手 県	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
宮 城 県	0 (0.0)	2 (66.7)	0 (0.0)
秋 田 県	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
山 形 県	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
福 島 県	3 (75.0)	3 (75.0)	0 (0.0)
茨 城 県	2 (33.3)	6 (100.0)	2 (33.3)
栃 木 県	0 (0.0)	6 (100.0)	2 (33.3)
群 馬 県	2 (50.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
埼 玉 県	3 (17.6)	10 (58.8)	0 (0.0)
千 葉 県	3 (27.3)	9 (81.8)	1 (9.1)
東 京 都	2 (8.3)	20 (83.3)	2 (8.3)
神 奈 川 県	0 (0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)
新 潟 県	1 (20.0)	2 (40.0)	0 (0.0)
富 山 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
石 川 県	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
福 井 県	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
山 梨 県	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
長 野 県	2 (28.6)	5 (71.4)	1 (14.3)
岐 阜 県	1 (16.7)	2 (33.3)	0 (0.0)
静 岡 県	4 (28.6)	10 (71.4)	0 (0.0)
愛 知 県	2 (22.2)	5 (55.6)	1 (11.1)
三 重 県	0 (0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)
滋 賀 県	2 (66.7)	3 (100.0)	0 (0.0)
京 都 府	1 (20.0)	5 (100.0)	0 (0.0)
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	2 (25.0)	2 (25.0)	1 (12.5)
奈 良 県	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
和 歌 山 県	2 (66.7)	3 (100.0)	0 (0.0)
鳥 取 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
岡 山 県	1 (50.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
広 島 県	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
山 口 県	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
徳 島 県	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)
香 川 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
高 知 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 県	2 (22.2)	7 (77.8)	0 (0.0)
佐 賀 県	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)
長 崎 県	1 (33.3)	3 (100.0)	0 (0.0)
熊 本 県	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)
大 分 県	1 (50.0)	2 (100.0)	0 (0.0)
宮 崎 県	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	2 (33.3)	3 (50.0)	0 (0.0)
沖 縄 県	2 (40.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
札 幌 市	2 (50.0)	3 (75.0)	0 (0.0)
仙 台 市	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)
さいたま市	0 (0.0)	3 (75.0)	0 (0.0)
千 葉 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
横 浜 市	3 (33.3)	5 (55.6)	0 (0.0)
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	4 (80.0)	5 (100.0)	0 (0.0)
大 阪 市	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	0 (0.0)	6 (85.7)	0 (0.0)
広 島 市	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	1 (20.0)	3 (60.0)	2 (40.0)

2 (7) ①要援護者支援に必要な個人情報の、行政からの提供状況

	調 査 数	受けられている	ほぼ受けられて いる	あまり受けられ ていない	まったく受けら れていない
全 体	801 (100.0)	125 (15.6)	263 (32.8)	322 (40.2)	72 (9.0)
北 海 道	32 (100.0)	9 (28.1)	7 (21.9)	15 (46.9)	1 (3.1)
青 森 県	10 (100.0)	2 (20.0)	4 (40.0)	4 (40.0)	0 (0.0)
岩 手 県	12 (100.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	5 (41.7)	1 (8.3)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	8 (66.7)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	2 (16.7)	4 (33.3)	5 (41.7)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	1 (10.0)
茨 城 県	25 (100.0)	5 (20.0)	10 (40.0)	8 (32.0)	1 (4.0)
栃 木 県	14 (100.0)	2 (14.3)	7 (50.0)	4 (28.6)	1 (7.1)
群 馬 県	12 (100.0)	1 (8.3)	6 (50.0)	5 (41.7)	0 (0.0)
埼 玉 県	39 (100.0)	8 (20.5)	10 (25.6)	17 (43.6)	3 (7.7)
千 葉 県	34 (100.0)	8 (23.5)	5 (14.7)	18 (52.9)	3 (8.8)
東 京 都	49 (100.0)	10 (20.4)	18 (36.7)	17 (34.7)	2 (4.1)
神 奈 川 県	15 (100.0)	4 (26.7)	5 (33.3)	4 (26.7)	1 (6.7)
新 潟 県	20 (100.0)	3 (15.0)	11 (55.0)	3 (15.0)	3 (15.0)
富 山 県	9 (100.0)	2 (22.2)	1 (11.1)	4 (44.4)	1 (11.1)
石 川 県	9 (100.0)	1 (11.1)	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)
福 井 県	5 (100.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
長 野 県	17 (100.0)	2 (11.8)	9 (52.9)	4 (23.5)	2 (11.8)
岐 阜 県	19 (100.0)	2 (10.5)	5 (26.3)	10 (52.6)	2 (10.5)
静 岡 県	21 (100.0)	1 (4.8)	8 (38.1)	9 (42.9)	3 (14.3)
愛 知 県	32 (100.0)	7 (21.9)	15 (46.9)	7 (21.9)	2 (6.3)
三 重 県	10 (100.0)	0 (0.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	3 (30.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	6 (50.0)	1 (8.3)
京 都 府	11 (100.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	7 (63.6)	0 (0.0)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	2 (8.0)	11 (44.0)	10 (40.0)	2 (8.0)
奈 良 県	11 (100.0)	4 (36.4)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)
和 歌 山 県	9 (100.0)	3 (33.3)	4 (44.4)	2 (22.2)	0 (0.0)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	4 (57.1)	2 (28.6)
岡 山 県	15 (100.0)	2 (13.3)	4 (26.7)	5 (33.3)	4 (26.7)
広 島 県	13 (100.0)	2 (15.4)	3 (23.1)	7 (53.8)	1 (7.7)
山 口 県	10 (100.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	0 (0.0)
徳 島 県	7 (100.0)	1 (14.3)	5 (71.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
香 川 県	7 (100.0)	2 (28.6)	1 (14.3)	4 (57.1)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	7 (63.6)	2 (18.2)
高 知 県	8 (100.0)	0 (0.0)	2 (25.0)	2 (25.0)	2 (25.0)
福 岡 県	24 (100.0)	4 (16.7)	9 (37.5)	11 (45.8)	0 (0.0)
佐 賀 県	10 (100.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	1 (10.0)
長 崎 県	11 (100.0)	2 (18.2)	3 (27.3)	5 (45.5)	1 (9.1)
熊 本 県	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	6 (50.0)	2 (16.7)
大 分 県	12 (100.0)	0 (0.0)	2 (16.7)	7 (58.3)	3 (25.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	1 (16.7)	2 (33.3)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	2 (15.4)	6 (46.2)	3 (23.1)	2 (15.4)
沖 縄 県	9 (100.0)	1 (11.1)	4 (44.4)	4 (44.4)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	5 (50.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
仙 台 市	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	1 (10.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	1 (16.7)
横 浜 市	17 (100.0)	0 (0.0)	2 (11.8)	12 (70.6)	2 (11.8)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	1 (16.7)
静 岡 市	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	1 (9.1)	6 (54.5)	3 (27.3)	1 (9.1)
大 阪 市	22 (100.0)	1 (4.5)	11 (50.0)	9 (40.9)	1 (4.5)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	3 (33.3)	6 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
広 島 市	6 (100.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	4 (66.7)	1 (16.7)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (66.7)	2 (33.3)
福 岡 市	7 (100.0)	3 (42.9)	4 (57.1)	0 (0.0)	0 (0.0)

2 (7) ②行政から提供を受けて保有できている要援護者に関する個人情報の内容

	調 査 数	すべての65歳以上の高齢者(同居)世帯	高齢者のみ世帯(高齢者複数人の世帯)	ひとり暮らし高齢者	その他の高齢者に関する情報	障害者・児に関する情報(障害種別の一部の場合も含む)	学齢前の乳幼児のいる世帯
全 体	801 (100.0)	226 (28.2)	271 (33.8)	388 (48.4)	104 (13.0)	105 (13.1)	37 (4.6)
北 海 道	32 (100.0)	15 (46.9)	10 (31.3)	16 (50.0)	2 (6.3)	4 (12.5)	3 (9.4)
青 森 県	10 (100.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	8 (80.0)	4 (40.0)	3 (30.0)	0 (0.0)
岩 手 県	12 (100.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	4 (33.3)	0 (0.0)	3 (25.0)	0 (0.0)
宮 城 県	12 (100.0)	1 (8.3)	2 (16.7)	5 (41.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	0 (0.0)
秋 田 県	12 (100.0)	3 (25.0)	4 (33.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	3 (25.0)	1 (8.3)
山 形 県	10 (100.0)	1 (10.0)	3 (30.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 島 県	10 (100.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
茨 城 県	25 (100.0)	11 (44.0)	12 (48.0)	18 (72.0)	3 (12.0)	6 (24.0)	0 (0.0)
栃 木 県	14 (100.0)	3 (21.4)	5 (35.7)	7 (50.0)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
群 馬 県	12 (100.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	7 (58.3)	3 (25.0)	1 (8.3)	2 (16.7)
埼 玉 県	39 (100.0)	10 (25.6)	13 (33.3)	16 (41.0)	5 (12.8)	4 (10.3)	5 (12.8)
千 葉 県	34 (100.0)	11 (32.4)	8 (23.5)	18 (52.9)	5 (14.7)	1 (2.9)	1 (2.9)
東 京 都	49 (100.0)	16 (32.7)	23 (46.9)	35 (71.4)	6 (12.2)	3 (6.1)	0 (0.0)
神 奈 川 県	15 (100.0)	3 (20.0)	4 (26.7)	7 (46.7)	3 (20.0)	3 (20.0)	0 (0.0)
新 潟 県	20 (100.0)	5 (25.0)	12 (60.0)	12 (60.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	0 (0.0)
富 山 県	9 (100.0)	1 (11.1)	3 (33.3)	4 (44.4)	1 (11.1)	2 (22.2)	0 (0.0)
石 川 県	9 (100.0)	3 (33.3)	4 (44.4)	7 (77.8)	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)
福 井 県	5 (100.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
山 梨 県	10 (100.0)	7 (70.0)	3 (30.0)	5 (50.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	1 (10.0)
長 野 県	17 (100.0)	5 (29.4)	9 (52.9)	11 (64.7)	5 (29.4)	7 (41.2)	2 (11.8)
岐 阜 県	19 (100.0)	3 (15.8)	5 (26.3)	14 (73.7)	1 (5.3)	1 (5.3)	1 (5.3)
静 岡 県	21 (100.0)	7 (33.3)	8 (38.1)	9 (42.9)	2 (9.5)	3 (14.3)	1 (4.8)
愛 知 県	32 (100.0)	7 (21.9)	13 (40.6)	26 (81.3)	5 (15.6)	9 (28.1)	0 (0.0)
三 重 県	10 (100.0)	3 (30.0)	6 (60.0)	4 (40.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)
滋 賀 県	12 (100.0)	4 (33.3)	2 (16.7)	4 (33.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)
京 都 府	11 (100.0)	2 (18.2)	3 (27.3)	3 (27.3)	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)
大 阪 府	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	25 (100.0)	8 (32.0)	7 (28.0)	11 (44.0)	6 (24.0)	5 (20.0)	0 (0.0)
奈 良 県	11 (100.0)	4 (36.4)	5 (45.5)	8 (72.7)	2 (18.2)	4 (36.4)	0 (0.0)
和 歌 山 県	9 (100.0)	5 (55.6)	4 (44.4)	6 (66.7)	2 (22.2)	2 (22.2)	1 (11.1)
鳥 取 県	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
島 根 県	7 (100.0)	1 (14.3)	2 (28.6)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
岡 山 県	15 (100.0)	2 (13.3)	3 (20.0)	3 (20.0)	2 (13.3)	0 (0.0)	1 (6.7)
広 島 県	13 (100.0)	6 (46.2)	3 (23.1)	5 (38.5)	1 (7.7)	1 (7.7)	0 (0.0)
山 口 県	10 (100.0)	3 (30.0)	7 (70.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	1 (10.0)	2 (20.0)
徳 島 県	7 (100.0)	4 (57.1)	3 (42.9)	3 (42.9)	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (14.3)
香 川 県	7 (100.0)	1 (14.3)	3 (42.9)	4 (57.1)	1 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
愛 媛 県	11 (100.0)	2 (18.2)	6 (54.5)	7 (63.6)	2 (18.2)	1 (9.1)	2 (18.2)
高 知 県	8 (100.0)	3 (37.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (12.5)
福 岡 県	24 (100.0)	12 (50.0)	9 (37.5)	10 (41.7)	2 (8.3)	3 (12.5)	1 (4.2)
佐 賀 県	10 (100.0)	5 (50.0)	6 (60.0)	6 (60.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)
長 崎 県	11 (100.0)	2 (18.2)	2 (18.2)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
熊 本 県	12 (100.0)	2 (16.7)	3 (25.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	1 (8.3)
大 分 県	12 (100.0)	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	0 (0.0)	1 (8.3)	0 (0.0)
宮 崎 県	6 (100.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	4 (66.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	13 (100.0)	6 (46.2)	6 (46.2)	7 (53.8)	3 (23.1)	1 (7.7)	1 (7.7)
沖 縄 県	9 (100.0)	1 (11.1)	3 (33.3)	5 (55.6)	0 (0.0)	2 (22.2)	0 (0.0)
札 幌 市	10 (100.0)	7 (70.0)	5 (50.0)	5 (50.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)
仙 台 市	3 (100.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
さいたま市	10 (100.0)	1 (10.0)	7 (70.0)	7 (70.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
千 葉 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)
横 浜 市	17 (100.0)	1 (5.9)	1 (5.9)	2 (11.8)	1 (5.9)	1 (5.9)	0 (0.0)
川 崎 市	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	3 (100.0)	2 (66.7)	2 (66.7)	2 (66.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	11 (100.0)	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	5 (45.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
大 阪 市	22 (100.0)	0 (0.0)	1 (4.5)	2 (9.1)	3 (13.6)	1 (4.5)	0 (0.0)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	9 (100.0)	3 (33.3)	9 (100.0)	8 (88.9)	0 (0.0)	2 (22.2)	1 (11.1)
広 島 市	6 (100.0)	4 (66.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	6 (100.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
福 岡 市	7 (100.0)	7 (100.0)	2 (28.6)	2 (28.6)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)

2 (7) ②行政から提供を受けて保有できている要援護者に関する個人情報の内容

	学齢児童のいる世帯	父子世帯	母子世帯	生活保護受給者あるいは世帯	その他
全 体	43 (5.4)	74 (9.2)	99 (12.4)	404 (50.4)	75 (9.4)
北 海 道	5 (15.6)	6 (18.8)	6 (18.8)	24 (75.0)	2 (6.3)
青 森 県	1 (10.0)	1 (10.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	1 (10.0)
岩 手 県	0 (0.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	4 (33.3)	2 (16.7)
宮 城 県	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	4 (33.3)	2 (16.7)
秋 田 県	0 (0.0)	1 (8.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	1 (8.3)
山 形 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (40.0)	0 (0.0)
福 島 県	0 (0.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
茨 城 県	0 (0.0)	6 (24.0)	6 (24.0)	15 (60.0)	0 (0.0)
栃 木 県	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.1)	4 (28.6)	2 (14.3)
群 馬 県	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	3 (25.0)
埼 玉 県	5 (12.8)	5 (12.8)	6 (15.4)	26 (66.7)	5 (12.8)
千 葉 県	2 (5.9)	3 (8.8)	7 (20.6)	17 (50.0)	3 (8.8)
東 京 都	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	36 (73.5)	3 (6.1)
神 奈 川 県	0 (0.0)	3 (20.0)	3 (20.0)	12 (80.0)	1 (6.7)
新 潟 県	1 (5.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	7 (35.0)	5 (25.0)
富 山 県	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (11.1)	2 (22.2)	1 (11.1)
石 川 県	4 (44.4)	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	1 (11.1)
福 井 県	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)
山 梨 県	1 (10.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	3 (30.0)	0 (0.0)
長 野 県	1 (5.9)	4 (23.5)	5 (29.4)	4 (23.5)	0 (0.0)
岐 阜 県	1 (5.3)	1 (5.3)	2 (10.5)	10 (52.6)	0 (0.0)
静 岡 県	0 (0.0)	4 (19.0)	5 (23.8)	9 (42.9)	2 (9.5)
愛 知 県	1 (3.1)	4 (12.5)	8 (25.0)	23 (71.9)	3 (9.4)
三 重 県	0 (0.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	5 (50.0)	2 (20.0)
滋 賀 県	1 (8.3)	1 (8.3)	1 (8.3)	3 (25.0)	1 (8.3)
京 都 府	2 (18.2)	1 (9.1)	1 (9.1)	8 (72.7)	0 (0.0)
大 阪 府	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
兵 庫 県	0 (0.0)	1 (4.0)	1 (4.0)	11 (44.0)	3 (12.0)
奈 良 県	1 (9.1)	0 (0.0)	1 (9.1)	7 (63.6)	0 (0.0)
和 歌 山 県	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	5 (55.6)	0 (0.0)
鳥 取 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
島 根 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)
岡 山 県	1 (6.7)	1 (6.7)	2 (13.3)	4 (26.7)	3 (20.0)
広 島 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (46.2)	2 (15.4)
山 口 県	2 (20.0)	2 (20.0)	2 (20.0)	6 (60.0)	0 (0.0)
徳 島 県	1 (14.3)	3 (42.9)	3 (42.9)	3 (42.9)	1 (14.3)
香 川 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	1 (14.3)
愛 媛 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (18.2)	0 (0.0)
高 知 県	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	1 (12.5)
福 岡 県	1 (4.2)	0 (0.0)	1 (4.2)	14 (58.3)	3 (12.5)
佐 賀 県	1 (10.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)
長 崎 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (36.4)	2 (18.2)
熊 本 県	1 (8.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	3 (25.0)	2 (16.7)
大 分 県	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (33.3)	3 (25.0)
宮 崎 県	1 (16.7)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)
鹿 児 島 県	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	3 (23.1)	0 (0.0)
沖 縄 県	1 (11.1)	3 (33.3)	4 (44.4)	4 (44.4)	1 (11.1)
札 幌 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (50.0)	0 (0.0)
仙 台 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	1 (33.3)
さいたま市	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	8 (80.0)	0 (0.0)
千 葉 市	0 (0.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (33.3)
横 浜 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (52.9)	0 (0.0)
川 崎 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
静 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)
名 古 屋 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
京 都 市	0 (0.0)	1 (9.1)	2 (18.2)	9 (81.8)	1 (9.1)
大 阪 市	1 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (95.5)	4 (18.2)
堺 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
神 戸 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (77.8)	0 (0.0)
広 島 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (50.0)	0 (0.0)
北 九 州 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)	0 (0.0)
福 岡 市	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)	1 (14.3)

V. 調查票

